

令和8年度
宮古島市の教育



宮古島市教育委員会



宮古島市市章

製作意図

宮古島市の頭文字である平仮名の「み」をモチーフに
宮古島市民が未来へ飛躍する様子を、美しい海や空、
緑の大地、太陽をイメージしてデザインしている。

表紙

2026年に誕生した、沖縄県指定天然記念物 宮古島の
「左：ホープ(Hope 希望)」と「右：ピース(Peace 平和)」
背景は、沖縄県史跡文化財指定「アラフ遺跡」

発刊にあたって

宮古島市は、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性、創造性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を教育基本理念として掲げ、第3次宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)では、目指す子ども像として「超スマート社会(Society5.0)を心豊かにたくましく生きる主体性、創造性、国際性に溢れた明るい子」と定めています。ただし、この第3次宮古島市教育ビジョンは、令和4年度に策定し令和8年度までの計画であるため、この1年間を次期(令和9年度～13年度)教育ビジョン策定の準備、検討、協議を経て第4次教育ビジョン(第4次教育振興計画)を策定いたします。

したがって令和8年度は、これまでの施策の検証や振り返りをしつつ4年次の集大成の1年と位置づけ、これらの目標、目指す姿の実現に向けて、学校教育の充実を図るとともに社会教育の推進と生涯学習の振興に取り組んでまいります。

学校教育については、「地域とともにある学校づくり」を目指し、学校と地域が連携・協働して学校の運営に取り組みながら子どもたちを育成するコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を進めており令和8年度までに全ての中学校区(一部地域は各学校)に導入します。コミュニティスクールの導入により、家庭、学校、地域が一体となった教育を進めて行きたいと考えています。子どもたちが地域で活躍する大人たちと出会い、地域文化に触れながら、アイデンティティを形成していけるよう取り組んで参りますので、関係機関や地域の皆様のご協力をお願い申し上げます。また、めざす子どものすがたとして「命どう宝」「アララガマ」「博愛の心」「ユイマール」を共有し未来を担う子どもたちとともに育んでまいります。

また不登校児童生徒の増加対策、学力向上の推進、部活動の地域展開のあり方等についても今後、協議を進めて参ります。

文化振興については、市民文化の向上を図るため、多彩な事業に取り組むとともに市民の文化・芸術活動を積極的に支援してまいります。

生涯スポーツ振興については、誰でも気軽にスポーツに親しめる環境づくりに取り組み、市民の健康保持や体力向上を図ってまいります。

本市の教育施策に理解を深めて頂くとともに、多くの皆様から教育行政への助言・提言を頂き、効果的な教育施策の展開とさらなる教育振興へつなげていきたいと考えております。今後とも市民の皆様、関係機関の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

令和8年7月
宮古島市教育委員会
教育長 宮城 克典

目 次

1 章 宮古島の概要

- 1 宮古島の概況 1
- 2 宮古島の市木・市花等 2

2 章 地方教育行財政

- 1 教育長及び教育委員 3
- 2 宮古島市教育委員会主要施策体系 4
- 3 宮古島市教育委員会事務分掌 6
- 4 教育委員会の会議の状況 8
- 5 宮古島の財政 10
- 6 令和8年度教育予算 11
- 7 宮古島市教育委員会の沿革 12

3 章 学校教育～子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の推進～

1 節 宮古島の学校教育 16

- 1 学校教育の振興
- 2 施 策
- 【幼稚園】
- 【小・中学校】
- 3 令和7年度 事業実績

2 節 教育研究所 41

- 1 設置の目的
- 2 方 針
- 3 事 業
- 4 組 織
- 5 運 営
- 6 職員構成
- 7 事業概要
- 8 令和8年度 事業計画
- 9 令和7年度 事業実績

3 節 学校給食共同調理場 46

- 1 宮古島市立学校給食共同調理場の概要
- 2 学校給食の目的及び目標
- 3 給食共同調理場の事業
- 4 令和8年度 年間給食回数予定表
- 5 配送状況
- 6 給食状況
- 7 児童生徒一人一食当たり摂取栄養量

4 節 学校教育施設 49

- 1 施設整備の基本方針と役割
- 2 令和8年度 事業計画

4 章 社会教育～みんなで学ぶ生涯学習～

1 節 社会教育 50

- 1 主要施策
- 2 施策の推進
- 3 令和8年度 生涯学習・社会教育事業計画
- 4 施策の推進体制

2 節	公民館	53
1	現状と課題	
2	運営目標	
3	執行体制と活動内容	
4	各公民館	
3 節	図書館	72
1	現状と課題	
2	運営の基本方針	
3	重点目標	
4	施策の推進体制	
5	令和8年度 事業計画	
6	事業実績	
5 章	文化振興～文化の振興と文化財の保存・保護並びに活用の推進～	
1 節	文化振興	77
1	目標	
2	現状と課題	
3	施策項目	
4	令和8年度 事業計画	
5	令和7年度 文化事業の実績	
2 節	文化財	80
1	施策項目	
2	令和8年度 事業計画	
3	施策の推進体制	
3 節	総合博物館	83
1	基本方針	
2	常設展示	
3	刊行物	
4	令和8年度事業計画	
5	令和7年度事業実績	
4 節	文化ホール	88
1	設置目的	
2	施設の概要	
3	施設の開館日及び開館時間	
4	施策の推進体制	
5	自主文化事業	
6	令和8年度事業計画	
7	令和7年度事業実績	
8	令和7年度利用状況	
6 章	スポーツ振興～生涯スポーツの充実～	91
1	基本方針	
2	社会体育における重点施策	
3	令和8年度 事業計画	
4	施策の推進体制	
5	令和7年度 事業実績	
6	体育施設の概要	

資料編

【各種委員等】

1	各種委員名簿	94
(1)	宮古島市社会教育委員	
(2)	宮古島市放課後子ども教室推進事業及び地域学校協働本部推進事業運営委員会委員	
(3)	宮古島市文化財保護審議会委員	
(4)	宮古島市史編さん委員	
(5)	宮古島市文化財保存活用地域計画作成協議会委員	
(6)	宮古島市スポーツ推進委員	
(7)	宮古島市青少年問題協議会委員	
(8)	宮古島市総合博物館協議会委員	
2	社会教育団体等名簿	98
(1)	宮古島市子ども会育成連絡協議会	
(2)	宮古地区婦人連合会	
(3)	宮古地区PTA連合会	
(4)	宮古地区青少年健全育成市民会議	
3	歴代教育委員	101
4	歴代教育長	102

【学校・教育機関】

1	令和8年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師配置一覧	103
2	令和8年度宮古島市立小学校・中学校・幼稚園・こども園一覧	105
3	令和8年度児童・生徒・園児数	108
(1)	小学校児童数	
(2)	中学校生徒数	
(3)	幼稚園児数	
4	宮古島市立学校施設	110
(1)	小学校の敷地及び施設面積	
(2)	中学校の敷地及び施設面積	
(3)	幼稚園の敷地及び施設面積	

【第3次宮古島市教育ビジョン】

1 章

宮古島市の概要

宮古島の概況

位 置

宮古諸島は、北東から南西へ弓状に連なる琉球弧のほぼ中間にあつて、北緯24度から25度、東経125度から126度を結ぶ網目の中に位置しており、沖縄本島(那覇)の南西約300キロメートル、石垣島の東北東約130キロメートルの距離にあります。

また、大きな河川もなく、水資源のほとんどを地下水に頼っています。

面 積

本市の面積は204.2平方キロメートルで、大小6つの島々(宮古島、池間島、大神島、伊良部島、下地島、来間島)からなり、その中でも宮古島が最も大きく、総面積の約70%を占め、宮古群島の中心をなしています。

気 候

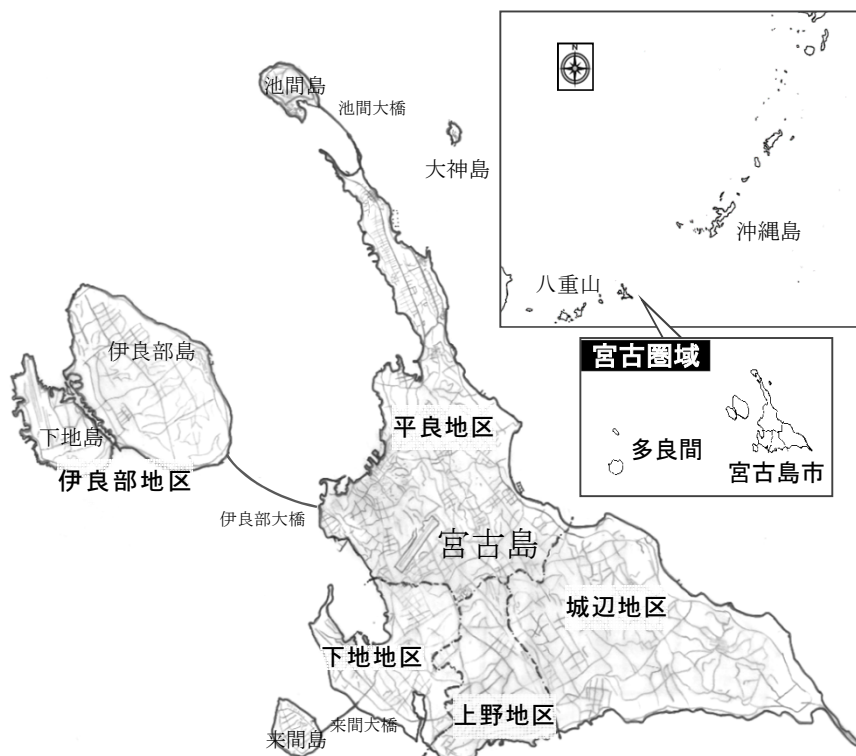
気候は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均気温は23.3℃、降水量の平年値は2019.3mmで一年を通して寒暖の差が少ない穏やかな気候です。

人 口

本市の人口は、令和8年4月末現在で55,353人(平良38,611人、城辺5,231人、下地2,975人、上野3,925人、伊良部4,611人)で世帯数が31,363世帯となっています。

産 業

第1次産業が主で、特産品としては黒糖、泡盛、マンゴー、もずく、海ぶどう、メロンなどがあります。



宮古島の市木・市花等

【市 木】ガジュマル

常緑高木で、熱帯雨林では20mもの大木になる。クワ科イチジク属。沖縄では、各島の低地、岸壁面、樹上などにさまざまな形で生育する。老大木にもなると、その特異な形状が神秘奇怪に見えることから神木霊木にもなる。昔の子どもたちは幹の白い樹液を遊びに用いたりした。



【市 花】ブーゲンビレア

ブーゲンビレアは常緑のつる性植物。花は、赤、青、黄、白と色彩豊か。色のついた部分は花びらではなく、葉の変形した苞（ほう）で本当の花は茎の中にある筒状の部分。日当たりと水はけのよい場所であれば、土質は特に選ばず、鉢栽培、生垣、フェンスなどトレリス型仕立てなど作り方もいろいろ楽しめる熱帯を代表する植物の1つ。



【市花木】デイゴ

春から初夏にかけて樹冠全体に咲く紅色の花。沖縄三大名花とされ県花にも指定されている。公園や街路樹としてよく植栽されている。この木を素材にして、琉球漆器や各種工芸品にも使われている。



【市 鳥】サシバ

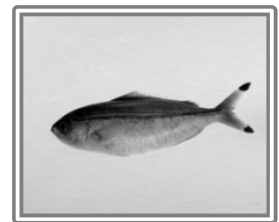
秋に越冬のために台湾やフィリピン方面へ渡るが、宮古群島は昔からサシバの中継地として知られている。北風の吹き出す「寒露」のころ（10月8日前後）にその風を利用して南下して来る。成鳥はカラスほどの大きさで目が黄色の鋭い顔つきをしている。体はすこし赤みのあるかった色で胸と腹にかった色の横じまがある。

昔は食料として、また子ども達のおもちゃとして捕獲されていたが、現在は数が減り、国際保護鳥に指定されている。



【市 魚】タカサゴ（方言名：グルクン）

色彩豊かな25cm前後の美しい魚で、広く庶民に親しまれ、熱帯性で沖縄からインド洋にかけて分布。一年を通して漁獲できる本県の主要魚種である。沖縄では数少ない大衆魚として広く県民の食卓に普及しており、かまぼこの原料等にも利用されている。さらに、沖縄の海を連想させる美しい色彩を持っており、味もよいとされている。



【市 蝶】オオゴマダラ

日本最大のチョウの1つ。羽を広げた時の大きさが6～8cmある。えさとなるホウライカガミには、毒が含まれており、この毒が成虫になっても残るため、敵に襲われる事は少ない。飛び方はゆるやかで優雅。サナギは、「金のサナギ」でよく知られている。



【市 貝】スイジガイ

6本の角があり、水の字に似た姿をしている。漢字で書くと「水字貝」となる。魔よけや火難よけとして利用するのは、沖縄の風習のひとつで、宮古でも古くからスイジガイのツノを縄で結び豚舎の前に吊したり、石垣や軒下につるしたりしている。



2 章

地方教育行財政

1 教育長及び教育委員



教育長
宮城 克典



教育長職務代理者
平良 智枝子



委 員
中尾 忠笹



委 員
東風平 恭子



委 員
比嘉 豊樹

役職名	氏 名	任 期
教 育 長	宮城 克典	令和 7年 7月 7日～令和 10年 7月 6日
教育長 職務代理者	平良 智枝子	令和 4年 12月 5日～令和 8年 12月 4日 ----- (教育長職務代理者：令和 7年 12月 5日～)
委 員	中尾 忠笹	令和 6年 12月 5日～令和 10年 12月 4日
委 員	東風平 恭子	令和 7年 7月 7日～令和 9年 12月 23日
委 員	比嘉 豊樹	令和 7年 12月 5日～令和 11年 12月 4日

2 令和8年度 宮古島市教育委員会主要施策体系

主要目標

教育課題

重点施策

郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性、創造性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興

学校・家庭・地域が一体となり、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい人材を育成する。

「確かな学力」をはぐくみ、宮古島の未来の担い手として時代に対応できる主体性・創造性・国際性に溢れる人材を育成する。

市民の学習ニーズの多様化・高度化に応える生涯学習の実現を目指す。

I 【学校教育】

1. 確かな学力の向上の推進

- i 学校・地域の特色を活かした魅力ある学校づくりによる幼児児童生徒の資質・能力の育成
- ii 保幼小協働でのカリキュラム作成によるスムーズな幼小接続及び幼児教育の推進
- iii 教員の授業改善、児童生徒の情報活用能力の向上をめざしたGIGAスクール構想の推進

2. 豊かな心を育む教育の推進

- i 豊かな心を育む道德教育の充実
- ii 多様な価値観を持つ子どもの育成

3. 健やかな体の育成を図る教育の推進

- i 日常的に運動に親しむ習慣・環境づくりの推進（運動部活動、スポーツ少年団等）
- ii 基本的生活習慣の確立に向けた取り組みの推進

4. 地域と共にある学校づくりの推進

- i コミュニティスクール（学校運営協議会制度）導入の推進
- ii 家庭、地域と連携・協働したキャリア教育の推進

5. 教職員の資質・能力の向上

- i 働き方改革を推進し子どもの教育に専念できる取り組みの推進
- ii 教職員の学び続ける資質・能力の向上

6. 課題を抱える児童生徒の社会自立に向けた支援体制の充実

- i 生徒指導関連事業を展開し、課題を抱える児童生徒の自立支援の充実
- ii いじめ、不登校等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応の体制構築

7. 共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育の推進

- i 特別支援教育の連続性のある指導の充実と適切な学びの場の決定に向けた就学支援の充実
- ii 子どもの多様なニーズ（困り感）に応じた指導の充実

II 【社会教育】

1. 社会教育の推進と生涯学習の振興

- i 「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる機会の創出、ならびに市民の多様な学習ニーズを満たす取り組みの推進
- ii 生涯学習の普及、啓発のための市民の学習成果発表の場の創出
- iii 青少年団体、婦人団体、PTA等社会教育団体の育成援助および活動促進
- iv 生涯学習指導者登録制度（リーダーバンク）の活用に向け、周知活動の展開と新たな地域人材の発掘・強化
- v 生涯学習の拠点施設となる「未来創造センター（中央公民館）」を中心とした更なる生涯学習の充実

2. 青少年健全育成

- i 家庭・学校・地域間の情報共有・行動連携を基盤にした問題行動の未然防止、早期対応、早期解決による青少年の健全育成
- ii リーダーバンクを活用した体験活動（勉強会、スポーツ・文化活動）や放課後子ども教室などの充実
- iii 青少年の諸課題解決に向けた青少年問題協議会の活動強化、ならびに関係行政機関・家庭・地域・学校関係者の連携強化
- iv 社会教育団体（青少年団体、婦人団体、PTA等）の研修会を通じた指導者の資質の向上ならびに活動促進

3. 市立図書館活用の推進

- i 市民の多様な学習ニーズに応える図書資料とサービスの充実
- ii 図書館遠隔地住民や視覚障がい者、学校教育に役立つ電子図書館を導入
- iii 図書館利用者拡大に向けた図書館に親しむイベントの実施
- iv 「市立図書館と学校図書館の連携強化」ならびに「家庭・地域における読み聞かせ活動の支援による子どもの読書活動推進」
- v 市ホームページやSNSを活用した図書館資料や利用等についての情報発信

III 【スポーツ振興】

1. 生涯スポーツの推進

- i 個人の体力や年齢に応じて気軽に実践できる生涯（軽）スポーツの普及・発展
- ii スポーツ指導者の育成と各種スポーツ教室・講習会の充実
- iii スポーツ施設の計画的・効率的な整備と施設の有効活用
- iv 総合型地域スポーツクラブの発展や市民一人ひとりのスポーツニーズに応じた活動の充実

2. 競技スポーツの充実	- i 指導者育成講習会の充実と県大会の受け入れ体制の強化 - ii 各競技団体等へ講師（アドバイザー）を招聘し講習会及び実技指導の推進 - iii リーダーバンクに登録されている人材やスポーツ推進委員の活用推進 - iv 各種スポーツ団体の活動支援及び競技者の拡大と競技力の向上 - v 全国・県大会レベルで活躍できるアスリートの育成
IV 【文化振興】	
1. 文化活動の充実強化	- i 市民が実施する「変化する社会の情勢に対応した芸術文化」への効果的な支援 - ii 子どもたちが方言に触れる取り組みや伝統文化の継承の支援 - iii 宮古島市文化ホールでの市民に身近な文化拠点施設としての活用と機能の維持・強化 - iv 多彩な文化芸術活動に取り組む団体等への支援及び新たな自主事業の方向性の検討
2. 文化財の保存と活用	- i 天然記念物の保護対策の継続、「宮古馬」の繁殖計画、飼育環境の整備、後継者の育成、宮古馬の馴致・調教による積極的な保存・活用 - ii 国指定名勝・天然記念物「八重干瀬」のさらなる保全・活用 - iii 国指定重要無形文化財である宮古上布に関する技能後継者の育成事業推進、宮古上布の魅力発信 - iv 宮古島市の歴史と文化の記録保存と市民への周知を目的とした市史編さん事業の実施 - v 文化財の保存や修復、周辺環境整備の推進による市民が文化財にふれる利便性向上 - vi 宮古島市歴史文化資料館を中心とした、郷土の歴史・文化への理解を深めるための文化財資料の展示・公開などの利活用推進 - vii 文化財散策冊子『綾道(あやんづ)』を活用した文化財の魅力発信
3. 博物館活動の推進	- i 収蔵品や展示品等の充実、適正管理及び施設の充実強化 - ii インターネットを利用した情報発信による博物館の活用促進 - iii 学芸員の確保・人材育成による調査研究関係者や来館者の受け入れ体制の充実 - iv 地域住民の学習の場及び文化活動の拠点となる新宮古島市総合博物館（仮称）の建設検討
V 【教育行政の充実・強化】	
1. 教育委員会の活性化	- i 教育委員会ホームページの更新や広報誌の発行、教育委員会会議の公開等による広報広聴活動推進 - ii 教育委員や事務局職員の資質向上と教育課題への迅速な対応の強化 - iii 積極的な学校訪問を通じた小中学校との連携強化 - iv 市長と教育委員会で構成される総合教育会議を活用した連携強化 - v 事務事業の点検・評価の充実による効率的な行政運営
2. 組織・体制の見直し	- i 指定管理者制度の導入検討 - ii 更新時期が到来する建物等に関する類似施設の統廃合も含めた検討 - iii 公民館施設の連携強化、管理運営の効率化、組織体制の見直しについての検討 - iv 効率的な教育行政の運営に向けた、事務局全体の組織・体制の見直し検討 - v 社会教育主事・学芸員・司書等の専門的な職員の配置強化、職員の資質向上 - vi 幼稚園の規模適正化と適正な教職員数の確保

3 宮古島市教育委員会事務分掌

教 育 部	教育総務課	TEL (0980) 73-1970 FAX (0980) 73-1967	
	総務係		○教育委員会会議に関すること ○秘書業務に関すること ○広報に関すること ○教育予算の総括に関すること ○県市町村教育委員会連合会及び都市教育長協議会に関すること ○表彰及び儀式に関すること ○規則規程の制定及び改廃に関すること ○地方教育行政調査に関すること ○奨学資金に関すること ○宮古島市の教育編さん発行に関すること ○市費負担職員の給与に関すること ○市費負担職員の任免、分限、懲戒、賞罰、服務、福利厚生、公務災害その他人事に関すること ○公印の管守に関すること ○請願及び陳情の総括に関すること ○教育行政に関する相談に関すること ○課の庶務及び課の予算執行に関すること ○職員及び宮古島市立学校職員の労働安全及び衛生管理に関すること ○宮古島市立学校職員の健康診断に関すること ○教育長専用車に関すること ○学校規模適正化に関すること ○学校規模適正化検討委員会に関すること ○学校規模適正化に係る通学区域及び通園区域に関すること ○学校規模適正化に係る学校施設の建設計画に関すること ○その他教育長が必要と認める事項 ○他課の所管に属さないこと
	教育施設課	TEL (0980) 73-1986 FAX (0980) 73-1967	
	整備係		○教育施設の建設計画に関すること ○学校建設の建設計画及び設置に関すること ○学校施設建設長期計画・長寿命化計画に関すること ○建築物非構造部材調査及び改修工事に関すること ○学校施設に関する国及び県の調査及び統計に関すること ○学校施設の維持管理業務及び130万円以上の改修工事に関すること ○教育委員会が管理する建築物の設計精査（委託・工事）に関すること ○教育委員会が管理する建築物（新築及び修繕500万円以上）の施工監理に関すること ○教育委員会が管理する建築物における基本構想及び基本計画の技術協力に関すること ○所管補助事業の申請及び報告に関すること
	管理係		○学校施設の用途変更、廃止及び処分に関すること ○公立学校施設台帳の整理保存に関すること ○行政財産使用許可申請に関すること ○休校及び廃校の学校施設使用許可申請に関すること ○学校施設の警備に関すること ○学校施設附属設備（自家用電気工作物、消防用設備、浄化槽、空調設備、昇降機）等の保守管理に関すること ○学校施設の空調設備の集中管理業務に関すること ○学校施設の台風災害報告に関すること ○学校施設の維持管理業務、130万円未満の改修工事に関すること ○所管区域の教員住宅の管理に関すること ○環境衛生作業員に関すること ○課の庶務に関すること
	学校教育課	TEL (0980) 72-9959 FAX (0980) 73-1976	
	学務係		○児童生徒の就学に関すること ○通学区域及び通園区域に関すること ○学校基本調査に関すること ○幼稚園に関すること ○県費負担教職員の免許、任免、分限、懲戒、賞罰、服務、福利厚生、公務災害その他人事に関すること ○県費負担教職員の給与の内申に関すること ○就学援助制度に関すること ○特別支援教育就学奨励費に関すること ○学校備品に関すること ○学校配当予算に関すること ○課の庶務に関すること ○その他学務に関すること
	指導係		○教科用図書に関すること ○学校安全教育及び独立法人日本スポーツ振興センターに関すること ○幼児、児童、生徒及び教職員の健康診断に関すること ○学校の環境衛生に関すること ○特別支援教育及び就学指導に関すること ○学校の運営に関すること ○各種補助金に関すること ○就学相談等に関すること ○その他教育指導に関すること
	教育情報係		○教育の情報化に係る企画及び調整に関すること ○教育ネットワーク及びシステムに関すること ○教育系パソコン及び周辺機器に関すること ○学習用ICT機器及びシステムの運用管理に関すること ○学習用ICT機器及びシステムの利活用に関すること ○校務支援システムに関すること ○教育の情報化に係る教育研修に関すること ○ICT支援員に関すること ○その他教育の情報化に関すること
	指導主事		○学校経営及び幼稚園経営についての指導助言に関すること ○教育課程及び教育内容についての指導助言に関すること ○学校行事の承認及び指導に関すること ○教育実習に関すること ○県費負担教職員及び幼稚園教職員の研修に関すること ○校長連絡会及び教頭連絡会に関すること ○学校教育に係る調査研究に関すること ○教育研究所及び教育支援センターに関すること
	教育研究所	TEL (0980) 73-1104 FAX (0980) 73-1976	○教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること ○教育職員の研修に関すること ○教育関係資料の収集及び活用等に関すること ○研究成果の普及に関すること
	学校給食共同調理場	TEL (0980) 72-4241 FAX (0980) 72-3074	○宮古島市立小・中学校の児童生徒及びその他教育機関の職員の給食に関すること ○給食物資の調達に関すること ○学校給食の調理及び配送に関すること ○食器、食缶等の洗浄、消毒及び保管に関すること

生涯学習部	生涯学習振興課	TEL (0980) 72-3764 FAX (0980) 73-1976
	社会教育係	○生涯学習基本計画及び基本構想に関する事 ○社会教育の振興に関する事 ○社会教育委員に関する事 ○社会教育指導員に関する事 ○社会教育施設の設置、管理運営及び廃止に関する事 ○社会教育施設の運営の指導助言に関する事 ○社会教育団体の指導育成に関する事 ○二十歳を祝う会に関する事 ○青少年の教育及び健全育成に関する事 ○公印の管守に関する事 ○青少年問題協議会に関する事 ○その他社会教育及び青少年に関する事 ○生涯学習人材バンクに関する事 ○スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に関する事 ○生涯スポーツに関する事 ○その他保健体育に関する事 ○課の庶務に関する事
	文化振興係	○芸能、演劇、音楽、講演会、展示会等、芸術文化の振興及び企画に関する事 ○市民総合文化祭に関する事 ○学術機関及び文化団体との協力に関する事 ○その他文化活動に関する事 ○文化ホールの施設の維持管理及び運営に関する事 ○文化ホール運営審議会に関する事 ○その他文化ホールに関する事
	文化財係	○文化財の調査、研究、指定、保護及び普及啓発に関する事 ○文化財の維持管理に関する事 ○文化財の指定及び指定解除に関する事 ○文化財保護審議会に関する事 ○文化財の存否照会に関する事 ○埋蔵文化財の発掘調査に関する事 ○市史編さんに関する事 ○宮古馬の保存に関する事 ○宮古上布の技術保存に関する事 ○その他文化財に関する事
	図書館	TEL (0980) 72-2235 FAX (0980) 73-1136 （未来創造センター内）
	庶務係	○公印の管理に関する事 ○図書館電算システムに関する事 ○図書館資料の購入に関する事 ○未来創造センターの施設整備及び備品の維持管理に関する事 ○集会室等の貸出業務に関する事 ○館報その他読書資料の発刊及び配布に関する事 ○備品の維持管理に関する事 ○図書館の庶務に関する事 ○公用車の管理に関する事 ○図書館協議会に関する事 ○館内の他の係に属さない事
	奉仕係	○図書館資料の貸出しに関する事 ○おはなし玉手箱に関する事 ○図書館資料の選定及び整理に関する事 ○移動図書館運営に関する事 ○図書館の文化事業に関する事 ○レファレンス・サービス（調べものの手助け）に関する事 ○他の図書館、学校、公民館、博物館等の連絡及び協力に関する事 ○市立学校図書館との連絡及び協力に関する事 ○読書団体との連絡及び団体活動の促進に関する事 ○図書館の読書相談に関する事 ○学校・団体貸出しに関する事 ○その他図書館奉仕に関する事
	公民館	中央公民館 TEL (0980) 73-1123 FAX (0980) 73-1136 （未来創造センター内） 城辺公民館 TEL (0980) 77-4903 FAX (0980) 77-4227 下地公民館 TEL (0980) 76-6017 FAX (0980) 76-6018 上野公民館 TEL (0980) 76-2483 FAX (0980) 76-6398 伊良部公民館 TEL (0980) 78-3558 FAX (0980) 78-6210 ○公民館の管理運営に関する事 ○各種団体との連絡調整に関する事 ○各種講座開設に関する事 ○公民館運営審議会に関する事 ○地域関連事業に関する事 久松地区公民館・西原地区公民館・下崎地区公民館
	総合博物館	TEL (0980) 73-0567 FAX (0980) 73-0822
	学芸係	○資料の収集、保管、展示、利用等に関する事。 ○標本、模写、模型等の資料に関する事。○資料の利用に関する助言、指導等に関する事。 ○資料に関する専門的、技術的な調査研究に関する事。 ○資料の保管及び展示等に関する技術的な研究に関する事。 ○資料に関する解説書、目録、図録、研究報告書等の刊行に関する事。 ○資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催に関する事。 ○他の博物館、図書館、学校その他の関係機関、団体等の協力に関する事。 ○資料の寄贈及び寄託に関する事。 ○前各号のほか、学芸事務に関する事。
	管理係	○公印の管理に関する事。 ○規定案の作成に関する事。 ○文書の收受、発送及び編さん保存に関する事。 ○職員の身分、服務及び厚生に関する事。 ○職員の諸給与及び旅費に関する事。 ○予算案の準備並びに予算執行案の作成及び事後の整理に関する事。 ○物品の出納及び保管に関する事。 ○施設及び設備の維持管理に関する事。 ○館内の秩序維持に関する事。 ○入館者の受付及び入館料に関する事。 ○博物館協議会に関する事。 ○前各号のほか、他の所掌に属さない事項に関する事。

4 令和7年度教育委員会の会議の状況

教育委員会の会議は、月1回の定例会と随時に開催される臨時会があり、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの会議開催数、付議事件数とその内容は次のとおりです。

(1) 開催数 定例会12回 臨時会2回

議案番号	会議名	議案名	担当課
報告第1号	第1回定例会	臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会事務決裁規程の一部改正について）	教育総務課
報告第2号	〃	臨時代理処分の報告について（宮古島市宮古方言保存継承事業補助金交付要綱の一部改正について）	生涯学習振興課
報告第3号	〃	臨時代理処分の報告について（宮古島市文化ホール条例の一部改正について）	〃
議案第1号	第2回定例会	宮古島市総合博物館デジタル・ミュージアム検討委員会設置要綱の制定について	総合博物館
議案第2号	〃	宮古島市総合博物館協議会委員の任命について	〃
議案第3号	〃	宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について	学校給食共同調理場
議案第4号	〃	議決内容の一部変更について	教育施設課
議案第5号	〃	財産の取得について	学校教育課
議案第6号	〃	令和7年度宮古島市一般会計（教育委員会）補正予算（第2号）について	教育総務課
議案第7号	第1回臨時会	教育委員の辞職の同意について	教育総務課
議案第8号	第3回定例会	宮古島市公民館運営審議会委員の委嘱について	中央公民館
議案第9号	〃	宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の一部改正について	教育総務課
報告第4号	〃	臨時代理の報告について（宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について）	学校教育課
議案第10号	第4回定例会	宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について	学校教育課
議案第11号	〃	令和7年度宮古島市一般会計（教育委員会）補正予算（第4号）について	教育総務課
議案第12号	第5回定例会	城東中学校屋内運動場改修工事請負契約について	教育施設課
議案第13号	〃	上野小学校屋内運動場改修工事請負契約について	〃
議案第14号	〃	伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約について	〃
議案第15号	第6回定例会	宮古島市未来創造センターサービスコーナー運営事業者選定委員会設置要綱の廃止について	市立図書館
議案第16号	〃	宮古島市スクールロイヤー設置要綱の制定について	学校教育課
議案第17号	〃	宮古島市教育委員会事務決裁規程の一部改正について	教育総務課
報告第5号	〃	職員に対する訓告について	〃
報告第6号	第7回定例会	臨時代理処分の報告について（令和7年度宮古島市教育委員会職員の人事異動について）	教育総務課
報告第7号	〃	臨時代理処分の報告について（スクールロイヤー設置委嘱業務契約締結について）	学校教育課
議案第18号	第8回定例会	宮古島市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部改正について	生涯学習振興課
議案第19号	〃	令和7年度宮古島市一般会計（教育委員会）補正予算（第6号）について	教育総務課
議案第20号	第9回定例会	宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則の一部改正について	学校教育課
議案第21号	〃	宮古島市立適応指導教室設置規則の一部改正について	教育研究所
議案第22号	〃	実践研究宮古島市ラウンドテーブル事業実施要綱の一部改正について	〃
議案第23号	〃	令和8年度宮古島市立幼稚園休園の承認について	学校教育課
議案第24号	〃	令和7年度宮古島市一般会計（教育委員会）補正予算（第8号）について	教育総務課
議案第25号	〃	令和8年度宮古島市一般会計（教育委員会）予算について	〃
報告第8号	〃	職員に対する懲戒処分について	〃
議案第26号	第10回定例会	宮古島市立学校職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部改正について	学校教育課
議案第27号	〃	宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について	教育総務課
議案第28号	〃	宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について	〃
議案第29号	〃	令和7年度宮古島市一般会計（教育委員会）補正予算（第10号）について	〃

議案番号	会議名	議案名	担当課
報告第9号	第10回定例会	「宮古島市文化財保存活用地域計画」策定の報告について	生涯学習振興課
議案第30号	第2回臨時会	令和8年度宮古島市立学校管理職人事について	学校教育課
議案第31号	第11回定例会	宮古島市立幼稚園管理規則の一部改正について	学校教育課
議案第32号	〃	宮古島市幼小接続推進事業実施要綱の制定について	〃
議案第33号	〃	宮古島市幼小接続推進協議会設置要綱の制定について	〃
議案第34号	〃	令和8年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について	〃
議案第35号	〃	「令和6年度教育事務事業点検評価報告書」について	教育総務課
議案第36号	〃	宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	市立図書館
議案第37号	〃	令和8年度宮古島市教育委員会職員の人事異動について	教育総務課
報告第10号	〃	規則の公布誤りの訂正について（「宮古島市立適応指導教室設置規則の一部を改正する規則」の正誤表による訂正について）	〃
議案第38号	第12回定例会	宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部改正について	教育総務課
議案第39号	〃	宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について	学校教育課
議案第40号	〃	宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について	〃
議案第41号	〃	宮古島市未来創造センター長服務規程の廃止について	市立図書館
議案第42号	〃	宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について	教育総務課
報告第11号	〃	臨時代理処分の報告について（宮古島市立幼稚園管理規則の一部改正について）	学校教育課
報告第12号	〃	臨時代理処分の報告について（令和8年度宮古島市教育委員会職員の人事異動について）	教育総務課

5 宮古島市の財政

(1) 令和8年度一般会計歳入科目別比較

(単位:千円、%)

款	令和8年度	令和7年度	比 較	構成比
1 市 税	7,765,168	6,903,794	861,374	15.6
2 地 方 譲 与 税	388,790	389,940	△ 1,150	0.8
3 利 子 割 交 付 金	9,180	1,880	7,300	0.0
4 配 当 割 交 付 金	25,481	14,237	11,244	0.1
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	36,610	31,114	5,496	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	130,045	121,845	8,200	0.3
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,456,465	1,353,025	103,440	2.9
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	62,409	59,990	2,419	0.1
9 国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	53,595	49,813	3,782	0.1
10 環 境 性 能 割 交 付 金	4,964	36,202	△ 31,238	0.0
11 地 方 特 例 交 付 金	15,238	37,841	△ 22,603	0.0
12 地 方 交 付 税	11,328,782	11,325,517	3,265	22.8
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,000	9,000	0	0.0
14 分 担 金 及 び 負 担 金	263,863	303,728	△ 39,865	0.5
15 使 用 料 及 び 手 数 料	703,871	680,656	23,215	1.4
16 国 庫 支 出 金	11,947,624	7,473,045	4,474,579	24.1
17 県 支 出 金	6,142,356	6,654,181	△ 511,825	12.4
18 財 産 収 入	134,574	126,583	7,991	0.3
19 寄 附 金	1,801,453	1,224,088	577,365	3.6
20 繰 入 金	3,914,518	3,003,816	910,702	7.9
21 繰 越 金	1	1	0	0.0
22 諸 収 入	376,713	329,204	47,509	0.8
23 市 債	3,096,300	1,830,500	1,265,800	6.2
自 動 車 取 得 税 交 付 金	0	0	0	0.0
歳 入 合 計	49,667,000	41,960,000	7,707,000	100.0

(2) 令和8年度一般会計歳出科目別比較

(単位:千円、%)

款	令和8年度	令和7年度	比 較	構成比	令和8年度予算財源内訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1 議 会 費	250,071	239,571	10,500	0.5			260	249,811
2 総 務 費	7,406,245	6,811,736	594,509	14.9	1,698,128	270,200	1,294,231	4,143,686
3 民 生 費	14,772,815	13,968,748	804,067	29.7	8,053,686	58,200	619,930	6,040,999
4 衛 生 費	2,319,950	2,201,849	118,101	4.7	153,991		318,991	1,846,968
5 労 働 費	10,300	9,030	1,270	0.0				10,300
6 農林水産業費	3,535,558	4,130,446	△ 594,888	7.1	1,932,076	180,600	233,923	1,188,959
7 商 工 費	1,008,980	587,475	421,505	2.0	366,209		146,787	495,984
8 土 木 費	8,971,511	3,709,187	5,262,324	18.1	5,530,083	1,745,600	887,158	808,670
9 消 防 費	1,356,040	1,055,375	300,665	2.7	3,709	387,300		965,031
10 教 育 費	4,789,723	4,128,455	661,268	9.6	352,098	454,400	707,372	3,275,853
11 災 害 復 旧 費	6	6	0	0.0				6
12 公 債 費	3,987,688	4,110,175	△ 122,487	8.0			197,193	3,790,495
13 諸 支 出 金	1,228,113	957,947	270,166	2.5			900,000	328,113
14 予 備 費	30,000	50,000	△ 20,000	0.1				30,000
歳 出 合 計	49,667,000	41,960,000	7,707,000	100.0	18,089,980	3,096,300	5,305,845	23,174,875

6 令和8年度 教育予算

(単位:千円、%)

項 目	令和8年度	令和7年度	比 較	令和8年度の財源内訳				教育費に占める割合
				国・県	地方債	その他	一般財源	
教育総務費	1,102,552	899,985	202,567	48,912	0	9,512	1,044,128	23.0
教育委員会費	3,813	3,916	△ 103				3,813	
事務局費	863,783	684,294	179,489	13,055		6,428	844,300	
教育指導費	188,068	167,490	20,578	35,857		920	151,291	
学力向上対策費	20,159	18,007	2,152			1,600	18,559	
教育研究所運営費	26,729	26,278	451			564	26,165	
小学校費	1,158,124	612,112	546,012	134,362	322,500	129,600	571,662	24.2
学校管理費	593,107	509,077	84,030	356	44,700	59,100	488,951	
教育振興費	110,866	103,035	7,831	34,149			76,717	
学校建設費	454,151	0	454,151	99,857	277,800	70,500	5,994	
中学校費	586,074	947,647	△ 361,573	76,476	114,800	27,200	367,598	12.2
学校管理費	312,543	312,335	208	386			312,157	
教育振興費	103,489	115,456	△ 11,967	48,108			55,381	
学校建設費	170,042	519,856	△ 349,814	27,982	114,800	27,200	60	
幼稚園費	209,914	189,159	20,755	10,326	0	135	199,453	4.4
幼稚園管理費	209,914	189,159	20,755	10,326		135	199,453	
社会教育費	862,709	797,786	64,923	44,155	7,600	120,213	690,741	18.0
社会教育総務費	137,124	130,812	6,312			2,532	134,592	
生涯学習振興費	5,491	7,516	△ 2,025	3,460			2,031	
公民館費	145,607	125,434	20,173		7,600	3,706	134,301	
文化財保護費	118,273	120,188	△ 1,915	40,695		21,560	56,018	
図書館費	140,531	123,119	17,412			12,566	127,965	
文化振興費	7,294	6,147	1,147			1,304	5,990	
博物館費	106,605	86,930	19,675			46,900	59,705	
文化ホール運営費	112,241	101,486	10,755			25,640	86,601	
市史編さん費	10,728	14,043	△ 3,315				10,728	
未来創造センター費	78,815	82,111	△ 3,296			6,005	72,810	
保健体育費	870,350	681,766	188,584	37,867	9,500	420,712	402,271	18.2
保健体育総務費	13,813	12,686	1,127				13,813	
体育施設管理費	13,951	1,940	12,011		9,500	88	4,363	
給食センター運営費	842,586	667,140	175,446	37,867		420,624	384,095	
合 計	4,789,723	4,128,455	661,268	352,098	454,400	707,372	3,275,853	100.0

7 宮古島市教育委員会の沿革

平17. 10. 1	市町村合併による「宮古島市」の誕生 市町村合併による「暫定教育委員」の辞令交付 暫定教育委員名 旧平良市・久貝勝盛、旧城辺町・砂川恵良、旧下地町・洲鎌勝彦、 旧伊良部町・前泊直喜、旧上野村・狩俣廣一 委員長 狩俣廣一、委員長職務代理者 砂川恵良 教育長 久貝勝盛を選出
12. 5	臨時議会にて新市教育委員の承認 新市教育委員辞令交付 濱川 隆（4年）、羽地芳子（4年）、新里玲子（3年） 久貝勝盛（2年）、前泊直喜（1年） 第1回宮古島市教育委員会の開催 委員長及び委員長職務代理者、教育長の選出 委員長 濱川 隆、委員長職務代理者 新里玲子 教育長 久貝勝盛を選出
平18. 12. 5	委員長及び委員長職務代理者の選出 委員長 新里玲子、委員長職務代理者 羽地芳子を選出 前泊直喜委員任期満了、池間照夫委員辞令交付
平19. 12. 5	久貝勝盛教育長任期満了、下地恵吉委員辞令交付 第9回臨時教育委員会開催 教育長の選出 下地恵吉を選出 委員長の選出 新里玲子委員長を再任 委員長職務代理者 池間照夫を選出
平20. 12. 5	委員長及び委員長職務代理者の選出 委員長 濱川 隆、委員長職務代理者 池間照夫を再任 新里玲子委員長任期満了、下地由子委員辞令交付
平21. 12. 5	委員長及び委員長職務代理者の選出 委員長 下地由子、委員長職務代理者 池村直記を選出 濱川隆委員長、羽地芳子委員任期満了、宮國博委員、池村直記委員辞令交付
平22. 2. 16	第7回臨時教育委員会開催 下地恵吉教育長辞職承認
2. 28	下地恵吉教育長退任
3. 2	川上哲也委員辞令交付 第9回臨時教育委員会開催 教育長の選出 川上哲也を選出
4. 28	宮古島市学校規模適正化検討委員会設置
5. 7	宮古島市立図書館北分館開館セレモニー
7. 5	下地由子委員長より宮古島市学校規模適正化検討委員会川上哲也委員長に対し「宮古島市学校規模適正化基本方針の策定について」諮問
7. 30	全国高校総合体育大会男子バレーボール大会開幕（～8月2日）
12. 5	委員長及び委員長職務代理者の選出 委員長 宮國博、委員長職務代理者 池村直記を選出 池間照夫委員任期満了、佐和田貴美子委員辞令交付
12. 20	宮古島市立大神小中学校及び大神幼稚園を廃止する条例を定例議会で可決 （平成23年4月1日から施行）
平23. 3. 23	宮古島市学校規模適正化検討委員会川上哲也委員長より宮國博委員長に対し「宮古島市学校規模適正化基本方針」答申
8. 16	宮古島市立学校適正規模について（基本方針）策定
10. 27	池村直記教育委員長職務代理者辞職承認
11. 30	佐平博昭委員辞令交付

12. 4	川上哲也教育長任期満了
12. 5	川満弘志委員辞令交付 教育委員長選出 宮國博を選出 教育委員長職務代理者選出 佐平博昭を選出 教育長選出 川満弘志を選出
平24. 4. 1	学校規模適正化対策班を教育部に設置
12. 4	下地由子委員任期満了
12. 5	下地信輔委員辞令交付 教育委員長選出 宮國博を選出 教育委員長職務代理者選出 佐平博昭を選出
平25. 4. 23	宮古島市立学校規模適正化基本方針（平成23年8月決定）の一部見直し
12. 5	宮國博委員、佐平博昭委員辞令交付（再任）
平26. 2. 17	川満弘志教育長辞職承認
2. 28	川満弘志教育長退任
3. 1	委員長選出 佐平博昭を選出 委員長職務代理者選出 佐和田貴美子を選出 教育長選出 宮國博を選出
3. 7	下地信輔委員辞職承認 下地信輔委員退任
3. 20	野原敏之委員辞令交付 佐和田勝彦委員辞令交付
4. 1	来間中学校を下地中学校へ統合
12. 5	佐和田貴美子委員辞令交付（再任） 教育委員長職務代理者選出 佐和田貴美子を選出
平27. 4. 1	宮原小学校を鏡原小学校へ統合
12. 5	野原敏之委員辞令交付（再任）
平28. 2. 25	教育委員長選出 佐和田貴美子委員を選出 委員長職務代理者 野原敏之委員を選出
3. 2	佐平博昭委員辞職承認
3. 31	池間雅昭委員辞令交付 宮國博教育委員辞任
4. 1	地方教育行政法改正に伴う新制度移行 教育長 宮國博辞令交付
4. 7	教育長職務代理者に佐和田貴美子委員を指名
12. 4	佐和田勝彦委員任期満了
12. 5	中尾忠作委員辞令交付
12. 28	平良図書館北分館 閉館
平29. 12. 5	池間雅昭委員辞令交付（再任）
12. 20	（仮称）城辺地区統合中学校を設置する条例を定例議会で可決 （平成33年4月1日から施行）
平30. 3. 31	宮島小学校、宮島幼稚園 閉園 下地幼稚園、上野幼稚園 閉園（下地こども園、上野こども園に移行）
4. 1	結の橋学園開校準備室設置
11. 30	平良図書館 閉館
12. 4	佐和田貴美子委員任期満了

12. 5	渡久山ひろみ委員辞令交付 教育長職務代理者に野原敏之委員を指名
平31. 4. 1	宮國博教育長辞令交付（再任）
4. 1	伊良部中学校・佐良浜中学校・伊良部小学校・佐良浜小学校を統合し、 伊良部島小学校・伊良部島中学校 通称「結の橋学園」 開校 伊良部幼稚園閉園（伊良部こども園に移行）
令 1. 8. 17	宮古島市新図書館・公民館 未来創造センター 開館
12. 4	野原敏之委員任期満了
12. 24	下地一美委員辞令交付
12. 26	教育長職務代理者に中尾忠侅委員を指名
令 2. 3. 31	池間雅昭委員辞職
4. 1	来間小学校を下地小学校へ統合
6. 29	新城久恵委員辞令交付
10. 1	城東中学校開校準備室設置
12. 5	中尾忠侅委員辞令交付（再任）
令 3. 1. 21	宮國博教育長辞職承認
1. 24	宮國博教育長辞任
2. 12	大城裕子教育長辞令交付 大城裕子教育長就任
3. 7	城辺中学校・福嶺中学校閉校式
3. 27	砂川中学校・西城中学校閉校式
3. 31	城辺中学校・砂川中学校・西城中学校・福嶺中学校閉校
4. 1	城辺中学校・砂川中学校・西城中学校・福嶺中学校を統合し、 城東中学校 開校 城東中学校開校式
12. 4	新城久恵委員任期満了
12. 5	前泊直子委員辞令交付
令 4. 3. 31	図書館城辺分館 閉館
4. 1	大城裕子教育長辞令交付（再任）
12. 4	渡久山ひろみ委員任期満了
12. 5	平良智枝子委員辞令交付
令 5. 3. 31	砂川幼稚園 閉園
12. 23	下地一美委員任期満了
12. 24	根間玄隆委員辞令交付
令 6. 3. 31	福嶺幼稚園・城辺幼稚園・佐良浜幼稚園 閉園
12. 5	教育長職務代理者に前泊直子委員を指名
12. 5	中尾忠侅委員辞令交付式（再任）
12. 26	大城裕子教育長辞職承認
12. 31	大城裕子教育長辞任

令 7. 6. 10	根間玄隆委員辞職
7. 7	宮城克典教育長辞令交付 宮城克典教育長就任
7. 7	東風平恭子委員辞令交付
12. 4	前泊直子委員任期満了
12. 5	教育長職務代理者に平良智枝子委員を指名
12. 5	比嘉豊樹委員辞令交付

3 章

学 校 教 育

～子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の推進～

1 節 宮古島の学校教育

学校教育では、変化の激しいこれからの社会を生きる子どものために、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、知・徳・体をバランスよく育てることが大切である。

教育基本法の改正及び学校教育法の改正で、教育の目的及び目標が明確に示された。

宮古島の学校教育においては、関係法令はもとより、沖縄県教育施策を踏まえるとともに、宮古教育事務所の管内教育行政の努力事項及び宮古島市総合計画並びに令和8年度施政方針との整合性を図りながら、宮古島市教育ビジョンに沿った教育行政全般にわたる進展が図られるよう努める。

1 学校教育の振興



2 施策

【幼児教育】(1) 幼児教育の基本の重視

ー 環境を通して行う教育において育みたい人格形成の基礎・生きる力 ー

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っている。そこで、幼児教育においては、環境の中に教育的価値を含ませながら、子どもが自ら興味、関心をもって、幼児期の教育における見方・考え方である身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り組もうとして、試行錯誤を経て環境とのふさわしい関わり方を身につけていくことを意図した教育を行うこととする。

① 幼児期にふさわしい生活の展開（自己肯定感の育成）

ア 幼児期は、保育者との信頼関係に支えられて、少しずつ自分の世界を拡大し、自立した生活へと向かっていく時期である。幼児が保育者に受け入れられ、見守られているという安心感と信頼感をもっていろいろな活動に取り組んでいける生活が展開できるように努める。

イ 幼児期の生活は、興味や関心に基づいた直接的で具体的な体験が得られる自発的な活動からなっている。幼児が主体的に環境と関わり、十分に活動し、充実感や満足感を味わえるように努める。

ウ 幼児期は、社会性が著しく発達する時期である。幼児が友達と十分に関わって展開する生活を大切にし、集団への参加意識や自律性が身につくように努める。

② 遊びを通しての総合的な指導（主体的・対話的で深い学び）

ア 幼児期における遊びは、周囲の環境に様々な意味を発見するという学習である。園生活全体を通して、自発的な遊びを中心とした指導が展開できるように努める。

イ 遊びを展開する過程の中で、発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、発達にとって必要な経験が得られる状況が生まれるような意図的環境の構成や援助に努める。

③ 一人一人の発達の特性にに応じた指導（幼児理解）

ア 子どもの発達の道筋は共通した過程を通るが必ずしも一様ではない。幼児一人一人の発達の特性（見方、考え方、感じ方、関わり方など）を理解し、個々の特性（個性）を活かした指導に努める。

イ 子どもの具体的な要求や行動の背後にある内面の動きを察知し、本当に求めていることは何かを推し量り、子どもが求めていることに即して必要な経験が得られるように援助する。

ウ 保育者の目の前に現れる子どもの姿は保育者との関わりの下に現れてきている姿との基本姿勢をもち、子ども一人一人に応じたより適切な関わりができるように努める。

【施策及び研修事業】

- ・保幼小エリア連絡会 ・特別支援コーディネーター研修会 ・学校(園)支援訪問
- ・幼稚園職員全体研修会 ・幼小接続推進協議会 ・保幼小全体研修会
- ・幼児教育推進体等を活用した保幼小の架け橋プログラム促進事業 等

■関連資料■

- ◎『幼稚園教育要領解説』（文部科学省 平成30年）
- ◎『保育所保育指針解説』（厚生労働省 平成30年）
- ◎『幼保連携認定こども園教育・保育要領解説』（内閣府・文部科学省・厚生労働省 平成30年）

【幼児教育】（２） 生きる力の基礎を育む資質・能力

－ 「幼児教育の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導 －

幼児教育においては、**幼児期の生活全体を通して、生きる力の基礎を育む**ことが求められている。幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育及び保育において、発達を見通しながら資質・能力を育むことが大切である。

幼児教育において育みたい５つの領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）のねらい及び内容に基づく活動を通して育みたい資質・能力が育まれている具体的な姿としての「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」が示されている。保育者は子どもが遊びの中で発達していく姿として念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況を作ったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められている。

① 幼児期において育みたい資質・能力

幼児期に育みたい資質・能力は自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることなどを通じて育むようにする。

ア 「**知識及び技能の基礎**」は、豊かな体験を通じて、子どもが自ら感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりするように育むこと。

イ 「**思考力、判断力、表現力等の基礎**」は、気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするように育むこと。

ウ 「**学びに向かう力、人間性等**」は、心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営んでいけるよう育むこと。

資質・能力は個別に取り出して身に付けてさせるものではなく、５つの領域である「**健康**」「**人間関係**」「**環境**」「**言葉**」「**表現**」のねらい・内容を、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育むようにする。

② 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導

幼児教育は環境を通して行うものであり、とりわけ自発的な活動としての遊びを通して、５歳児だけでなく、３歳児、４歳児の時期から、一人一人の発達の特性に応じた方向を意識して、①**健康な心と体** ②**自立心** ③**協同性** ④**道徳性・規範意識の芽生え** ⑤**社会生活との関わり** ⑥**思考力の芽生え** ⑦**自然との関わり・生命尊重** ⑧**数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚** ⑨**言葉による伝え合い** ⑩**豊かな感性と表現** の姿をそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。また、保幼小合同研修会などにおいて、子どもの姿を共有することで円滑な接続が図られることが求められている。

【施策及び研修事業】

- ・保幼小エリア連絡会 ・特別支援コーディネーター研修会 ・学校(園)支援訪問
- ・保幼小全体研修会 ・幼小接続推進協議会
- ・幼児教育推進体等を活用した保幼小の架け橋プログラム促進事業 等

■関連資料■

- ◎『幼稚園教育要領解説』（文部科学省 平成30年）
- ◎『保育所保育指針解説』（厚生労働省 平成30年）
- ◎『幼保連携認定こども園教育・保育要領解説』（内閣府・文部科学省・厚生労働省 平成30年）

【幼児教育】(3) 全体的な計画の作成と評価・改善

ー カリキュラム・マネジメントの実施 ー

全体的な計画は、在園期間の全体にわたり、各園の目標に向かうために、どのような道筋をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにするために編成するものである。この全体的な計画が全ての土台として編成されることには、全職員が園の目標や方針について共通理解を深めること、子どもの育ちを長期的に見通すこと等の意義がある。また、全体的な計画に留意しながら「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を踏まえ教育課程を編成すること、実施状況を評価してその改善を図っていくこと、実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、**組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントに努めることが求められている**。

① 全体的な計画の作成

全体的な計画の作成は、長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように、目標、ねらい、内容、目指す子どもの姿など、園(所)や家庭、地域の実態に即し、全職員の話し合いの上で共通理解と協力体制の下に創意工夫して園(所)長の責任において作成する。

② 指導計画の作成と充実を図る

指導計画は、全体的な計画を具体化したものであり、長期的見通しをもった年、学期、月あるいは発達の時期などの長期の指導計画と、それを関連させて具体的な子どもの生活に即して作成する週や日の短期の指導計画等の両方を考え作成する。

ア 子どもの発達に即して一人一人が幼児期にふさわしい生活を展開しながら、必要な体験を得られるように作成し、環境との関わりを通して望ましい発達を遂げられるように努める。

イ ねらい及び内容は、幼児期の生活における子どもの発達の過程を見通し、生活の連続性、季節の変化を考慮して、興味や関心、発達の実情などに応じて設定する。

ウ ねらいを達成するために適切なものとなるように環境を構成し、子どもが主体的にその環境に関われるように様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるように努める。

エ 具体的な活動は、生活の中で変化するものであることに留意し、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるように必要な援助をする。

③ 評価・改善を図る

子どもの姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育活動に必要な人的・物的資源等を、家庭や地域の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせ作成し、実施してきた全体的な計画を評価するPDCAサイクルを確立し、幼児教育の質の向上に向けて改善を図るように努める。また、自己評価・学校関係者評価等の積極的な活用を図る。

【施策及び研修事業】

- ・教育課程編成書の作成 ・教育計画の作成 ・指導計画の作成、評価、改善
- ・架け橋期のカリキュラムの作成、評価、改善 等

■関連資料■

- ◎『幼稚園教育課程編成のために』（沖縄県教育委員会 平成30年）
- ◎『幼稚園教育要領』（文部科学省 平成29年）
- ◎『幼稚園教育要領解説』（文部科学省 平成29年）

【幼児教育】（４）園 内 研 修 の 充 実

－ 振り返りによる実践的指導力の向上と幼児理解に基づく評価の実施 －

幼児期にふさわしい教育を行う際に必要なことは、一人一人の幼児に対する理解を深めることである。そのために、指導の過程を振り返りながら、一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすることが大切である。幼児教育施設においては、全体で学ぼうという意識の下、研修体制を確立するとともに、保育者の実践的指導力などの専門性を高め、保護者や地域社会に信頼されるよう研修の推進を図ることが重要である。

① 研修体制の充実を図る（同僚性による振り返りの時間の確保）

- ア 園長は、計画的・組織的な研修体制を確立することに努める。
- イ 各種研修会等の内容を園内研修で共通理解するとともに、実践を共有化するように努める。
- ウ 幼児理解による指導の充実のために**同僚性による協力体制を築き、全職員での情報共有や意見交換のための振り返りの時間を確保するように努める。**
- エ 単学級や少人数の幼稚園においては、近隣の幼児教育施設との合同研修等を行うなど研修体制の充実に努める。

② 実践的な研修の充実を図る（学び続ける姿）

- ア 保育実践において、幼児を理解するためには、保育者の関わり方に目を向け、記録やエピソード、写真をもとに教師間で日常的な振り返りを行い、**子ども一人一人の適切な援助に努める。**
- イ 園内研修では、保育者全員の発言機会を設けるなどの学ぼうという意欲の醸成を図る。
- ウ 障害のある幼児の支援に当たっては、ニーズに応じた適切な対応について家庭及び関係機関と連携しながら、研修による正しい理解と必要な支援について学び指導の改善に努める。
- エ 実践事例研究や保育実践記録（ドキュメンテーション、エピソード記録等）を活用するなど、効果的な研修となるように工夫に努める。
- オ 指導主事や幼児教育アドバイザーを招聘した研究保育等を行い、保育者の資質向上に努める。

③ 幼児理解に基づいた評価の実施

- ア 評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、比較や一定の基準に対する達成度等の評定で捉えるものではないことに留意しながら、一人一人のよさや可能性などを把握するとともに、指導の改善を図るようにする。
- イ 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、評価内容を次年度または小学校に適切に引き継ぎ連携を図るようにする。

【施策及び研修事業】

- ・ 幼児教育の理解 ・ 発展推進事業 ・ 幼児教育推進体制等を活用した保幼小の架け橋プログラム促進事業 等

■関連資料■

- ◎『指導と評価に生かす記録』（文部科学省 令和3年）
- ◎『幼児理解に基づいた評価』（文部科学省 平成31年）
- ◎『幼稚園教育要領解説』（文部科学省 平成30年）
- ◎『保育所保育指針解説』（厚生労働省 平成30年）
- ◎『幼保連携認定こども園教育・保育要領解説』（内閣府・文部科学省・厚生労働省 平成30年）

【幼児教育】（５） 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

ー 沖縄県保幼小の架け橋期のカリキュラムの開発・推進及び連携体制の構築 ー

幼児教育で育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が展開できるよう、幼児教育施設と小学校が連携し、意見交換や合同研修等の機会を設け、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を共有することが必要である。

小学校学習指導要領解説では、幼児期の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくための**スタートカリキュラムを編成し、幼児教育と円滑に接続**することが求められている。さらに、「**保幼小の架け橋プログラム**」の実施に向けて、**保幼小の関係者が連携してカリキュラム・教育方法の充実・改善**を推進し、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」の理解を促し、園等での子どもへの関わり方に関する工夫を家庭や地域にも普及することが求められている。

本県においては、公立幼稚園が公立小学校に併設されてきた歴史的経緯の下「**発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続**」を行うことを目的に「**沖縄型幼児教育**」を推進してきたその良さを生かし、今後も小学校と全ての幼児教育施設との連携の充実を図ることが重要である。

① 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

ア 幼児期の教育及び保育が小学校生活や学習の基盤の育成に繋がることを配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培うように努める。

イ 幼児教育施設にあたっては、小学校教育への円滑な接続が図られるように、入学当初において合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の工夫、めざす子どもの姿の設定を行うスタートカリキュラムの編成に関わり、**子どもが安心して小学校での生活をスタートすることができるように連携**する。

ウ 幼児教育施設の教育に対する理解を深めるために、保育参観や教育活動の交流、合同研修会などの様々な取組を推進する。

エ 「**沖縄型幼児教育**」として推進してきた保幼小連携体制を基盤として、沖縄県全体で「**保幼小の架け橋プログラム**」を推進するために、『**保幼小の育ちをつなぐ 沖縄県 黄金っ子架け橋サポートガイド**』を配布し、各市町村や各園・各小学校での活用を図る。

② 小学校との連携体制の推進を図る

ア 発達段階に応じた教育及び保育を共通理解し、幼児期から児童期への発達の連続性を確保するために、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」について**小学校教員と共有**する。

イ 小学校との連絡協議会を設置し、市主催の保幼小合同研修会において、小学校教員との意見交換や、幼児・児童の交流活動等を通して小学校教育との円滑な接続を図るよう努める。

ウ 幼児教育施設を経て小学校へ入学することから、本市においては教育委員会と福祉部局が積極的に連携、幼小接続アドバイザー等の配置や連絡協議会の設置、保幼小の合同研修会の開催など、関係機関の連携を推進することが重要である。

【施策及び研修事業】

- ・幼児教育推進体制等を活用した保幼小の架け橋プログラム促進事業 ・幼小接続推進協議会
- ・架け橋期のカリキュラムの作成 ・学びをつなぐ～幼小接続ハンドブック（宮古島市版）～の作成 等

■関連資料・施策■

- ◎『保幼小の育ちをつなぐ 黄金っ子 架け橋サポートガイド』（沖縄県教育委員会 令和5年）
- ◎『保幼小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）』（文部科学省 令和4年）
- ◎『黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）』（沖縄県教育委員会 令和2年）
- ◎『幼稚園教育要領解説』（文部科学省 平成30年）
- ◎『保育所保育指針解説』（厚生労働省 平成30年）
- ◎『幼小連携認定こども園教育・保育要領解説』（内閣府 文部科学省 厚生労働省 平成30年）

【幼児教育】(6) 子育ての支援体制の充実

ー 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割推進 ー

子どもが健康・安全で豊かな生活をしていくためには、**家庭や地域との連携を図り、健全な心身の基礎を培うこと**が大切である。

このため、幼児教育施設の運営に当たっては子育ての支援のために保護者や地域の人々に施設等を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮することや、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進めるなど、関係機関と連携しながら地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たし積極的に子育てを支援していく必要がある。

① 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

ア 保護者に対する子育ての支援は、**子どもの最善の利益を優先して行うもの**とし、各地域の家庭の実態を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め相互の信頼関係を基本に、保護者自らが選択決定していくことを支援する。

イ 保護者とのコミュニケーションには、日常の送迎時における対話や連絡帳、電話または面談など様々な機会を捉えて支援を行う。

ウ 保護者及び子育てに関する知識や技術など、保育者の専門性や日々の子どもが通う施設であることから、保護者が子どもの成長に気付き、子育ての喜びを感じられるように努める。

エ 施設の機能や保育者の専門性を生かし、地域の関係機関等との連携及び協働を図り体制構築に努める。

オ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には関係機関との連絡及び協力を図りながら、保護者に対する個別の支援に努める。また、個別の教育支援計画の活用等により、就学先の学校に丁寧に引継ぎを行うよう努める。さらに、園内特別支援会を設置して、コーディネーターを指名し、特別支援教育の体制の充実に努める。

カ 外国人幼児など特別な配慮を必要とする場合には、安心して自己を発揮できるよう配慮するなどの個別の支援に努める。

② 地域の実情に応じた子育て支援の充実に図る

ア 幼児の社会性や豊かな人間性を育むため、**地域の人材を積極的に活用**する。

イ 保護者や地域の人々も利用できる場を提供し、地域の実情に応じて子育て講座や相談の実施等、幼児教育に関するネットワークづくりを推進し、家庭や地域と連携した取り組みを進める。

ウ 身近な地域への親しみや興味・関心を高めるため、**地域の行事や伝統芸能、文化財等、文化的活動への関わり方を工夫**するとともに、伝承遊びなどの活動を推進する。

【施策及び研修事業】

・教育計画の作成 ・幼児教育政策プログラムの策定の計画(福祉部と調整) ・預かり担当向けの研修会の開催 等

■関連資料■

- ◎『障害のある子供の教育支援の手引』（文部科学省 令和3年）
- ◎『黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）』（沖縄県 令和2年）
- ◎『保育所・幼保連携認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引き』（沖縄県子ども生活福祉部 平成31年）
- ◎『幼稚園教育課程編成のために』（沖縄県教育委員会 平成30年）
- ◎『幼稚園教育要領解説』（文部科学省 平成29年）
- ◎『保育所保育指針解説』（厚生労働省 平成30年）
- ◎『幼保連携認定こども園教育・保育要領解説』（内閣府 文部科学省 厚生労働省 平成30年）

【幼児教育】(7)健康及び安全の確保

－ 子どもの心身の健康増進と健やかな生活の確立 －

子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保に努めることが大切である。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが求められている。

① 健康支援

全ての保育者が子どもの健康状態の発育及び発達の状態の把握、健康の保持及び増進、感染症や疾病の発生予防に努め、発生や疑いがある場合には学校医、市、保健所等に連絡し指示に従うとともに、保護者への予防の協力を求める。施設では、疾病に備え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し対応できるように努める。アレルギー疾患を有する子どもに関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行う。

傷害が認められた場合には、保護者に連絡し、学校医と相談し適切な対応を図る。

不適切な養育の兆候が見られる場合には、躊躇せず関係機関と連携し適切な対応を行う。

② 食育の推進

食育は、健康な生活の基本としての食を営む力を培うために、生活や遊びの中で、食に関わる体験を積み重ね、食事を楽しみ合うような成長をさせ、食事の提供を含む食育の計画を指導計画に位置付け、評価及び改善に努める。また、自然の恵みとしての食材や、食の循環・環境への意識、調理人への感謝の気持ちが育つように配慮する。さらに、保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組を進め、体調不良、食物アレルギー、障害があるなど、一人一人の心身の状態等に応じ、学校医等の指示や協力の下に適切な対応を行う。

③ 環境及び衛生管理並びに安全管理

施設内外の設備、用具等の衛生管理や子ども及び全職員が清潔を保つよう環境の維持に努める。

子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の危険箇所の点検や訓練など不測の事態に備えるなど、事故防止及び安全対策として、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行う。

事故防止の取組では、睡眠中、プール活動、水遊び中、食事中的場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ対策を講じる。また、バスの降車後の車内確認、登園の出欠確認、指導計画に基づく園外活動や、散歩時の安全管理の取組についてマニュアルを作成し、全職員で共通理解を図り徹底する。

④ 災害への備え

火災等の発生に備え、防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、備品、遊具等の配置、保管について定期的に安全点検を行い、日頃から安全環境の整備に努める。

災害発生時の対応の具体的内容及び手順、役割分担、避難訓練計画等の事項を全体的な計画に盛り込み定期的に避難訓練を実施する。

災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引き渡し方法について確認すること。避難訓練については、市町村の支援の下に、地域の関係機関や保護者との連携を図り、協力が得られるよう努める。

【小・中学校】（１） 教育課程の効果的な推進
－ 生きる力を育み、創意工夫を生かした教育課程の編成・実施 －

小・中学校教育は義務教育であり、公の性質を有する（教育基本法第6条第1項）ため、全国どこにおいても同水準の教育を確保することが求められる。このため、小・中学校で編成、実施する教育課程は、教育課程に関する法令に従いながら、学校教育の目的や目標を達成するため、創意工夫を加えて、地域や学校及び児童生徒の実態に即した教育課程を責任をもって効果的に推進する必要がある。

① 教育課程編成の原則を踏まえる

- ア 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視し、学校教育全体として調和のとれた教育課程を編成し実施するとともに、各教科等の年間授業時数の実質的な確保（標準時数以上）に努める。
- イ 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力が育まれるような教育の充実に努める。
- ウ 主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努める。
 - 各教科等において、体験的な学習や問題解決的な学習の充実に図る。
 - 指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導を一層充実する。
- エ 児童生徒の発達の段階を考慮して、言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努める。
- オ 「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校の教育目標や教育内容を学校と地域が共有し、連携・協働して学校運営の充実に図る。
- カ 教育課程に基づき、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るため、全校体制で各学校の特色を活かしたカリキュラム・マネジメントに努める。

② 教育課程編成・実施に係る指導計画（学校経営計画書・各教科等年間指導計画）の充実に図る

- ア 学校教育目標及び年度重点目標の実現に努める。
 - 年度重点目標は、学校評価による自校の成果や課題及び対応策を勘案しながら設定する。
 - 学校経営計画書における各領域の計画は、学習指導要領の目標、内容に基づき作成し、あわせて校長の経営方針や経営の重点と関連させる。
- イ 教育課程の「量」と「質」の確保に努める。
 - 各教科等の授業時数は、学習指導要領に基づいた教育活動を適切に実施するために標準授業時数以上を年間35週以上にわたって行うよう計画し、指導に必要な時間を確保する。
 - 各教科等年間指導計画は、学年ごとあるいは学級ごとに「指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当、学習評価等」を定め作成し、諸調査結果を生かすとともに計画に沿った指導の展開を図る。
 - 週案を活用して適切な授業等の運営、管理に努める。

③ 教育課程の評価・改善の充実に図る

- ア 教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を実施し、常に教育課程の改善と充実に努める。
- イ 学校経営計画書や各教科等年間指導計画の見直しを計画的に行い、学習指導要領の趣旨に沿った量、質ともに充実した教育活動ができるよう努める。
- ウ 学校評価に組織的に取り組み、学校の説明責任を果たすとともに、学校評価の結果を通して指導方法等の改善を図り、学校教育の質の向上に努める。

【施策及び研修事業】

- ・教育課程編成書の作成 ・教育計画の作成 ・年間指導計画の作成 等

■関連資料■

- ◎『小学校・中学校教育課程編成のポイント』（沖縄県教育委員会 平成30年）
- ◎『学習指導要領解説（総則・各教科等編）』（文部科学省 平成29年）
- ◎『学校評価ガイドライン〔平成28年度改訂版〕』（文部科学省 平成28年）
- ◎『評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料』（国立教育政策研究所 平成23年）

【小・中学校】（２） 学習指導の工夫・改善・充実

－ 「自立した学習者」の育成に向けた指導体制や指導方法の確立 －

児童生徒が、「なりたい自分」になることを目指して学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、求められる資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにする。そのために、「授業における基本事項」を土台として基礎を固めながら「『問い』が生まれるサポートガイド」等を活用して「主体的・対話的で深い学び」を実現し、児童生徒の学びに対する主体性を高め、「自立した学習者」としての育成を図る。

① 指導体制の改善・充実を図る

- ア 学習指導と学習評価の計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列する。
- イ 言語活動について、国語科を要として、各教科、特別の教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体として取り組む。
- ウ 授業改善の状況や課題を全教職員間で共有し、指導案の作成や授業研究を学年会、教科部会で行ったり、校種・学年・教科の枠を越えて検討し合ったりして、授業改善に学校全体で取り組む。
- エ 授業改善の支援に当たっては、校長や教頭が授業観察を通して助言を行ったり、教科指導に優れた教師、経験豊かな教師が他の学級に協力するなどOJTによる多様な支援の工夫を行う。
- オ 全国学力・学習状況調査の結果と県学力到達度調査の結果を併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画への反映を行う。

② 指導方法の改善・充実を図る

- ア 「授業における基本事項」を土台として基礎を固めながら「『問い』が生まれるサポートガイド」等を活用して日常的に授業を見直し、授業の質的改善を図る。
- イ 学校生活をよりよくするために、学級活動で話し合い、互いの良さを生かして解決方法等を合意形成したり、努力すべきことを一人一人が意思決定したりすることができるような指導を行う。
- ウ 課題（問い）を設定したり、様々な知識や情報を収集したり、整理・分析したり、まとめ・表現したり、学びを振り返って次につなげたりするなど「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善を行い、児童生徒が目的意識や見通しを持って粘り強く学ぶよう工夫する。
- エ 児童生徒の発言や活動の時間を確保して授業を進める。
- オ 授業と家庭学習が往還する「自立した学習者」としての育成を図る。学校では、児童生徒が行った家庭学習の課題について、教員の指導改善や生徒の学習改善に生かす。

③ 指導と評価の一体化を図る

- ア 「主体的に学習に取り組む態度」の育成をめざして評価から逆算し「指導と評価の一体化」を目指した探究型の授業改善に取り組む。
- イ 「指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」を参考に評価資料や評価場面を適切に設定し、客観的な評価に努めるとともに、児童生徒一人一人のよい点や進歩の状況を積極的に評価し、学習したことの意義や活を実感できるように努める。
- ウ 学習評価について理解を図るため、保護者や児童生徒に向けて年度や学期の始め等に説明する機会を設ける。

【施策及び研修事業】

- ・主事要請訪問 ・校長研修会 ・教諭等経年研修会 ・学力向上推進担当者研修会 ・学校司書研修会 等

■関連資料■

- ◎『学力向上推進5か年プラン・プロジェクトⅡ』（沖縄県教育委員会 令和5年）
- ◎『「問い」が生まれる授業サポートガイド』（沖縄県教育委員会 令和4年）
- ◎『沖縄県学力到達度調査分析・考察』（沖縄県教育委員会 毎年）
- ◎『全国学力・学習状況調査解説資料』（国立教育政策研究所 毎年）

【小・中学校】（３） 道德教育の充実

－ 自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む －

児童生徒一人一人に豊かな心を育み、自らの人生をよりよく生きていけるようにするためには、自他の生命を尊重する心を基盤に、美しいものに感動するなどの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神、健康・安全、規則正しい生活などの基本的な生活習慣を育むとともに、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を培うことが重要である。

このため、学校における道德教育は、道德性を養う道德教育を、道德科を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導することが必要である。また、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達段階を考慮して適切な指導を行うことに留意する。

① 道德教育の指導体制と全体計画作成を通じて道德教育の実践を図る

ア 校長は道德教育の改善・充実に視野をおきながら、諸課題を踏まえ、学校教育との関わりで道德教育の基本的な方針等を明確にすること。また、道德教育推進教師の役割を明確化し、全教師が指導力を発揮し協力して展開できる指導体制を整えるよう努める。

イ 学校や地域の実態に応じた有効で具体性のある全体計画、年間指導計画（別葉を含む）を作成し、それに基づいた実践を全教師が積極的に関わりながら協力して展開する。

ウ 各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で道德性が養われることを考え、見通しを持って指導する。その際、道德教育と各教科等の目標内容及び教材との関わりや学習活動、学習態度に配慮する。

② 指導内容の重点化を図る

ア 学校としての重点目標を明確にし、発達の段階に応じた指導内容の重点化を図り、全教師が道德教育の方向性を共有することで、一層効果的な指導に努める。

イ 小学校においては、自立心や自律性、生命を尊重する心や思いやりの心を育てることなど、各学年を通じて留意する。

中学校においては、小学校における指導内容を発展させながら、自らの弱さを克服して気高く生きようとする心、法やきまりの意義理解、社会参画への意欲、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、国際理解等を身に付けさせるよう努める。

ウ 各学年を通じて配慮することに加え、小学校の各学年段階においては次の事項に留意する。

○ １、２学年においては、基本的な生活習慣、善悪の判断、社会のきまりを守ること。

○ ３、４学年においては、善悪の判断、協力、集団の社会のきまりを守ること。

○ ５、６学年においては、相手の立場を理解する、法やきまりの意義理解、集団生活の充実、伝統文化の尊重、我が国や郷土を愛する心、他国を尊重すること。

③ 豊かな体験活動の充実といじめの防止を図る

ア 学校や学級内の人間関係を整えるとともに、集団宿泊活動、職場体験活動やボランティア、自然体験活動、地域行事への参加などの豊かな体験活動の充実に努めるとともに、自他の人権を尊重する態度を培う。

イ 道德教育の指導や体験活動を日常生活に生かすようにし、特にいじめの防止や安全確保といった課題についても児童生徒が主体的に関わることができるようにしていく。

④ 家庭・地域社会との緊密な連携を図る

ア 教師及び保護者の道德教育に対する意識の高揚を図るため、道德教育の実情、児童生徒のよさや成長などを知らせる情報交換会、学校・家庭・地域の願いを交流したりする機会を設定する。また、学校運営協議会などを活用することも考えられる。

イ 家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることに努める。

ウ 地域と学校・家庭とを結ぶあいさつや声かけ等、地域ぐるみの「凡事徹底」を推進する。

【施策及び研修事業】

・校内研修の充実 ・PPⅡの視点による道德授業の充実 ・体験的行事活動の推進 等

■関連資料■

◎『小学校学習指導要領解説総則編』『中学校学習指導要領解説総則編』（文部科学省 平成29年）

◎『小学校学習指導要領解説道徳編』『中学校学習指導要領解説道徳編』（文部科学省 平成29年）

【小・中学校】（４） 健やかな心と体を育む教育の充実

－ 心と体を一体として捉えた、健康の保持増進と体力の向上 －

健康に関する指導については、生涯を通じて自らの健康をコントロールし、保持増進していく資質や能力を育成するため、保健、安全及び食に関する指導を教育活動全体を通じて行う必要がある。

また、体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、学習指導の工夫・改善を図る必要がある。併せて、運動部活動の活性化や適正化を促進し、発達の段階に応じた基礎的な体力の向上に努めることが重要である。

① 学校・家庭・地域社会と連携して学校保健の充実を図る

- ア 児童生徒の健康課題を解決するために、保健主事を中核として、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者及び専門機関と十分な連携のもと、学校保健委員会を年３回（計画立案、中間評価、まとめ）開催し、組織的・計画的に取り組む。
- イ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育やがん教育及び性に関する指導においては、児童生徒の発達の段階や学校・地域社会の実態を考慮し、学校教育活動全体を通じた特設授業や関連教科等における指導の工夫・改善を図る。（思春期講座の開催）
- ウ 心身の健康について関心を持ち、課題解決できる児童生徒を育成するために、保健室の機能及び保健室経営を充実させるとともに、学校教育活動全体を通じた健康教育の工夫・改善を図る。また、健康な生活習慣を形成するため、担任や養護教諭、学校医等が連携を図り、家庭・地域社会と一体となった支援体制の充実に向けた取組を行う。
- エ 児童生徒の保健教育・保健管理の充実のために、養護教諭においては、校内の連携はもとより、関係機関等とも連携を図るコーディネーター的役割に努める。
- オ 児童生徒の心身の健康の保持増進を図るために、学校環境衛生活動については、学校の教職員がそれぞれの職務の特殊性を生かし、学校保健計画や校務分掌により役割を明確にし「学校環境衛生基準」に基づき、組織的・計画的に取り組む。

② 体育・スポーツ活動の指導の充実を図る

- ア 学習指導要領の趣旨や体系化・明確化された指導内容、学習評価の観点、留意点等について全職員で共通理解を図る。
- イ 小学校６ヵ年、中学校３ヵ年及び小中９ヵ年を見通した年間指導計画の作成及び指導と評価の一体化を推進し、妥当性と信頼性を確保する評価計画（評価規準）を作成する。
- ウ 本県の伝統文化である空手道、郷土の踊り等を教科体育や学校行事等に積極的に取り入れるとともに、指導者の育成及び外部指導者の活用に努める。
- エ 保健分野においては、保健の思考力・判断力・表現力等の育成を目指して、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導法の工夫に努める。
- オ 校内体力向上推進委員会等を設置して、新体力テスト及び泳力調査を計画的に実施・分析し各学校や個に応じた数値目標や体力的課題等を明確にして、体力向上のための「一校一運動」を展開するなど、学校のエducational活動全体を通じて体力・泳力の向上に努める。
- カ 中学校における運動部活動は、生徒が参加しやすい実施形態などを工夫するとともに、入部促進期間を複数回設定するなど、加入率の向上に努める。また、休養日や練習時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。小学校における運動・スポーツ活動（スポーツ少年団等）は、社会体育活動として位置付けられており、児童の健やかな成長や発達を阻害することがないように指導者との連携を密に行い学校経営方針に沿った適切な活動の推進に努める。

【施策及び研修事業】

- ・選手派遣費の補助 ・新体力テスト、泳力調査の実施 ・小、中体連への補助
- ・小学校体育科指導コーディネーター活用事業 ・部活動、スポーツ少年団等の指針及び担当者研修会 等

■関連資料■

- ◎『令和7年度児童生徒の体力・運動能力・泳力調査報告書』（沖縄県教育委員会 令和4年）
- ◎『運動部活動等の在り方に関する方針（改訂版）』（沖縄県教育委員会 令和3年）
- ◎『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』（文部科学省・スポーツ庁 令和7年）
- ◎『学校環境衛生管理マニュアル』（平成30年度改訂版）（文部科学省 平成30年）
- ◎『令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書』（スポーツ庁 令和5年）
- ◎『小・中学校学習指導要領解説体育編』（文部科学省 平成29年）
- ◎『改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き』（文部科学省 平成31年）
- ◎『改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き』（文部科学省 令和2年）
- ◎『喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料』（日本学校保健会 平成23年）
- ◎『学校のアレルギー疾患に関する取り組みガイドライン』（文部科学省 平成20年）

【小・中学校】（５）生徒指導の充実

－ 信頼関係を基盤とした生徒指導の充実 －

生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質・能力や態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・能力を形成していく過程を支援していく働きかけであり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものである。

そのためには、校長をリーダーとし、全ての教育活動において日頃から学級経営の充実を図り、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童生徒理解を深め、児童生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう生徒指導の充実を図る必要がある。

① 児童生徒個々への対応の充実を図る

- ア 児童生徒間、児童生徒と教師間の共感的人間関係を築くとともに、児童生徒理解に努める。
- イ 自他を認め、思いやり、協働し、自主性・自律性を含む自己指導能力の育成に努める。
- ウ 対話と活動を重視し、ぶれず、見捨てず、関わり続けることを念頭に、将来を見据えた粘り強い段階的指導・支援を行う。

② 学校全体としての取組の充実を図る

- ア 「チームとしての学校」の視点から生徒指導部会等、校内組織を基盤とした教職員の連携の充実を図める。
 - 教職員の生徒指導観が統一され、共通実践に努める。
 - 日常的に報告・連絡・相談の情報連携・行動連携・役割連携に努める。
 - 安全・安心な魅力ある学校、学級づくりに努める。
- イ 主体的・対話的な学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実を図める。
- ウ 生徒指導の４つの視点を生かした授業の充実を図める。
 - 自己存在感の感受 ○共感的な人間関係の育成
 - 自己決定の場の提供 ○安全・安心な風土の醸成
- エ 学びに向かう集団づくりを進めるために、学級活動や児童会・生徒会活動等の充実を図める。
- オ 定期的、かつ状況に応じたアンケート調査等、教育相談の実施等、いじめの未然防止や早期発見、早期対応・支援に向けた教育の充実を図める。（「学校いじめ防止基本方針」の実施及び評価と点検後の見直し）
- カ 非行防止教室の開催等、関係機関と連携し、事件・事故の未然防止及び虐待等の早期発見・市（家庭保健課）や児童相談所等への通告・関係機関への協力・防止に向けた教育に努める。
- キ 各種相談員等の効果的活用・連携及び支援チームの結成、ケース会議の開催等、児童生徒の状況に応じた対応の充実に努める。

③ 家庭・地域社会、関係機関・団体との連携の強化を図る

- ア 保護者との信頼関係を築き、共通した課題意識を基盤とした指導・支援の充実を図める。
- イ 中学校区生徒指導連絡会や家庭教育支援会議等を機能化し、家庭や地域、関係機関・団体等との情報連携、行動連携を充実させ、生徒指導上の諸問題への対応の充実を図める。
- ウ 市町村教育委員会及び社会教育関係団体等と連携し、児童生徒のよさを伸ばし、心の拠り所となるような「居場所づくり、活躍の場づくり」のための指導・支援体制の確立に努める。

【施策及び研修事業】

- ・小中生徒指導主任研修会 ・教育相談に係る学校訪問 ・教育相談室相談事業の推進
- ・教育支援センター、校内自立支援室の活用 ・関係機関団体との連携 ・臨床心理士の活用
- ・学習支援、SSW、特別支援教育支援員の配置、校内自立支援室支援員配置事業の推進 等

■関連資料■

- ◎『不登校児童生徒への支援の手引き』（沖縄県教育委員会 令和7年3月）
- ◎『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』（文部科学省 令和6年）
- ◎『沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～』（沖縄県教育委員会 平成29年）
- ◎『不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）』（文部科学省 平成28年）
- ◎『生徒指導リーフシリーズ』、『生徒指導リーフ増刊号』（国立教育政策研究所 平成24年～）
- ◎『生徒指導支援資料１～６』（いじめ関係資料）（国立教育政策研究所 平成21年～）
- ◎『生徒指導提要』（文部科学省 令和4年）
- ◎『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』（文部科学省 毎年度実施）

【小・中学校】(6) キャリア教育の充実

－ 社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む取組の推進 －

学校教育においては、児童生徒に夢や希望を育み、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、主体的に生きることができる自立した社会人・職業人の育成を図ることが求められている。

このため、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図り、児童生徒のキャリア発達を促す取組を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努める必要がある。

① キャリア教育に関わる資質・能力の育成

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」に示す4つの能力（「か」人間関係形成・社会形成能力、「ふ」自己理解・自己管理能力、「や」課題対応能力、「み」キャリアプランニング能力）を統合的に捉えると以下の3つの資質・能力に整理することができる。キャリア教育を通してこれらの資質・能力の育成に努める。

ア 知識・技能

○学ぶこと・働くことの意義の理解

○問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりするための方法に関する理解と、そのために必要な技能

○自分自身の個性や適性等に関する理解と、自らの思考や感情を律するために必要な技能

イ 思考力・判断力・表現力等

○問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりすることができる力

○自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」をもとに、自分と社会との関係を考え、主体的にキャリアを形成していくことができる力

ウ 学びに向かう力・人間性等

○キャリア形成の方向性と関連づけながら今後の成長のために学びに向かう力

○問題を発見し、それを解決しようとする態度

○自らの役割を果たしつつ、多様な人々と協働しながら、よりよい人生や社会を構築していこうとする態度

② 教育活動全体を通じたキャリア教育の取り組みの充実

ア 特別活動を要としたキャリア教育

各学校は、特別活動の学習活動を要としつつ、各教科・各科目の特質に応じてキャリア教育の充実を図る。

イ 4つの能力を踏まえた年間学習指導計画の作成

各学校は、児童生徒に身に付けさせたい「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力（「か」人間関係形成・社会形成能力、「ふ」自己理解・自己管理能力、「や」課題対応能力、「み」キャリアプランニング能力）の視点を踏まえた、各教科等の年間学習指導計画を作成し実践する。

ウ 小中高12年間の学びの履歴をつなぐ取り組みの充実

各小中高等学校は、児童生徒一人一人が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるように、学びのプロセスを記述し、自己評価を行う。「キャリア・パスポート」などを活用し12年間の学びの履歴をつなぐ。

エ 望ましい勤労観・職業観を育む職場体験活動の取り組みの充実

○職場体験活動は、体験を重視した教育の改善・充実を図る取り組みの一環としての役割を担うものであり、日々の学習活動と社会とを関連付けた職場体験活動等を推進する。

○小学校においては職場見学、中学校においては5日程度の職場体験を実施する。

オ キャリア教育の視点を生かした進路指導の取組の充実

「進路指導はキャリア教育の中核をなすものである」ことを踏まえ、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができる力の育成を目指した計画的、継続的な進路指導を工夫する。また、中学校卒業時の進路未決定者の割合が全国に比べて高い状況を踏まえ、その改善に向け、各学年は、学校・家庭・関係機関等と連携した取組の充実を図る。

【施策及び研修事業】

・職場見学、職場体験学習の促進 ・総合的学習支援補助金の支援 ・キャリア教育関連研修会 等

■関連資料■

◎沖縄県キャリア教育の基本方針（沖縄県教育委員会 令和2年）

◎『「キャリア教育」資料集－研究・報告書・手引編』（国立教育政策研究所生徒指導・研究センター 平成30年）

◎教育課程部会教育課程企画特別部会 資料（文部科学省 平成28年）

◎学習指導要領小・中学校解説（文部科学省 平成29年）

◎『産学官地域連携キャリア教育実践者ハンドブック』（沖縄県商工労働部 平成28年）

【小・中学校】(7) 特別活動の充実

一 自ら学び考え、自らを律しつつ他者と協調できる豊かな人間性・社会性の育成 一

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的・実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

また、特別活動の特質、教育課程全体において特別活動が果たすべき役割などを勘案して「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の三つの視点を重視する。この視点は、特別活動において育成を目指す資質・能力における重要な要素であり、資質・能力を育成する学習過程においても重要な意味をもつ。

① 特別活動で育成を目指す資質・能力

- ア 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- イ 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ウ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方（人間としての生き方）についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
- エ 特別活動における「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の3つの視点は、育成を目指す資質・能力における重要な要素であり、これらの資質・能力を育成する学習過程においても重要な意味を持つ。

② 特別活動の各内容の指導の充実

- ア 学級活動…学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定をして実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。
- イ 児童会・生徒会活動…異年齢の児童生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的・実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。
- ウ 学校行事…全校又は学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、資質・能力を育成することを目指す。
- エ クラブ活動〔小学校〕…異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、資質・能力の育成を目指す。

③ 特別活動全体計画作成に当たっての配慮事項

- ア 学級活動における児童生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事とを関連付けながら、個々の児童生徒についての理解を深め、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図る。その際、いじめ未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにする。
 - イ 魅力ある学校づくりの柱として重視するとともに、各教科等において身に付けた資質能力を統合発展させ「汎用的な力」を育成するため交流及び共同学習の機会を通じ、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。
 - ウ 特別活動をキャリア教育の要として、これまでの活動を振り返るとともに、これからの学びや生き方を見通しながら、児童生徒が個人の目標について意思決定し、その実現に向けて実践できるようにする。
 - エ 学校の創意工夫を生かし、各学校における特別活動の役割などを明確にして重点目標を設定したり、各活動・学校行事の内容を示したりするなど、教育課程における位置付けを明確にする。
 - オ 特別活動に充てる授業時数や目標、設置する委員会等の校内組織（校務分掌）や実施する学校行事等を明らかにする。
 - カ 〔小学校〕地域や学校、児童の実態等を踏まえ、学校としての基本的な指導構想を明確にしそれに即した創意ある計画を立てる。
- 〔中学校〕生徒や地域の実態を十分に把握するとともに、生徒の発達の段階や特性等を生かすようにし、教師の適切な指導の下に、生徒の自主的、実践的な活動が助長できるような全体計画を作成する。

【施策及び研修事業】

- ・選手派遣補助 ・修学旅行、宿泊学習等への補助 ・特別活動研修会 等

■関連資料■

- ◎『みんなでよりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）』（国立教育政策研究所 平成30年）
- ◎『小学校学習指導要領解説特別活動編』（文部科学省 平成29年）
- ◎『中学校学習指導要領解説特別活動編』（文部科学省 平成29年）
- ◎『学級・学校文化を創る 特別活動〔中学校編〕』（国立教育政策研究所 平成28年）

【小・中学校】（８）特別支援教育の充実

－ 個々の教育的ニーズの把握と全校体制による教育的支援 －

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行うものである。

また、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、可能な限り同じ場で学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据え、幼児児童生徒の学びの場の連携強化、教員の専門性の向上、切れ目のない支援の充実の推進を図ることが重要となる。

このため、学校においては、特別支援教育に関する校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの位置付け等の支援体制を整備し、教育上特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮を基に全教職員が一体となった組織的な取組を推進する必要がある。

① 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

ア 校長のリーダーシップのもと、学校経営計画に特別支援教育についての基本的な考え方や基本方針を示し全教職員が協力し、組織的、計画的に推進する。

イ 特別支援学級担当教員や通級指導教室担当教員の適切な配置やその資質の向上を図る。

ウ 校務運営組織に就学支援委員会等の特別支援教育に関する校内委員会を設置する。

エ 特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会等の機能化を図り、障害のある児童生徒の支援体制の充実に努める。

オ 校内研修等を通して特別な支援を必要とする児童生徒への具体的な指導方法、指導上の留意点等について理解を深め専門性の向上に努める。

カ 特別支援学級の弾力的運用として、通常の学級に在籍する児童生徒が特別支援学級で支援が必要な場合、校内委員会や保護者との相談等をもって対応できるよう校内の条件整備に努める。

キ 特別支援教育支援員等の活用については、特別支援教育コーディネーターを中心に担任や学年職員などと連携を取り合い児童生徒への支援が円滑に行われるようにする。

ク 児童生徒個々の発達の段階（障害の状態や特性など）を的確に把握し、授業や学校生活での目標、具体的な学習内容・方法など、きめ細かな指導が行えるよう「個別の指導計画」を作成する。また、関係者（家庭、教育、医療、福祉等）による連携した教育的支援を行うために「個別的教育支援計画」を作成する。

※「個別的教育支援計画」を作成する際は、市町村の個人情報保護条例等に基づいて、適切な手続きを行うこと。

② 通常の学級における特別支援教育の充実

ア 通常の学級においても、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、合理的配慮の提供、適切な指導や支援を行う。

イ 特別な支援を必要とする児童生徒のつまずきや行動の背景を理解するとともに、温かい学級経営及び全ての児童生徒にとって分かりやすいユニバーサルデザインの授業づくりに努める。

③ 特別支援学級及び通級指導教室の教育課程の充実を図る

ア 児童生徒の障害の状態に応じた自立活動の充実を図る。

イ 教育課程編成に当たっては、小・中学校学習指導要領を踏まえ、必要に応じて特別支援学校の小学部・中学部学校学習指導要領を参考にする。

④ 交流及び共同学習の充実を図る

ア 特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習は、児童生徒の実態等を十分に考慮して、学校全体の教育計画に位置付けて推進する。

イ 地域の人々と活動を共にする交流及び共同学習を推進する。

⑤ 就学支援体制の充実を図る

ア 校長、教頭、校医、主幹教諭、教務主任、特別支援学級担任、学年主任、養護教諭等で組織する校内教育(就学)支援委員会の機能化に努める。

イ 校内教育(就学)支援委員会は、就学支援や教育相談等を継続的に行うとともに、市町村教育支援委員会等と連携を取り合い、適切な対応に努める。

ウ 障害のある幼児児童生徒及びその保護者を対象に特別支援教育を理解してもらうため、就学前保護者説明会、体験入学（学校・学級参観、教育活動への参加、就学相談等）を恒常的に実施できるような体制づくりを図り、就学支援の充実に努める。

⑥ 通級による指導の充実を図る

ア 通常の学級担任と通級の指導担当者は、児童生徒の様子や変化について情報交換を行い、指導の充実を図る。

イ 巡回通級指導教室については、巡回校との時間割の調整、特別支援教育COや学級担任と連携を密にし、指導の充実を図る。

【施策及び研修事業】

- ・就学支援体制の確立 ・学校巡回訪問の実施 ・特別支援教育支援員の派遣及び研修会 ・宮古島市教育支援委員会
- ・特別支援学級設置校間の交流 ・特別支援教育担当者連絡会 ・通級担当者連絡会 ・わいどーティチャーズ研究会
- ・特別支援教育コーディネーター連絡協議会 ・小1～中2保護者及び小学校就学予定者就学支援保護者説明会

■関連資料■

- ◎『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン』（文部科学省 平成29年）
- ◎『障害のある子供の教育支援の手引き』（文部科学省 令和3年）
- ◎インクルーシブ教育システムの推進を目指す特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブック（国立特別支援教育総合研究所）
- ◎『小学校・中学校特別支援学級・通級指導教室教育課程ハンドブック』（沖縄県教育委員会 令和5年）
- ◎『特別支援教育支援員を活用するために』（沖縄県教育委員会 平成19年）

【小・中学校】（９）食育の推進

－ 基本的な生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成 －

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。

しかし、近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、食生活の乱れ、肥満や過度の痩身など、生活習慣病と食生活の関係も指摘され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められている。特に成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり、極めて重要である。

このことを踏まえ、学校においては学校教育活動全体を通じた食育の推進に努め、家庭や地域関係機関と連携し、児童生徒に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる能力を育成していくことが必要である。

① 学校における食育推進体制の確立及び充実

- ア 栄養教諭等学校給食栄養管理者を中心に、学校の食に関する指導の全体計画及び発達段階に応じた各学年毎の食に関する指導の年間指導計画等を作成する。
- イ 児童生徒の発達段階に応じ、栄養や食事のとり方等について正しい知識を習得させ、自ら判断し実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫を図るとともに、農漁業体験等、食に関する豊かな体験活動の充実に努める。
- ウ 学級担任等と栄養教諭等学校給食栄養管理者とのTT授業等により、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導の充実を図る。
- エ 学校給食等を活用した栄養指導等、個別の相談指導について学校教育活動全体で推進するとともに、毎日朝食を食べる児童生徒の実態を把握し、食育の推進に努める。

② 学校給食の充実

栄養教諭等学校給食栄養管理者と学校との連携を通して、安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供するとともに、教科と関連した献立作成や地域の地場産物の活用促進及び地域の伝統食・行事食を提供する等、学校給食の充実に努める。

③ 家庭・地域・関係機関との連携

- ア 家庭等における望ましい食習慣を確立するため「日本型食生活」の実践について啓発するとともに、学校給食関係機関と連携し、食品の安全、栄養の摂取等、様々な機会を通じて食に関する情報の把握及び発信に努める。
- イ 家庭や地域における幼児児童生徒の基本的な生活習慣に係る課題などについて共通理解を図り課題解決に努める。
- ウ 保護者、学校医等関係機関と連携し、食物アレルギー、健康課題などについて共通理解を図り課題解決に努める。

【施策及び研修事業】

- ・「食に関する指導の手引きの活用」 ・食に関する指導の全体計画の作成 ・副読本、学習教材の活用
- ・生活実態調査による分析と対応 等

■関連資料■

- ◎『食に関する指導の手引き 第二次改訂版』（文部科学省 平成31年）
- ◎『第4次沖縄県食育推進計画～食育おきなわうまんちゅプラン～』（沖縄県 令和5年）
- ◎『学校における食物アレルギー対応の手引き』（沖縄県教育委員会 平成29年）
- ◎『第4次食育推進基本計画』（内閣府 令和3年）
- ◎『学校給食における管理・指導の手引き』（沖縄県教育委員会 平成28年）
- ◎『次世代の健康づくり副読本（教員用テキスト）』（沖縄県 2024 改訂版）
- ◎『食生活学習教材くわっちーさびら』（沖縄県 2024 改訂版）
- ◎『食生活学習教材（小：低・中・高学年用，中学生用）』（文部科学省 平成24年）

【小・中学校】(10) 学校安全・防災教育の推進 ー 幼児児童生徒の危険回避能力の育成 ー

学校安全は、幼児児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、幼児児童生徒の安全を整えることをねらいとしている。

このことを踏まえ、学校においては沖縄県教育委員会が平成25年発刊の「児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル」（以下「危機管理マニュアル」という）等を効果的に活用し、学校における安全教育と適切な安全管理の充実を図り、安心安全な学校づくりの推進を図る必要がある。

① 学校安全の推進に関する計画の策定

- ア 学校保健安全法第3条第2項及び第27条の規定に基づき、「危機管理マニュアル」や「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省発行学校安全資料）を参考に、学校安全の推進に関する計画を策定する。
- イ 学校独自の学校安全の推進に関する計画に基づき、学校における安全教育と安全管理（安全点検表等による定期的・臨時的・日常的な安全点検の確実な実施）の徹底に努める。
- ウ 安全教育と安全管理を円滑に進めるために組織活動の充実と学校安全体制の構築に努める。
- エ 保護者及び地域・関係機関等と連携し、学校安全教育の充実を努める。

② 防犯教育の充実を図る

- ア 「危機管理マニュアル」を避難訓練や校内研修及び各教科等において効果的に活用し、防犯教育の充実を努める。
- イ 不審者侵入に対する避難訓練や防犯教室の取り組みを通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成に努める。
- ウ 不審者等の情報に対しては、地域巡回や不審者情報を発信し、注意喚起に努める。
- エ 通学路の安全点検を行い、危険箇所について地域安全マップの作成に努める。

③ 防災教育の充実を図る

- ア 学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」を作成する。
※防災教育におけるマネジメントサイクルでは、I-CAPDが有効的である。（I：イメージ）
I-CAPD（何が起こる？－何が問題？－話し合い－対策－実行）サイクルによる実施計画を作成
- イ 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、避難訓練や校内研修等を通して防災教育の充実を図るとともに、幼児児童生徒の危険回避能力の育成に努める。
- ウ 「危機管理マニュアル検討委員会」を設置し、必要に応じて見直し作成を行う。その際、PDCAマネジメントサイクルを活用し改善に努める。（検討委員のメンバーに保護者や地域の関係者等を加えることが望ましい。）

④ 交通安全教育の充実を図る

- ア 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、交通安全教室（自転車教室も含む）や校内研修等を通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成と教職員の資質向上を図るとともに、交通安全教育の充実を努める。
- イ 幼児児童生徒による地域安全マップの作成を通して、危険回避能力の育成に努める。
- ウ 通学路の安全点検を行い、各市町村教育委員会や関係機関（所轄警察署・道路管理者）と連携し、危険箇所の改善に努める。

⑤ 河川・海浜等における事故防止の充実を図る

- ア 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、水難事故防止教室や校内研修等を通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成と教職員の資質向上（AED操作等を含む心肺蘇生法などの応急手当）に努める。
- イ 河川・海浜等の危険箇所の点検を実施し、水難事故等の未然防止対策に努める。

【施策及び研修事業】

- ・危機管理マニュアルの作成と避難訓練の実施 ・学校安全点検の実施 ・防災教育の充実 等

■関連資料■

- ◎『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省 平成31年）
- ◎『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』（文部科学省 令和3年）
- ◎『児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル』（沖縄県教育委員会 平成25年）
- ◎『生きる力を育む防災教育の展開』（文部科学省 平成25年）
- ◎『学校における地震・津波災害等対策危機管理マニュアル』（沖縄県教育委員会 平成24年）
- ◎『学校防災マニュアル：作成の手引き』（文部科学省 平成24年）
- ◎『学校における熱中症対策ガイドラインの作成の手引き』（文部科学省 令和3年）

【小・中学校】(11) 人権教育・平和教育の充実

－ 生命の尊重を基盤に、世界の平和を希求する心を育む －

人権教育及び平和教育は、生命の尊重と個人の尊厳を基盤に人権を尊重する心、思いやりの心や寛容、自立心、自己抑制力、共生心などの豊かな心を育むとともに、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成及び次世代に継承することを目指して行うことが重要である。

このため、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮し、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育や平和教育を教育計画に位置づけ、学校の教育活動全体を通じて、組織的・計画的に推進する必要がある。

① 学校の教育活動全体を通じて平和教育の充実を図る

ア 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしながら、各教科等の年間指導計画に位置付けるとともに、人権教育月間及び『慰霊の日』等に関する授業の充実を図るための平和教育月間等を設け、人権教育及び平和教育を推進する。また、各学期や年度ごとに活動の点検・評価を行い、指導の改善に生かすことで、人権教育及び平和教育の充実を図る。

イ 人権教育や平和教育を推進するに当たっては、児童生徒の発達段階を踏まえて判断力や社会的経験を配慮する。

② あらゆる他者を価値ある存在として尊重していく人権教育の推進

ア 一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重していくことができるよう、支持的風土の醸成に努める。

イ 児童生徒や教職員の人権意識を高めるため、「人権を考える日」（月1回）等の取り組みを充実させる。

ウ 自他の人権を尊重する態度を培うため、家庭や地域、関係機関と連携し、外部講師を活用した講話の実施や、様々なボランティア活動や社会体験活動、高齢者や障害者等との交流を行うなど体験活動の充実を図りながら、指導の工夫・改善に努める。

③ 児童生徒が「問い」を持って主体的に考えていける平和教育の推進

ア 戦争体験者の高齢化により語り手が減少する中、児童生徒が「問い」を持って平和について主体的に考えることができる平和教育を推進する。そのため、教職員の経年研修や校内研修等において平和教育を位置づけ、教師の指導力向上を図るとともに研鑽を深める。

イ 平和教育を充実させるため、学習指導要領の内容を踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じた教材を開発するとともに、平和学習ポータルサイトを活用し、地域の戦跡や資料館、証言等の文献などを調べたり、実地調査を行う等体験的な学習を行う。また、地域の人材を活用し、家庭や地域社会との連携を図り指導の充実にも努める。

【施策及び研修事業】

- ・「慰霊の日」と関連した平和学習の実施
- ・宮古島市全戦没者追悼式及び平和祈念式典への参列
- ・平和教育の充実に向けた地域人材の活用
- ・「人権を考えるの日」の設置(月1回) 等

■関連資料■

- ◎「平和学習ポータルサイト」（沖縄県教育委員会 平成28年）
- ◎『学校現場で使える資料館活用術10のスキル』（沖縄県平和祈念資料館 平成27年）
- ◎『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～』（文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 平成20年）
- ◎『信頼される教職員をめざして一人権ガイドブック（改訂版）』（沖縄県教育委員会 平成19年）

【小・中学校】(12) 国際理解教育・外国語教育の推進
－ 国際社会に対応できるコミュニケーションを図る資質・能力の育成 －

グローバル化が急速に進展する中で、広い視野を持ち、異なる文化を持った人々と共に協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められている。

小・中学校においては、小学校段階からの国際理解教育の充実を図り、コミュニケーションの手段としての外国語（英語）に慣れ親しませ、外国語（英語）を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験させるなど、中学校外国語（英語）教育との円滑な接続と学びの連続性を踏まえたコミュニケーションを図る資質・能力を育成していく。

① 学校の教育活動全体を通じて国際理解教育の推進を図る

- ア 各教科等の目標や内容との関連を踏まえた全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて国際理解教育に取り組む。
- イ 国際理解教育においては、異なる考えや意見を受け入れるなど、相手を思いやる心の育成を重視し、それらを基盤とした取り組みを重視する。
- ウ 特別活動や総合的な学習の時間等において、地域の外国人の活用及び米人学校との交流やJICA沖縄国際センターによる国際理解事業等の活用により、自国や外国の文化に対する理解を深め、異なる文化を持った人々と協調して生きていく態度などを育成する。

② 小学校における外国語活動と外国語の充実を図る

- ア 外国語活動や外国語科の授業は、学習指導要領や地域・学校および児童の実態を踏まえた年間指導計画を基に、学級担任や小学校英語専科指導教員、ネイティブスピーカーなどを活用したティームティーチング等、指導方法を工夫する。
- イ 小学校高学年の教科としての外国語を充実させコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
- ウ 担任または小学校英語専科指導教員が中心となり外国語活動や外国語科の指導が展開できるように、指導方法の研究や教材作成等に係る校内研修を行う。

③ 中学校の外国語（英語）教育の充実を図る

- ア 小学校外国語活動や外国語科の内容及び方法について理解するとともに、外国語科の授業参観等を行うなど小学校との連携を図り、系統的な指導に生かす。
- イ 「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けさせる。
- ウ 国際化社会における英語の重要性と必要性を理解させるとともに、具体的な目標を立てさせることや外国人との交流会等を積極的に実施するなど、学習意欲を高める指導を行う。

【施策及び研修事業】

- ・日本人英語教師の配置
- ・宮古地区中学校英語パフォーマンスコンテストの補助
- ・英語専科(小学校)、ALTの活用
- ・英語検定料金の補助

■関連資料■

- ◎『小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編』（文部科学省 平成29年）
- ◎『中学校学習指導要領解説 外国語編』（文部科学省 平成29年）
- ◎『評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料』-中学校-（国立教育政策研究所 平成23年）

【小・中学校】(13) 情報教育の充実

ー 情報活用能力の育成と情報モラル指導の充実 ー

高度情報通信ネットワーク社会においては、児童生徒がコンピュータやインターネットを活用し情報化社会に主体的に対応できる「情報活用能力」の育成と情報モラルに関する指導の充実が重要である。

このため学校においては、ICTの活用や情報モラルの指導のための校内研修を充実させ、児童生徒の情報を適切に活用する基礎的な能力等を系統的に育成する。また、学校と連携しICT環境整備を推進する。

① 学校教育全体を通じた情報教育の取組の充実を図る

ア 情報化推進リーダーを校務分掌に位置付け、校内教育情報化推進委員会の機能化を図り、GIGAスクール構想の実現に向けた校内情報化推進計画の見直しなど、ICT環境整備を一層推進する。

イ 教職員のICT活用指導力の向上を図るため、情報教育に係る校内研修を充実させるとともに、県立総合教育センター等での研修に積極的に参加する。

ウ 情報モラル教育については、情報教育の年間指導計画に位置付け各学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた指導計画を作成し、系統的、継続的に指導する。

② 指導内容や指導方法の取組の充実を図る

ア 情報活用能力を育成するため、児童生徒に身に付けさせたい資質・能力の3つの柱に沿って達成目標（発達の段階に応じた目標：情報活用能力の体系表等）を設定し、全校体制での取組を充実させる。

イ 学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けて、ICT環境を最大限活用し、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の工夫・改善の取組を充実させる。

③ 各教科等の特質に応じた学習活動の計画的な実施

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動を計画的に実施する。

イ 児童がプログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために、必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施する。

④ 情報モラル指導や情報安全管理の取組の充実を図る

ア 有害情報やメール・掲示板上的の誹謗・中傷など、情報化の「負」の側面への対応や個人情報の保護等について教職員自ら理解を深め、情報モラルに関する指導を行う。

イ インターネットや携帯電話を介した事件事故を防止するため、ネット社会に潜む危険性に気付かせるとともに、不適切な情報に的確に対処できる判断力や危険を回避する態度を育成する。

⑤ 情報通信ネットワークや教育用コンテンツ活用の取組の充実を図る

ア 校内LAN等を利用し教材等の教育情報の共有化を図り、授業改善を推進する。

イ NITS(独立行政法人教職員支援機構)や教育情報共有システム（IT教育総合案内サイト）等にある教育用コンテンツ（デジタル教材や教育実践事例等）の活用を図るための校内研修を実施する。

【施策及び研修事業】

- ・ICTに関する出前講座の実施
- ・情報活用能力及び情報モラルに係る実態調査及び研修会
- ・電子黒板、学習者用タブレット端末等を活用した授業改善
- ・GIGAスクール構想実現のためのドリル教材活用研修及び実証事業 等

■関連資料■

- ◎『教育の情報化に関する手引き』（文部科学省 令和2年）
- ◎『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』（文部科学省 令和7年）
- ◎『第2次宮古島市教育情報推進計画』（宮古島市 令和4年度）
- ◎『小学校プログラミング教育の手引き（第三版）』（文部科学省 令和2年）
- ◎『小学校学習指導要領（平成29年告示）』（文部科学省 平成29年）
- ◎『沖縄県教育情報化推進計画（令和4年～令和8年）』（沖縄県教育委員会 令和4年）
- ◎『【改訂版】ネット被害防止ガイドライン』（沖縄県教育委員会 平成27年）

【小・中学校】(14) 環境教育の充実

ー 地球環境の保全やよりよい環境の創造のために、主体的に行動する資質能力の育成 ー

学校教育における環境教育では、環境教育のねらいである「持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成」を踏まえ、地球的視野で環境を大切にし、地球環境の保全やよりよい環境の創造のために「自ら課題を見付け、学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力」を向上させ、生きる力の育成と結び付けていく必要がある。

そのために、地域の身近な問題に目を向ける内容で構成し、身近な場における環境保全活動から始め、地域社会等における取組へと発展させるためにも地域社会との連携を図ることが重要である。

① 学校の教育活動全体を通した環境教育の実施を図る

- ア 各学校の児童生徒や地域の実態を踏まえ、身に付けさせたい力を明確にし、学年に応じた特色を付けたり重点化を図ったりするなどした学校独自の全体計画を作成する。
- イ 各教科、道徳科、特別活動の目標及び総合的な学習の時間のねらいとの関連を明確にした年間指導計画を作成する。
- ウ 児童会・生徒会活動等の活動計画に当たっては、児童生徒が身近な環境問題について考える場を設定し、主体的に取り組めるよう主に環境保全に関する内容を位置付ける。
- エ 日常的な取り組みを継続させるとともに、世界環境デー(6月5日)等を生かした取り組みを展開する。
- オ 環境教育のねらいを踏まえ、全職員の共通理解のもと学校の教育活動全体を通して地域の特色を生かした環境教育の充実を図る。

② 環境に関する指導内容や指導方法を工夫する

- ア 各教科等における環境に係る内容との関連を図るとともに、身近な素材や題材を扱う体験的な学習や問題解決的な学習を重視する。
- イ 小学校の低・中学年においては、身近な環境の自然や文化により多く触れる機会を通して自然の美しさや大切さなどに気付かせるようにする。
- ウ 小学校の高学年や中学校においては、環境問題に関する具体的な事象を通して様々な課題を地球的規模で考え「今、私ができること」など自らの問題としてとらえさせるようにする。

③ 家庭・地域社会との連携を図る

- ア 地域の環境や環境問題等を把握し、児童生徒の発達の段階に即した地域素材の教材化を図る。
- イ 地域で行われる自然探索やクリーン活動、5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)運動等への参加を促すなど実生活との関連を重視した環境教育の充実に努める。
- ウ 地域の人材や企業、消費者センター、リサイクル施設などの環境学習施設等の活用を図る。

【施策及び研修事業】

- ・エコアイランド宮古島の推進
- ・総合的な学習における環境教育の充実
- ・C G G(クリーン・グリーン・グレイス)運動の推進
- ・教科横断的なカリキュラムマネジメントの作成 等

■関連資料■

- ◎『環境教育指導資料(中学校編)』(国立教育政策研究所 平成28年)
- ◎『環境教育指導資料(幼稚園・小学校編)』(国立教育政策研究所 平成26年)
- ◎『沖縄県環境教育等推進行動計画』(沖縄県環境部 平成26年)
- ◎『小学生のためのおきなわ環境読本』(沖縄県環境生活部 平成23年)
- ◎『沖縄県環境教育プログラム(中学校編)』(沖縄県環境生活部 平成17年)
- ◎『沖縄県環境教育プログラム(小学校編)』(沖縄県環境生活部 平成16年)

【小・中学校】(15) へき地教育の充実
－ 少人数の特性を生かした学習指導、合同・集合・交流学习の推進 －

へき地教育では、へき地の特性である「へき地性」「小規模性」「複式形態」を生かし、地域に根ざした創意ある教育課程を編成・実施し、主体的で創造性豊かな児童生徒の育成に取り組むことが大切である。

このため、へき地の学校においては、児童生徒の社会的自立を目指したキャリア教育の視点に基づき、少人数・複式学級における学習指導の深化・充実を図るとともに、合同学習、集合学習、交流学习を積極的に推進し、児童生徒の自主性・社会性を育むことが必要である。

① へき地の特性を生かした体験的な学習の充実を図る

- ア 地域の特性を生かし、児童生徒一人一人の実態に応じた体験的な学習を実施する。
- イ 地域のよさを知るとともに、地域に誇りと愛着のもてる地域の文化、環境、歴史についての体験活動を取り入れた学習の工夫改善に取り組む。
- ウ 地域と一体となった勤労体験的活動や社会体験活動を推進するため「人材リスト」を作成するなど地域の人材を積極的に活用する。

② 少人数・複式学級における学習指導の改善・充実を図る

- ア 地域や学校の特性を生かし、地域に根ざした教育課程を編成するとともに児童生徒一人一人の個性や能力に応じた指導方法・指導体制の改善・充実に取り組む。
- イ 少人数・複式指導における授業研究を行うとともに、それらについての成果を全職員で共有する。
- ウ ICTの活用を促進し、児童生徒が多くの学習情報に接する機会を増やすとともに情報発信の機会を設定することで、情報活用能力や発表力を育成する。
- エ 県立総合教育センターのへき地教育に関する実践の事例資料や「へき地・複式学級設置校赴任前基礎講座」、夏季短期研修の「小規模・複式学級担任講座」、移動教育センター講座等を活用し、指導方法の工夫・改善に取り組む。
- オ 複式学級においては、当該児童生徒に未履修事項が生じないよう適切な教育課程を編成する。

③ 合同学習、集合学習、交流学习等を積極的に展開する

- ア 音楽や体育等における合同学習、近隣の小規模校同士の集合学習を実施し、集団での学習の充実を図る。
- イ 修学旅行や校外学習の機会及びICT等を活用して、他市町村や平地校との交流学习を積極的に実施し児童生徒の自主性、社会性や発表力の育成に取り組む。
- ウ 近隣の幼・小・中学校と日常的に情報交換や意見交換を行うとともに、授業交流、合同授業研修会等を強化し、実践研究の充実に取り組む。

【施策及び研修事業】

- ・「へき地・複式学習指導資料(県総合教育センター)」の活用と研修会の実施
- ・沖縄県へき地教育研究大会への参加
- ・学校支援訪問の実施 等

■関連資料■

- ◎『へき地・複式・小規模学校の実践事例集』(全国へき地教育研究連盟 平成30年度版)
- ◎『調査研究報告書』(沖縄県立総合教育センター 平成26・27年度)
- ◎『複式学級担任ハンドブック』(沖縄県立総合教育センター 平成19年)
- ◎『へき地・複式学習実践資料』(第1集～第12集)(沖縄県立総合教育センター 平成10～21年)

【小・中学校】(16) 子どもの貧困対策の推進

一 教育の機会均等を図るための子どもの貧困対策の推進 一

子どもの貧困は、単に経済的な困難だけでなく子どもの生活の様々な面で不利な条件が蓄積され、子どもの心身の成長に影響を及ぼすほか、次世代に引き継がれることが問題とされているため、貧困の世代間連鎖を断ち切り、未来の沖縄を担う人材育成策として取り組むことが重要である。

また、保護者の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが一人一人の豊かな人生の実現に加え、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の実現にもつながるものである。

子どもの貧困対策を推進するに当たっては、支援を必要とする子どもとその家庭の実情の理解に努め、全ての子どもが最低限享受すべき生活・教育の機会を権利として保障する観点から、子どものライフステージに即して切れ目なく、また個々の子どもが抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施する必要がある。

① 学校教育による自己肯定感を育む支援と学力の保障

ア 児童生徒の自己肯定感を育むためには、教師と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の温かい人間関係を築き、子ども同士が自分の考えや思い等を安心して表現できる支持的風土のある学級が必要である。そのために、生徒指導の4つの視点を生かした授業、学びに向かう集団づくりを進める学級活動及び児童会・生徒会活動の取り組みを推進する。

イ 全ての児童生徒の学力を保障し、社会的な自立に向けた指導が行われるよう質の高い授業実践と個々の児童生徒にきめ細かな指導を行う。

② 学校を窓口とした福祉関連機関との連携

ア 全ての子どもが集う場である学校をプラットフォームとして、子どもたちが置かれている成育環境にかかわらず教育を受けられるよう、学校における相談・指導体制の強化を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との協働による支援体制の構築を推進する。

イ 子どものライフステージに応じて、支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげるSSW(スクールソーシャルワーカー)の活用を図る。

ウ 支援が必要な家庭・児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、教職員の気づきを高め共有する支援体制の構築を図る。

③ 経済的支援へのつなぎ

ア 義務教育の段階においては、援助を必要とする児童生徒に支援が行き届くよう、保護者等に対する就学援助制度の周知に努める。

イ 高等学校等の段階においては、高等学校等就学支援金や高等学校等奨学のための給付金事業等の周知を図り、給付型奨学金の活用を促すよう努める。

【施策及び研修事業】

- ・「早寝・早起き・朝ご飯」の推進
- ・個に応じたきめ細かな指導による学力向上の取組
- ・親のまなび合いプログラム
- ・「少年を守る日」「教育の日」「家庭の日」の推進
- ・家庭教育支援フォーラム
- ・SSW(スクールソーシャルワーカー)の配置事業

■関連資料■

- ◎『子どもの貧困対策に関する大綱』(内閣府 令和元年)
- ◎『改正子どもの貧困対策の推進に関する法律』(内閣府 令和元年)
- ◎『沖縄県子どもの貧困対策計画』(沖縄県 令和4年)
- ◎『沖縄県教育振興基本計画』(沖縄県教育委員会 令和4年)

3 令和7年度 事業実績

(1) 教育振興事業

①外国青年招致事業

事業内容・・・人材育成を目指し、英語指導助手（ALT）を市立小中学校に配置し、国際理解教育や外国語教育を推進した。

○7人体制・・・小学校5名、中学校2名

②教育相談事業

事業内容・・・幼児、児童、生徒、保護者、教師の教育上の悩み事の相談や問題行動等への相談・指導に努めた。また、問題を抱える児童、生徒に支援を行い教育指導体制の充実・地域との連携、校外支援システムの充実を図った。

○配置人員：特別支援教育支援員34名、問題行動等学習支援員9名、SSW（スクールソーシャルワーカー）5名、教育相談員2名、校内自立支援室支援員4名

③学力向上対策事業

事業内容・・・幼児、児童、生徒の基礎学力向上のため、学力向上の対策を図った。

○市標準学力検査実施（4月）対象：小学2（国・算）、4年（国・算）、6年（英語）、中学1（国・数）、2年（国・数・英）

○総合質問紙調査（WEBQU）対象：小学1～6年、中学1～3年

○研究指定校の導入 研究指定校：平一幼稚園・東幼稚園・西城幼稚園・東小・久松中・平良中

○検定受験料補助（100%）

(2) 小中学校教育振興対策事業

①理科・算数（数学）教育等設備整備事業

事業内容・・・理科・算数（数学）教育に関する備品の整備を行い、児童生徒の教育の充実を図った。

○小学校・・・平良第一、北、南、東、久松、鏡原、西辺

池間、城辺、西城、福嶺、上野、伊良部島 以上13校

○中学校・・・平良、北、久松、鏡原、西辺、狩俣、下地、伊良部島 以上8校

②要保護及び準要保護児童・生徒援助費事業

事業内容・・・経済的理由により就学が困難な児童・生徒を対象に、学用品費・医療費など、学校生活にかかる費用の一部を援助。

○受給者数・・・小学校 817名（要保護：16名、準要保護801名）

中学校 480名（要保護：12名、準要保護468名）

③次世代ICT整備事業

事業内容・・・情報活用能力を備えた人材育成のため、GIGAスクール構想実現に向けた環境整備を行った。

○「教育系ネットワーク管理」「教育系パソコン及びプリンター管理」業務
教育系ネットワーク及びパソコン、プリンターの管理を実施

④選手派遣補助金交付事業

事業内容・・・各種競技・コンクール等の県大会、県外大会への派遣費の一部を援助した。

○派遣人員・・・小学校	県内342名、県外0名	楽器輸送1件（指導者含む）
中学校	県内1,265名、県外34名	楽器輸送5件（指導者含む）
県立学校	県内1,221名、県外118名	楽器輸送2件（指導者含む）
団体	県内1,685名、県外81名	楽器輸送2件（指導者含む）
個人	県内446名、県外38名	楽器輸送3件（指導者含む）

⑤魅力ある学校づくり推進補助事業

事業内容・・・児童生徒の学力向上や体力向上、豊かな心を育む取り組み等を目的とする独自の事業を計画する学校を対象に、補助金交付を行う。

○講師招聘による校内研修、授業支援、補習支援等を実施
小学校14校 中学校9校

2 節 教育研究所

1 設置の目的

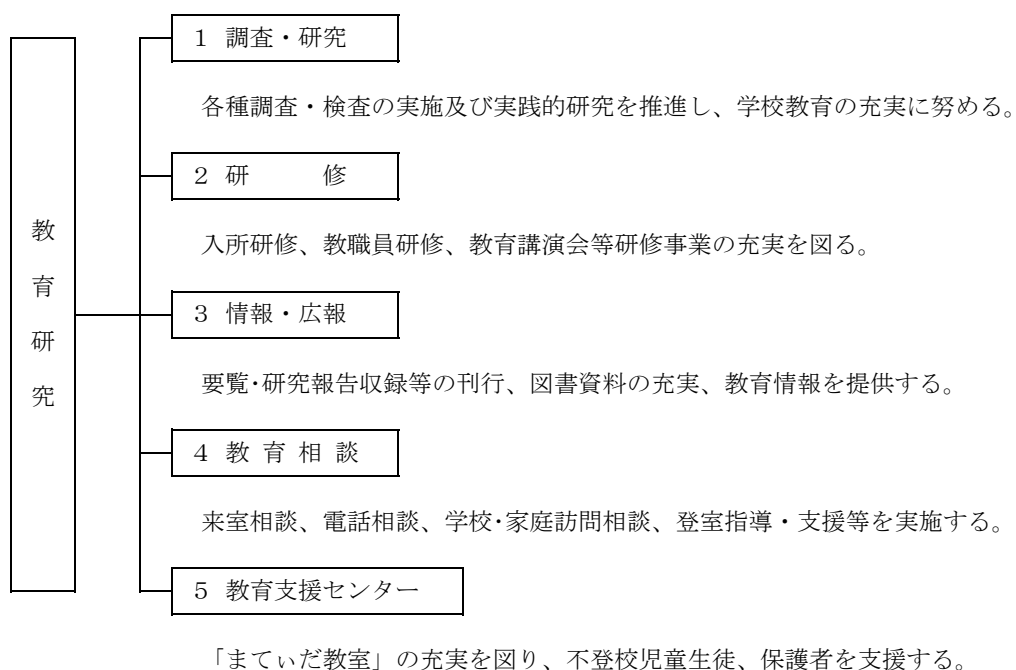
教育に関する専門的・技術的事項の研究及び教育職員の研修を行う
(宮古島市立教育研究所設置条例第1条)

2 方 針

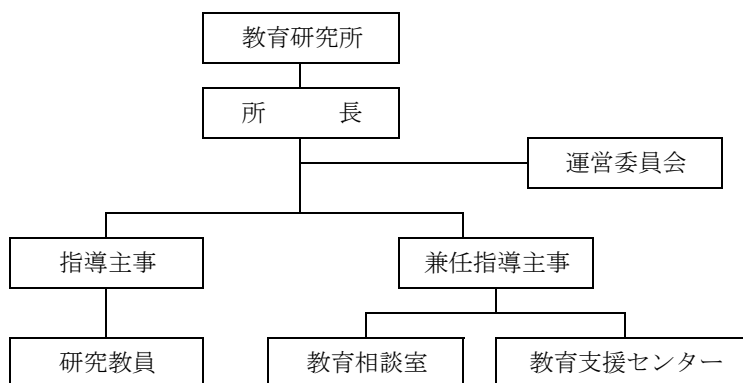
宮古島市立教育研究所は、生涯学習の視点に立って、学校教育、社会教育、家庭教育の直面している課題を積極的に取り上げ、教育実践に結びついた教育活動の推進に寄与する。

- 職員らは自らの資質を高めるように努力し、協働体制のもと、子ども・学校・保護者への援助を行う。
- 本市の現状を把握し、教育現場のニーズにあった援助を行う。
- 各教育機関との連携を図り、効果的な援助を行う。

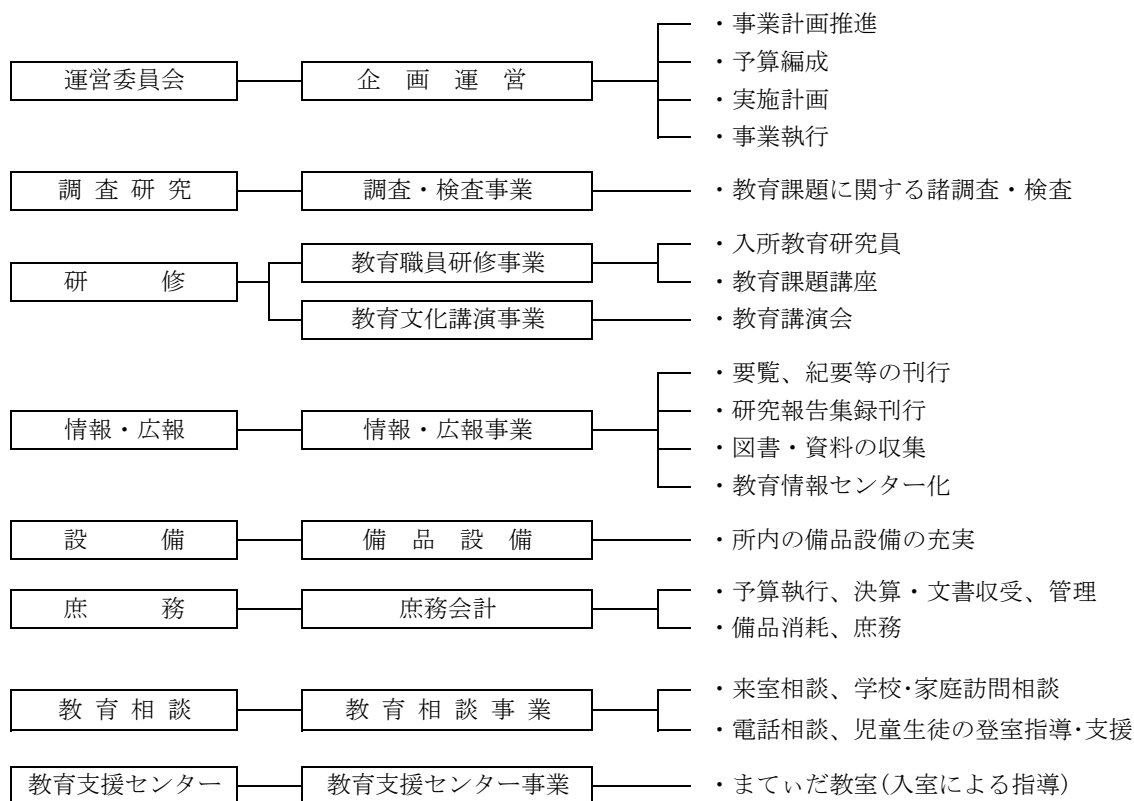
3 事 業



4 組 織



5 運 営



6 職員構成

職 名	氏 名	担 当 職 務
所 長	下 地 辰 彦	運営全般
指 導 主 事	砂 川 博 喜	所務全般
事 務 職 員	上 里 佐 和 子	庶務全般・所務補佐
ま て い だ 教 室 指 導 教 諭	平 良 ゆ か 理	まていだ教室運営
ま て い だ 教 室 指 導 員	平 良 隆 前 泊 直 子	まていだ教室補佐
教 育 相 談 ア ド バ イ ザ ー 教 育 相 談 員	乾 麗 子 友 利 尚 子	来室相談、学校・家庭訪問相談 電話相談、児童生徒の登室指導

7 事業概要

(1) 調査・研究事業

①目 的

各種調査・検査の実施及び実践的研究を推進し、学校教育の充実に努める。

②方 針

ア 本市の現状に即した実践的な調査・研究を行い、その結果や成果を学校や教育委員会へ提供する。

イ 琉球大学教育学部、上越教育大学、福井大学教職大学院との連携を図り、調査・研究の専門家の助言を得ることにより、学校教育に有効なデータを提供する。

(2) 研修事業

①目 的

入所研修、教職員研修、教育文化講演会等研修事業の充実に努める。

②方 針

ア 研究教員は、今日の教育課題を踏まえた研修を推進し、研究と修養の理念に基づき、教育の専門家としての確かな力量と総合的な人間力を高め、資質の向上を図る。

イ 研究教員の研究は、琉球大学教育学部との連携を図り、研究の進め方等への助言を得ることにより、研究の資質向上を図る。

ウ 研究教員は、公開授業、報告書の作成、成果報告会により、研究の成果を教育関係者に提供する。

エ 教職員研修・教育講演会は、現場のニーズに対応し、教職員の資質の向上を図る。

③入所研修

市内の小学校・中学校教諭から年間2人、幼稚園教諭から年間1人を選任する。前期及び後期の6ヶ月間の長期にわたり入所し、それぞれの教科・領域の研究テーマで研究を行い、研究の成果を報告書にまとめ報告会で発表する。

【研修期間・募集人員】

○前期 令和8年4月1日～令和8年9月30日

○後期 令和8年10月1日～令和9年3月31日（幼・小・中、計3人以内）

④教職員研修

市内の幼稚園・公立学校の教諭等を対象に、今日的教育課題や学校課題に即したテーマで研修会を開催し、学校教育の活性化に寄与する。

⑤教育文化講演会(宮古島市教育の日関連)

市民、教育関係者を対象に教育的、文化的テーマで講演会を開催する。

(3) 情報・広報事業

①目的

ア 紀要等の刊行とインターネットを活用した情報を発信する。

イ 教育図書や県内外の教育研究資料を収集・整理し、閲覧や貸出しを行う。

②方針

ア 開かれた教育研究所を目指し、効果的な方法で研究所の事業の周知を図る。

イ ホームページを通して研究情報を発信し、情報の共有化を図る。

ウ 市内の研究指定校や県内の教育研究所等の研究紀要を収集整理し、教育関係者に提供する。

エ 研究教員報告書、まていだ教室実践報告書を刊行し、教育関係者に提供する。

オ リーフレット等を作成し、教育研究所やまていだ教室、教育相談室の機能を知らせる。

カ 図書資料を充実し、教育関係者の研究を援助する。

(4) 教育相談事業

①目的

宮古島市の児童生徒の問題行動や様々な悩みを持つ児童生徒の健全育成を支援するために必要な事項について相談を受け、児童生徒・教師・保護者の問題解決を支援する。

②方針

ア 相談者の意向を傾聴し、問題解決に向けて、真摯な態度で向き合い、「心のふれあい」を大切にする。

イ 相談者のニーズにあった相談活動を行い、常に「最善の利益」を目指す。

ウ 相談者のプライバシー保護の観点から「守秘義務」を徹底する。

エ 登室する児童生徒を受け入れ、学校・保護者と連携し支援する。

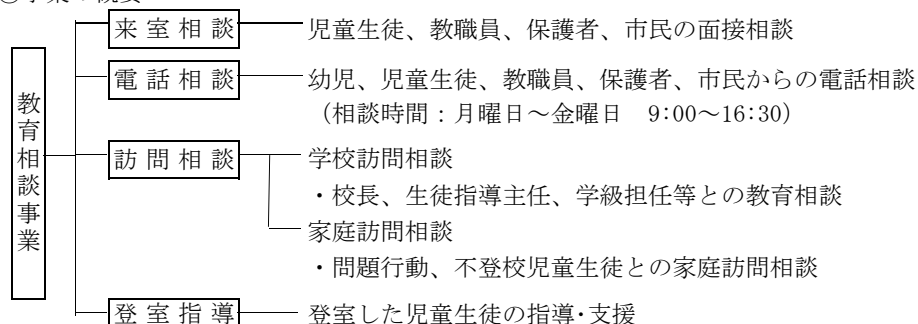
③名称及び設置場所

宮古島市教育相談室と称する。

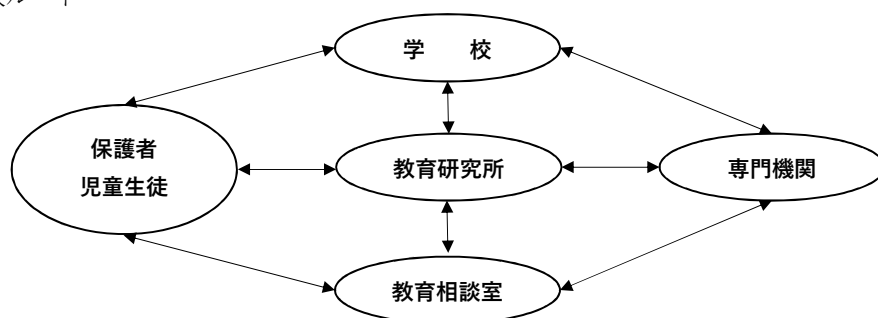
〒906-8501 宮古島市平良西里1140番地（宮古島市役所3階）

TEL 0980-79-7819 専用携帯 090-9789-3356

④事業の概要



⑤相談ルート



(5) 教育支援センター「まていだ教室」

①目的

宮古島市内の心理的要因による不登校児童生徒に対して、個々の状態に応じた援助指導を行い自立を促進し、社会性を養い、学校教育への適応促進を図る。

②方針

- ア 児童生徒一人一人のアセスメントを充実させ、個に応じた援助、指導の工夫改善を行う。
- イ 教育相談、学習活動、体験的な活動を通して、集団活動への適応や社会的な自立を図るとともに、在籍校への復帰を支援する。
- ウ 学校、家庭、各関係機関との情報交換を密にし、連携・協力して、児童生徒の学校復帰を支援する。

③入室対象児童生徒

宮古島市立小学校・中学校に在籍する児童生徒で、心理的要因による不登校で「まていだ教室」への入室を希望する者のうち、教育研究所長が教育支援センターにおける指導が望ましいと判定し、かつ、通室が可能な児童生徒。

④入室方針

- ア 本人及び保護者が「まていだ教室」に通室することを希望している。
- イ 心理的要因によって登校できない。
- ウ 在籍する学校長が「まていだ教室」への通室を認めている。
- エ 保護者が教室への送迎が可能である。

⑤退室方針

- ア 入室児童生徒及び保護者が、「まていだ教室」退室を申し出た時。
- イ 入室児童生徒が学校復帰できた状態であり、「まていだ教室」及び教育研究所にて学校復帰が認められたとき。
- ウ 「まていだ教室」での指導や通室が困難と判断されたとき。
- エ その他（各関係機関と協議の上、退室が妥当と判断されたとき）

⑥開室期間及び開室時間

- ア 開室期間：宮古島市立小学校及び中学校の授業日に準ずるものとする。
(ただし、新年度当初は学校適応期間とし、2週間程度のチャレンジ登校を行う。
チャレンジ登校期間中は「まていだ教室」へ通室できません。また、継続申請を希望する場合は、学校でケース会議を開き、継続が必要と認められた場合に教育研究所へ継続申請を行う。継続申請中は仮入室の形で受け入れは可能とする。)
- イ 開室日：月～金までの週5日間(祝祭日は休み)
- ウ 開室時間：月・木・金曜日は8時30分～12時、火・水曜日は8時30分～15時までとする。
※長期休業等は、市立小中学校に準ずる。

⑦名称及び設置場所

宮古島市立教育支援センター「まていだ教室」と称する。

〒906-0011 宮古島市平良字東仲宗根292番地 (旧宮原幼稚園舎)

TEL 0980-73-4149 E-mail matida385@miyakojima.ed.jp

8 令和8年度 事業計画

	行 事	入所研修	まていだ教室	教育相談室
4月	琉球大学アドバイザー事業 学校課題アンケート実施		各種申請等受付(随時) 施設見学・体験入室 チャレンジ登校期間	通常業務(来室、電話相談、 訪問相談、登室児童生徒の 指導・支援)、ミーティング
5月	上越教育大学幼児教育セミナー 発達支援アドバイザー派遣	研究員事前研修①	体験活動(スポーツ、美術等) 教室行事(遠足)	通常業務、ミーティング
6月	教育研究所運営委員会 上越教育大学幼児教育セミナー 発達支援アドバイザー派遣	研究員事前研修②	体験活動等 平和学習	通常業務、ミーティング
7月	ずみネット会議① 中堅研①②(社会体験等) 上越教育大学幼児教育セミナー	研究員事前研修③	1学期終業式、チャレンジ登校 保護者面談	通常業務、ミーティング
8月	上越教育大学幼児教育セミナー 実践研究サントテーブル2026		2学期始業式、チャレンジ登校	通常業務、ミーティング
9月	発達支援アドバイザー派遣 上越教育大学幼児教育セミナー		保護者会	通常業務、ミーティング
10月	琉球大学アドバイザー事業 発達支援アドバイザー派遣	第27期研究員入所式 全体研究協議会①	体験学習等	通常業務、ミーティング
11月	琉球大学アドバイザー事業 発達支援アドバイザー派遣	第1回検証授業期間	体験学習等	通常業務、ミーティング
12月	琉球大学アドバイザー事業 上越教育大学幼児教育セミナー	第2回検証授業期間	体験学習等、チャレンジ登校 2学期終業式	通常業務、ミーティング
1月	琉球大学アドバイザー事業	第3回検証授業期間	体験学習等、チャレンジ登校	通常業務、ミーティング
2月	琉球大学アドバイザー事業	研究のまとめ	体験学習等	通常業務、ミーティング
3月	教育研究所運営委員会 ずみネット会議②	成果報告会 修了式	保護者面談、チャレンジ登校 修了式・閉室式	通常業務、ミーティング

9 令和7年度 事業実績

(1) 調査・研究事業

全国・学力学習状況調査、県到達度調査分析等、学校課題についてのアンケート調査(小中)を実施。

(2) 研修事業

- ① 長期研究教員が研究を行い、報告書にまとめ、成果報告会を開催し現場への還元を図った。
後期2名(小学校:特別活動、総合的な学習の時間)
- ② 研究所主催の研修会「宮古島ラウンドテーブル」(初任者研修、中堅教諭資質向上研修 他)を開催。
- ③ 琉球大学、上越教育大学、福井大学連合教職大学院と連携した研修会の実施。
- ④ 宮古教育事務所と連携した研修会(経年研等)の実施。
- ⑤ 福井大学連合教職大学院へ3名の教職員を派遣し、教師の協同実践力や学校改革マネジメント能力の向上に努めている。
- ⑥ 運動療育を活用した発達支援アドバイザー派遣プログラムを実施。

(3) 情報・広報事業

- ① 要覧、リーフレットの配布、ホームページで情報の発信。
- ② 研究教員成果報告集録、教育支援センター「まていだ教室」実践報告書の配布。

(4) 教育相談室

①利用児童生徒数

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
男子	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
女子	0	0	0	0	0	2	1	1	3	7
合 計	0	0	0	0	0	2	2	1	3	8

②学校復帰(令和8年3月末時点)

ア 小学校・・・・・・1名
イ 中学校・・・・・・2名
ウ 高校進学・・・・・・3名

(5) 教育支援センター「まていだ教室」

①利用児童生徒数

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
男子	0	0	1	0	0	2	3	0	3	9
女子	0	0	0	1	0	1	1	1	0	4
合 計	0	0	1	1	0	3	4	1	3	13

②学校復帰(令和8年3月末時点)

ア 小学校・・・・・・3名
イ 中学校・・・・・・1名
ウ 高校進学・・・・・・2名

3節 学校給食共同調理場

1 宮古島市立学校給食共同調理場の概要

所在地：〒906-0006 宮古島市平良字西仲宗根 7 4 5 番地 1 3

電 話：7 2－4 2 4 1 F A X：7 2－3 0 7 4

名 称 \ 事 項	建築年月	施設面積 (㎡)	設備能力 (食/日)	給食提供数 (食/日)
平良学校給食共同調理場	平成13年5月	1,523	5,000	4,099
城辺学校給食共同調理場	昭和58年6月	500	800	418
下地学校給食共同調理場	平成15年3月	370	500	341
上野学校給食共同調理場	平成13年1月	327	500	350
伊良部学校給食共同調理場	平成15年5月	339	700	338

2 学校給食の目的及び目標

(1) 学校給食の目的

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを考慮し、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。

(2) 学校給食の目標

学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努める。

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(3) 学校給食の定義

学校給食の目標を達成するため、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

(4) 学校給食の経費の負担

- ①学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。
- ②前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(学校給食費)は、生活保護の対象となる児童生徒は社会保障制度を優先とし、社会保障対象外の児童生徒に関して、市が賄い材料費を立て替えることで援助する。

3 学校給食共同調理場の事業

学校給食共同調理場は学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に定める目標を達成するため、次のような事業を行っている。

- (1) 宮古島市立小・中学校の児童生徒及びその他教育機関の職員の給食に関すること。
- (2) 給食物資の調達に関すること。
- (3) 学校給食の調理及び配送に関すること。
- (4) 食器、食缶の洗浄、消毒及び保管に関すること。
- (5) その他教育委員会において必要と認めること。

4 令和8年度 年間給食回数予定表

調理場名	給食予定日	牛 乳	パ ン	麺	米 飯	
					委託	自校
平良学校給食共同調理場	196	196	10	22	124	40
城辺学校給食共同調理場	200	200	10	10	-	184
下地学校給食共同調理場	200	200	20	22	-	158
上野学校給食共同調理場	200	200	20	18	-	162
伊良部学校給食共同調理場	192	192	19	31	-	158

5 配送状況

調理場名	配送車 (台)	配送校		備 考
		小学校	中学校	
平良学校給食調理場	4	9	7	2t車
城辺学校給食調理場	2	4	1	2t車
下地学校給食調理場	2	1	1	軽貨物車
伊良部学校給食調理場	1	1	1	2t車

6 給食状況

令和8年5月現在

調理場名	配食校数		児童 生徒数	職員	計	調理員他	合計
平良学校給食共同調理場	小学校	9	2,434	277	2,711	40	4,099
	中学校	7	1,205	143	1,348		
城辺学校給食共同調理場	小学校	4	210	65	275	9	418
	中学校	1	116	18	134		
下地学校給食共同調理場	小学校	1	171	25	196	7	341
	中学校	1	121	17	138		
上野学校給食共同調理場	小学校	1	212	24	236	7	350
	中学校	1	89	18	107		
伊良部学校給食共同調理場	小学校	1	176	24	200	7	338
	中学校	1	113	18	131		

7 児童生徒一人一食当たり摂取栄養量

【小学校3～4年生】

令和8年5月調査 宮古島市

栄養素 (単位)	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂肪 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン				一食単価 (円)
						A (mg)	B 1 (mg)	B 2 (mg)	C (mg)	
目標量	650	21.1～32.5	14.4～21.7	350	3.0	200	0.40	0.40	25	275
給与量	595	22.9	20.2	321	2.2	290	0.56	0.5	31	

【中学校】

令和8年5月調査 宮古島市

栄養素 (単位)	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂肪 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン				一食単価 (円)
						A (mg)	B 1 (mg)	B 2 (mg)	C (mg)	
基準量	830	27.0～41.5	18.4～27.7	450	4.5	300	0.50	0.60	35	297
給与量	717	27.2	23.5	344	3.1	350	0.69	0.56	50	

4節 学校教育施設

1 施設整備の基本方針と役割

(1) 施設整備の基本方針

学校教育施設について、学校教育の基本施設である校舎、屋内運動場等の必要面積は整備されているが、老朽化の進んでいる校舎・屋内運動場の整備、屋外運動場の整備を「学校施設整備計画」に基づいて年次的に整備する。

加えて教育施設のバリアフリー化、進展する情報教育への対応や地域に開かれた学校及び生涯学習の場としての施設づくりを推進し、安全、安心な教育環境施設の充実を図るとともに、次代を担う児童・生徒の人材育成に努める。

(2) 学校施設の役割

①安全、安心な施設

学校施設は、子ども達にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件である。このため、充実した教育活動を十分に展開できる機能的な施設環境を備えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全、安心な施設づくりを図る。

②地域に開かれた施設

学校施設は子ども達及び地域住民にとっても身近な教育施設であると同時に防災拠点として重要な役割を担っていることから、地域に開かれた施設づくりを図る。

2 令和8年度 事業計画

- (1) 旧佐良浜小学校解体設計委託業務
- (2) 旧伊良部小学校解体設計委託業務
- (3) 伊良部島小中学校プール設置事業
- (4) 上野小学校屋内運動場改修事業
- (5) 城東中学校屋内運動場改修事業
- (6) 鏡原小学校屋内運動場改築事業
- (7) 空調機器賃貸借業務(小学校)その2
- (8) 空調機器賃貸借業務(中学校)その2
- (9) 幼稚園特定建築物調査委託
- (10) 小学校特定建築物調査委託
- (11) 中学校特定建築物調査委託

4 章

社 会 教 育

～みんなで学ぶ生涯学習～

1 節 社会教育

1 主要施策

市民の生涯にわたる学習活動を推進するため、生涯学習の視点に立って学校教育、家庭教育、社会教育の相互の連携を図りつつ、市民の学習ニーズに応じた生涯各期における多様な学習機会を提供するとともに、社会教育施設・設備の充実や社会教育指導者の養成・確保等、社会教育活動の充実と生涯学習の振興を図る。

2 施策の推進

(1) 生涯学習の推進

市民の多様化・高度化する学習ニーズに応じて、いつでもどこでも学習でき、その成果が社会において適切に評価され活用される生涯学習社会の実現に努める必要がある。このため市民が生涯各期において自らの意志により、自らの適した手段・方法を選択し、必要とする学習ができる機会を提供し、潤いと生きがいのある生涯学習の推進を図る。

- ①市民の自主的な学習を支援するため、地域の人材を発掘・育成するとともに、生涯学習人材登録（リーダーバンク）の内容充実を図り、学校や団体、クラブ・サークル等での活用を促す。
- ②生涯学習に関する情報を収集・整理し、学習情報の提供や学習者の相談体制を整備する。

(2) 社会教育の推進

社会教育の充実を図るため、社会教育施設、設備の充実を図り、市民一人ひとりが必要に応じた学習課題や、地域の必要課題を積極的に取り上げ、多くの市民が参加できるよう社会教育事業の拡充を図るとともに社会教育関係団体の育成・強化と活性化に努める。

- ① 市民のニーズに対応した学習活動の場を拡充し、社会教育活動の充実を図る。
- ② 社会教育関係団体等の指導者研修会を開催し、指導者の資質の向上を図る。
- ③ 青少年団体、婦人団体、PTA等、社会教育関係団体の育成援助と活動の促進を図る。
- ④ 地域の教育力向上、体験活動の推進のため、関係機関・団体との連携強化を図り、社会奉仕活動、自然体験活動等の社会参加活動を推進する。
- ⑤ 社会情勢の変化に伴い「地域の教育力の低下」が指摘されている中、学校教育では教育活動以外の業務など教員の業務量の増加傾向が問題となっており、教員一人ひとりが、児童生徒へのきめ細かな指導を行う時間の確保が必要となっている。地域全体で子どもたちの教育環境を向上させる必要があるため、地域と学校の連携・協働体制を構築できるよう、地域学校協働活動の推進を図る。
- ⑥ 放課後や週末等において、地域住民等の人材を活用し、勉強やスポーツ・文化活動などの様々な体験活動を行う放課後子ども教室の推進を図る。

3 令和8年度生涯学習・社会教育事業計画

月	日	事業名	対象	会場（予定）
4	30（木）	地域学校協働活動推進事業等委嘱状交付式	宮古島市地域学校協働活動推進事業	宮古島市役所3階委員会室
	30（木）～5/20（水）	海外ホームステイ派遣事業 派遣生徒募集開始	宮古島市内の中・高生	
5	7（木）	放課後子ども教室推進事業委嘱状交付式・第1回運営委員会	宮古島市放課後子ども教室推進事業	宮古島市役所3階委員会室

月	日	事業名	対象	会場（予定）
6	4(木)	沖縄県社会教育指導者研修会 沖縄県社会教育委員連絡協議会総会	各市町村社会教育関係	豊見城市 中央公民館
	9(火)	青少年問題協議会委嘱状交付式及び第1回協議会	青少年問題協議会委員	宮古島市役所 3階会議室
7	6(月)	「青少年の非行防止」県民一斉行動宮古島市民大会	宮古島市民	マティダ市民 劇場
	7月中旬～ 9月初旬	「青少年の非行防止」県民一斉行動「作文・ポスター・標語」の募集	宮古島市内小中高生	
	25(土)	「青少年の非行防止」夜間街頭指導	宮古島市民	宮古島夏祭り 会場
8	9(日) ～20(木)	宮古島市海外ホームステイ派遣	宮古島市内の中・高生	ハワイ州
10	28(水) ～30(金)	第68回全国社会教育研究大会大阪大会	各市町村社会教育関係者	大阪府大阪市
11	5(木) ～6(金)	第56回九州ブロック社会教育研究大会熊本大会	各市町村社会教育関係者	熊本県熊本市
12	未定	社会環境実態調査（青少年保護条例）	関係団体	コンビニ・本屋 ・携帯ショップ
1	4(月)	令和9年宮古島市二十歳を祝う会	二十歳を迎える方	マティダ市民 劇場
	22(金)	第68回沖縄県社会教育研究大会（沖縄県教育委員会・沖縄県社会教育委員連絡協議会主催）	各市町村社会教育関係者	本部町 もとぶ文化 交流センター
2	中旬～ 下旬	地域学校協働活動推進事業等第2回運営委員会	宮古島市地域学校協働活動推進事業等運営委員	宮古島市役所 3階会議室
通年事業		C G G運動	各自治会・小中学校等	各地域
		生涯学習リーダーバンク事業	市民	宮古島市内
		宮古島市地域学校協働活動推進事業	各学校の地域の関係者	各学校内
		宮古島市放課後子ども教室推進事業	宮古島市立小学校の児童	学校の教室等

4 施策の推進体制

（1）社会教育委員

- ① 社会教育委員は社会教育法に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため次の職務を行う。（社会教育法第17条）
 - ア．社会教育に関する諸計画を立案
 - イ．定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対し意見を述べる
 - ウ．ア・イの職務を行うために必要な研究調査を行う
- ② 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。
- ③ 市町村の社会教育委員は、当該市町村から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(2) 宮古島市青少年問題協議会

宮古島市青少年問題協議会（協議会条例第2条）

- ① 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議する。
- ② 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- ③ 上記①、②に規定する事項に関し、宮古島市の長及びその区域内にある関係行政機関に対し意見を述べることができる。

(3) 宮古島市地域学校協働活動推進事業

- ① 宮古島市地域学校協働活動運営委員会（宮古島市地域学校協働活動推進事業実施要綱第3条）
 - ア. 事業計画・安全管理・広報活動、ボランティア等の人材確保策の検討
 - イ. 地域実情に応じた活動プログラムの企画
 - ウ. 域内の学校へのコミュニティスクールの導入及び実施に向けた検討並びに事業の検証及び評価
- ② 宮古島市地域学校協働活動地域コーディネーター（宮古島市地域学校協働活動推進事業実施要綱第8条）
 - ア. 地域ボランティア等の人材募集広報活動
 - イ. ボランティア等の地域の協力者の確保・登録・配置
 - ウ. 学校・地域ボランティア等との連絡調整
 - エ. 地域の実情に応じた活動プログラムの企画・支援

地域コーディネーター	新城 美津枝、上里 啓美、仲間 広二、比嘉 豊樹 塩月 理香、友利 直喜、砂川 武正、根間 玄隆
任 期	令和8年4月1日～令和9年3月31日

(4) 宮古島市放課後子ども教室推進事業

- ① 宮古島市放課後子ども教室推進事業運営委員会（宮古島市放課後子ども教室推進事業実施要綱第7条）
 - ア. 放課後子ども教室事業計画の策定
 - イ. 活動プログラムの企画
 - ウ. ボランティア等の人材確保
 - エ. 広報活動の方策
 - オ. 事業実施後の検証・評価

R 8 実施校

実施校	代表者氏名
南小放課後子ども教室	川満 かおり
狩俣小放課後子ども教室	大久保 淳一
西辺小放課後子ども教室	与那覇 美稀
砂川小放課後子ども教室	松 元 直 美
鏡原小放課後子ども教室	與那覇 教子

2 節 公民館

1 現状と課題

本市には市民の学習施設として、中央公民館、城辺公民館、下地公民館、上野公民館、伊良部公民館、西原地区公民館、久松地区公民館、下崎地区公民館の他、自治公民館等が設置されている。

各公民館とも市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため各種講演会や発表会、講座、学級、教室等の諸事業を実施し、さらに市民の自主的なサークル活動を推進するなど、市民の学習能力向上に努めている。

市民の公民館活動に対する関心や学習への意欲は一段と高まりをみせ、公民館は市民の学習の場、ふれあいの場、憩いの場として多くの市民に活用されている。また、情報化、国際化、少子高齢化、週休2日制等自由時間の増える現代社会においては、市民の要求する学習内容も多様化、高度化してきている。

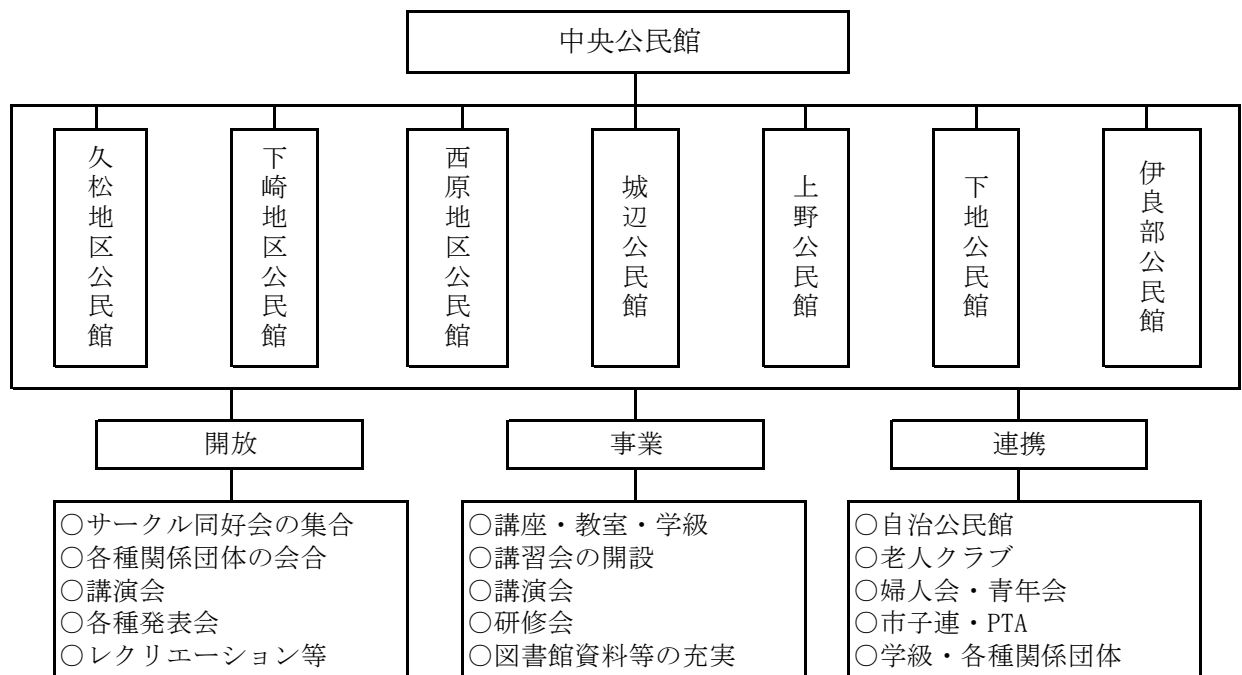
このような状況から公民館としては、今後市民の学習への意欲に応えられるような公民館運営が重要であり、そのために次のような課題について取り組まなければならないと考えている。

- (1) 中央公民館と各地区公民館、自治公民館及び各種団体との連携を図り、公民館活動の活性化を図る。
- (2) 公民館の独自性から、市民のニーズや社会の要求に即した事業の組み立て、地域の課題に対応できる物的、人的条件整備の充実を図る。
- (3) 生涯学習の推進につながる生活に密着した各種情報の資料を整備し活用を図る。
- (4) 生涯学習を共有する関係機関との連携を密にし、公民館運営の合理化を図る。
- (5) 積極的な公民館情報の発信に努める。

2 運営目標

社会の要求と男性の参加、市民の学習ニーズに対応した事業を企画実践するとともに、市民への学習の場を提供し、人づくり・地域づくりに貢献する拠点としての社会教育施設とする。

3 執行体制と活動内容



4 各公民館

(1) 中央公民館

宮古島市平良字東仲宗根 807 電話：73-1123 FAX：73-1136

① 施設の概要

構 造：PCaPc. 一部鉄骨 造
敷地面積：23,319.87㎡
延床面積：12,010㎡（地上3階）
建設年度：令和元年8月

② 主な施設

施 設 名		収容人数	備 考	
1 階	多目的ホール（珊瑚）	300	講演会、発表会、展示会、レクリエーションなどに利用できます。	
	スタジオ 1	40	吹奏楽、軽音楽、ダンスなどに利用できます。	
	スタジオ 2	15	吹奏楽、軽音楽、ダンスなどに利用できます。	
	スタジオ 3	15	吹奏楽、軽音楽、ダンスなどに利用できます。	
2 階	ギャラリー	—	展示会などに利用できます。	
研 修 棟	研修室 1	間仕切りがあり、 2 室以上 使用可。	20	別棟にある研修室は、様々なイベント・研修会などに利用できます。
	研修室 2		20	別棟にある研修室は、様々なイベント・研修会などに利用できます。
	研修室 3		20	別棟にある研修室は、様々なイベント・研修会などに利用できます。
調 理 棟	和室	20	和室と調理室が隣接していて、和室で試食会などに利用できます	
	調理室（調理台 7 台）	—	別棟にある調理室は、IH調理器やオーブンを完備し、料理教室に利用できます。	

③ 令和7年度事業実績

	講座名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	宮古島ブランドみそづくり講座	6月21・28日	2	5	一般市民	12	24	上里 正子
2	こども簡単ピザづくり講座	9月	1	3	小学生	12	12	具志堅 高子
3	ピラティス講座	9月～10月	8	16	一般市民	12	99	井沼 栞
4	手縫いで作るおしゃれワイド パンツ講座	10月～11月	3	6	一般市民	8	37	具志堅 高子
5	身近なさつまいもでおいもチップ スを作ってみよう講座	11月	2	4	一般市民	10	20	上里 正子
6	こども和菓子づくり講座	11月	1	2	小学生	12	15	小松 慶子
7	クリスマス*正月を華やかに飾ろ うフラワーアレンジメント講座	12月	3	6	一般市民	10	25	西平 富士子
8	こども習字講座	12月	3	6	小学生	10	7	川上 克枝
9	初心者歓迎 琉舞講座 かぎやで風	12月～1月	6	12	一般市民	15	121	神里 美代子
10	みんなで楽しく踊ろうZUMBA	1月	5	10	一般市民	40	148	荷川取 みなみ
11	パッチワークで作るスマホ ショルダーバック講座	1月～2月	6	12	一般市民	10	51	与那覇 則子
講座合計							559	

④ 令和7年度サークル一覧

	サークル名	代表者	曜日	活動時間	人 数 (延べ)
1	唄三線倶楽部「結の音」	兒玉 広之	毎週火曜日	19：00～21：00	319
2	手話サークル がじゅまるの会	宮城 育子	毎週火曜日	20：00～21：30	297
3	ティーパズアギミールサークル	西平 富士子	毎週火曜日	19：00～21：00	282
4	ブーゲンビリアコーラス	下地 悦子	毎週水曜日	20：00～21：00	506
5	宮古島地域精神医療保健福祉研究会	源河 計隆	第3水曜日	19：00～21：00	32
6	宮古島混声合唱団	新城 悦子	毎週木曜日	10：00～11：30	705
7	Animoサークル	豊見山 ひろみ	毎週木曜日	19：00～21：00	438
8	ひらら女声コーラス「きらきら」	波平 幸	毎週金曜日	10：00～12：00	972
9	Y♡Y手話ソングチーム	川上 真理	毎週金曜日	17：00～19：00	486
10	宮古島サンゴ礁ガイドのなかまたち	友利 博一	第1金曜日	19：00～21：00	52
11	あばらぎラフターヨガサークル	平良 慶子	毎週土曜日	09：30～11：30	384
12	手話サークル「虹」	当銘 さおり	毎週土曜日	14：00～16：00	574
13	ブレス（合唱サークル）	永松 和子	毎週日曜日	14：00～16：00	759
14	お芝居やりたい人たち・島あそび劇団	加持 岳志	毎週日曜日	10：00～12：00	287
				サークル合計	6,093

⑤ 令和7年度利用状況（4月～3月）※未来創造センター

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
多目的ホール													
利用日数	9	11	17	11	10	11	23	17	14	16	13	13	165
利用者数	736	901	1,686	955	1,181	1,395	3,159	2,503	2,247	1,352	1,657	3,004	20,776
スタジオ1													
利用日数	23	18	21	19	25	19	23	20	19	18	14	15	234
利用者数	548	382	631	664	666	331	1,951	618	606	610	486	334	7,827
スタジオ2													
利用日数	18	19	16	17	14	14	16	22	15	16	12	20	199
利用者数	177	157	196	181	136	118	289	265	184	140	198	210	2,251
スタジオ3													
利用日数	13	19	19	17	16	17	17	21	17	17	14	16	203
利用者数	138	136	237	138	174	172	1,213	261	206	186	181	146	3,188
和室													
利用日数	15	13	15	12	17	9	14	15	14	13	10	14	161
利用者数	239	174	328	178	238	113	143	187	179	221	176	221	2,397
調理室													
利用日数	4	1	8	3	3	5	7	5	3	5	4	1	49
利用者数	115	9	92	21	70	87	257	55	36	71	106	13	932

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
研修室													
利用日数	14	15	17	19	24	18	21	24	18	21	14	15	220
利用者数	433	447	392	716	815	384	2,308	1,271	753	726	488	442	9,175
ギャラリー													
利用日数	6	11	6	3	9	1	10	2	10	5	2	5	70
利用者数	15	431	74	39	524	19	1,936	41	76	331	88	308	3,882
その他													
利用日数			1				6	2			1		10
利用者数			50				1218	6			136		1410
中央公民館													
利用日数	102	107	120	101	118	94	137	128	110	111	84	99	1,311
利用者数	2,401	2,637	3,686	2,892	3,804	2,619	12,474	5,207	4,287	3,637	3,516	4,678	51,838

⑥ 令和8年度事業計画

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員(人)
1	ピラティス講座	市民の健康増進・体力向上・リラクゼーションの提供	5月	10	一般市民	15
2	台湾カステラづくり講座	簡単で美味しい菓子づくりのこつを学ぶ	5月	2	一般市民	12
3	みそづくり講座	宮古島ブランドである「宮古みそ」作りを小麦麹から体験し、継承していく	6月	5	一般市民	12
4	エコアンダリアで作るぼうしづくり講座	エコでおしゃれなぼうしを手づくりする	6月	6	一般市民	10
5	こども書道講座(夏休み)	正しく美しい文字が書けるように習字の基本を覚える	7月	4	小・中学生	10
6	チョークアート講座	身近なチョークを使い大きな作品をみんなで作り喜びを分け合う	7・8月	6	小学生	15
7	こども水彩画講座(夏休み)	水彩鉛筆を使って好きな絵を描き楽しむ	8月	4	小・中学生	10
8	こども琉舞講座(夏休み)	貴重な芸能を体験し琉球舞踊の楽しさを知る	8月	8	小・中学生	20
9	こども宮古焼絵付け講座	宮古島の焼き物に触れ伝統工芸の大切さを学ぶ	9月	2	一般市民	10
10	こどもおやつづくり講座	美味しいおやつを作ることで手作りの楽しさを学ぶ	10月	2	小学生	12
11	親子パンづくり講座	親子でパン作りを楽しもう	11月	2	小学生親子	6組12人
12	お正月飾りフラワーアレンジメント	お正月飾りを手作りしセンスを磨くとともに、達成感を得る	12月	4	一般市民	10
13	ズンバ講座	ストレス発散、運動不足解消をして健康な毎を送る	1月	8	一般市民	30
14	クバの葉かごづくり講座	自然の素材を利用して生活雑貨を作り日常に宮古島らしさを取り入れる	1月	4	一般市民	8

(2) 城辺公民館（城辺農村環境改善センター）

宮古島市城辺字福里579-2 電話：77-4903 FAX：77-4227

① 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート造り

敷地面積：24,950㎡

延床面積：1,460㎡（1階：1,422㎡/2階：38㎡）

建設年度：平成2年4月

② 主な施設

施設名		収容人数	備 考
1 階	大ホール	800	講演会、発表会、展示会、レクリエーションなどに利用できます。
	会議室	100	憩いの場所として、談話や小展示などに利用できます。
	研修室	30	講座、研修会などに利用できます。
	料理講習室	30	調理台7台、季節の料理、各種料理などに利用できます。
2 階	映写室	—	映写機を利用した学習会、映写会などに利用できます。
	音響室	—	音響や照明の調整を行う。

③ 令和7年度事業実績

	講座名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	元気UP！ピラティス体操講座	5月～6月	5	10	一般市民	15	48	井沼 栞
2	夏休み子供書道講座	7月	3	6	児童	10	26	池田 きみえ
3	夏休み子ども絵画講座	8月	5	10	児童	10	80	西里 恵子
4	三線講座	10月～11月	8	16	一般市民	20	60	川満 健功
5	パッチワークでリボンバック作り講座	10月～12月	6	12	一般市民	10	38	与那覇 則子
6	健康体操講座	1月～3月	7	14	一般市民	40	188	和田 芳勝
							講座合計	440

④ 令和7年度サークル一覧

	サークル名	代表者名	曜日	活動時間	人 数 (延べ)
1	太極拳サークル	吉永 洋子	毎週水曜日	10：00～12：00	980
2	新舞踊サークル	砂川 美智子	毎週金曜日	20：00～21：30	405
				サークル合計	1,385

⑤ 令和7年度利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大ホール													
利用日数	9	10	12	9	20	10	9	9	9	4	3	3	107
利用者数	140	2,247	354	236	1,826	842	951	393	210	99	64	60	7,422
会議室													
利用日数	1	5	8	6	7	7	10	14	7	8	8	7	88
利用者数	30	99	150	147	38	476	273	302	144	104	128	114	2,005
研修室													
利用日数	0	1	1	0	1	1	1	1	2	0	0	0	8
利用者数	0	40	15	0	40	9	14	50	90	0	0	0	258
調理実習室													
利用日数	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3
利用者数	0	100	0	0	0	0	0	0	90	0	0	0	190
その他(駐車場)													
利用日数	0	1	1	0	0	3	5	0	0	1	2	1	14
利用者数	0	18	25	0	0	188	201	0	0	60	120	2	614
城辺公民館													
利用日数	10	18	22	15	28	21	25	24	20	13	13	11	220
利用者数	170	2,504	544	383	1,904	1,515	1,439	745	534	263	312	176	10,489

⑥ 令和8年度事業計画

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員(人)
1	新日舞講座	新日舞の基礎を学び、気軽に楽しむ	4月～6月	20	一般市民	15
2	夏休み子ども書道教室講座	正しい姿勢で筆遣いの基本を身につける	8月	6	児童	10
3	夏休み子ども絵画教室講座	楽しみながら描きたい絵を仕上げる	8月	10	児童	10
4	三線講座	三線の基礎を学び、楽しみながら演奏する	9月	16	一般市民	15
5	月桃でかご作り講座	月桃で自分好みのかごを作る	10月	10	一般市民	10
6	健康体操講座	リズムにあわせて体を動かす	12月	14	一般市民	40

(3) 上野公民館（上野農村環境改善センター）

宮古島市上野字野原708-1 電話：76-2483 FAX：76-6398

① 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート2階建
敷地面積：48,667㎡
延床面積：1,425㎡
建設年度：昭和53年8月

② 主な施設

施設名	収容人数	備 考
大ホール	300	講演会、発表会、展示会、レクリエーションなどに利用できます。
会議室	30	サークル、会議、研修会などに利用できます。
生活研修室	20	会議、研修会などに利用できます。
調理実習室	—	調理台2台、回転釜1台設置。料理教室などに利用できます。
和室	40	サークル、会議、研修会などに利用できます。

③ 令和7年度事業実績

	講座名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	夏休み英会話～初級編～講座	7月～8月	5	10	小学1年～3年	12	59	桑山 美穂
2	夏休み英会話～中級編～講座	8月	5	10	小学4年～6年	12	36	桑山 美穂
3	夏休み書道講座	8月	3	6	児童	10	30	根間 文乃
4	リラックスヨガ講座	1月	8	18	一般	25	163	新城 さとこ
5	アクリル絵画講座	1月～2月	5	10	一般	10	40	下地 亜子
6	ビーズアクセサリー（ブレスレット・ネックレス）講座	1月～2月	3	6	一般	6	15	川満 歩
7	マクラメ糸で編むのれん講座	1月～2月	6	12	一般	8	51	高里 和子
							講座合計	394

④ 令和7年度サークル一覧

	サークル名	代表者	曜日	活動時間	人 数 (延べ)
1	健康体操サークル	佐渡山 玉江	毎週水曜日	20：00～21：45	895
2	親子フラサークル	本村 千夏	毎週土曜日	10：00～12：00	83
				サークル合計	978

⑤ 令和7年度利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大ホール													
利用日数	9	14	14	16	10	7	11	9	7	9	12	4	122
利用者数	239	382	1008	1111	741	281	1349	359	221	384	934	240	7,249
会議室													
利用日数	0	1	5	9	6	0	1	1	4	10	7	3	47
利用者数	0	9	44	103	68	0	4	5	32	90	65	29	449
和室													
利用日数	10	13	8	0	11	8	10	11	7	12	3	1	94
利用者数	69	75	56	45	85	57	73	94	58	88	13	10	723
生活研修室													
利用日数	1	1	6	5	7	6	9	7	3	5	2	0	52
利用者数	16	23	54	15	58	26	55	43	15	41	18	0	364
料理実習室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上野公民館													
利用日数	20	29	33	30	34	21	31	28	21	36	24	8	315
利用者数	324	489	1,162	1,274	952	364	1,481	501	326	603	1,030	279	8,785

⑥ 令和8年度事業計画

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員(人)
1	ストレッチ&筋トレ講座	夏までに引き締まった体を作ろう！	6月～7月	10	一般市民	15
2	夏休み子ども英語講座 (初級)	楽しく英語に触れてみよう！	7月～8月	10	小学生 (低学年)	15
3	夏休み子ども英語講座 (中級)	英単語や発音を覚えてステップアップ！	8月	10	小学生 (高学年)	15
4	夏休み書道講座	書道を通して文字の基本を学び、夏休みの宿題に取り組もう。	8月	6	小学生	10
5	リラックスヨガ講座	ヨガを通して心身のバランスを整えよう。	11月～12月	16	一般市民	25
6	編み物講座	かぎ針編みの小物を作ろう。	11月～12月	10	一般市民	8
7	マクラメ糸で編むのれん講座	マクラメ糸でのれんを作成しよう。	1月～2月	12	一般市民	6
8	子どもお菓子づくり講座	バレンタインに向けて手作りお菓子を作ろう！	2月	4	小学生	6

(4) 下地公民館

宮古島市下地字上地505 電話：76-6017 FAX：76-6018

① 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート1階建
敷地面積：948.5㎡
延床面積：836.25㎡
建設年度：平成18年5月

② 主な施設

施設名	収容人数	備 考
大講堂	100	各種団体の集会の会場や軽スポーツなどに利用できます。
和室	30	講座、サークル、会議、研修会などに利用できます。
調理実習室	20	料理講習などに利用できます。
小講堂	20	サークル、会議、研修会などに利用できます。

③ 令和7年度事業実績

	講座名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	ミックスダンス講座	5月～6月	5	5	一般市民	15	57	高橋 ディビーナ
2	パパも参加OK!ベビーマッサージ講座	6月～9月	8	16	親子	10	138	花城 千賀子
3	夏休みこども絵画講座	8月	3	6	小学生	10	25	伊良部 映里
4	夏休みこども和菓子づくり講座	8月	1	2	小学生	10	11	小松 慶子 (小松庵)
5	ひとりで焼けたよ!こどもパンづくり講座	8月	1	3	小学生	8	8	具志堅 高子
6	月桃で丸かご作り講座	9月～10月	5	10	一般市民	8	41	池田 波子
7	クバの葉で作るバスケット講座	11月～12月	2	6	一般市民	10	16	湖城 恵子 砂川 明美
8	お正月まで使える!月桃リース作り講座	12月	2	4	一般市民	12	12	池田 波子
9	昔ながらの宮古みそづくり講座	12月	2	5	一般市民	12	23	上里 正子
10	オリジナル絵付け宮古焼き講座	1月	1	3	一般市民	10	9	佐渡山 公平
							講座合計	340

④ 令和7年度サークル一覧

	サークル名	代表者	曜日	活動時間	人 数 (延べ)
1	ヨガサークル	幸地 キヨ	毎週火曜日	9:30～11:00	358
2	宮古島ZUMBA	吉井 千晶	毎週火曜日	19:30～21:00	349
3	手話サークルひまわり会	宮國 尚子	毎週水曜日	20：00～21：00	484
4	げんきいきいき	友利 真知子	毎週金曜日	9:30～11:00	434
				サークル合計	1,625

⑤ 令和7年度利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大講堂													
利用日数	10	12	15	14	13	14	20	21	17	10	12	9	167
利用者数	161	267	299	1,037	205	320	1,491	384	345	303	723	149	5,684
小講堂													
利用日数	13	12	15	16	13	14	16	12	15	12	15	12	165
利用者数	200	214	258	236	271	269	251	222	246	249	224	160	2,800
和室													
利用日数	5	5	6	13	9	5	9	6	4	4	3	4	73
利用者数	45	50	89	165	84	74	99	36	34	40	26	30	772
調理室													
利用日数	0	0	1	1	1	2	0	0	2	2	0	0	9
利用者数	0	0	9	34	8	40	0	0	23	70	0	0	184
その他													
利用日数	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
利用者数	0	0	30	0	80	0	0	0	0	0	0	0	110
下地公民館													
利用日数	28	29	38	44	37	35	45	39	38	28	30	25	416
利用者数	406	531	685	1,472	648	703	1,841	642	648	662	973	339	9,550

⑥ 令和8年度事業計画

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員(人)
1	リラックスヨガ講座	呼吸を整え、心と体の健康を維持する	5月～7月	16	一般市民	15
2	夏休み子ども英語講座(初級)	初めてのアルファベットを学ぼう！	7月～8月	10	小学生(低学年)	10
3	夏休みこどもパンづくり講座	手作りちぎりパン作りに挑戦！上手に焼けるかな？	8月	3	児童	8
4	夏休み絵画講座	絵画を楽しみながら、素敵なキャンパスを彩ろう	8月	6	児童	10
5	宮古みそづくり講座	手作りのお味噌を麴作りから学ぼう	12月	5	一般市民	8
6	しめ縄づくり講座	しめ縄を編み、正月に彩りを添えてみよう	12月	6	一般市民	8
7	マクラメ編みスマホバッグ講座	マクラメ編みの技法を学び、オリジナルのかばんを制作しよう！	1月～2月	12	一般市民	8
8	苔テラリウム講座	苔の優しい緑に触れながら、自分だけの世界観を表現しよう	2月	4	一般市民	10
9	アクリル絵画講座	アクリル絵具の基礎と描画技法を学び、創作を楽しみながら表現力を高めよう！	1月～2月	5	一般市民	10
10	月桃で丸かごづくり講座	宮古島の自然植物を使って丸かご作り	1月	10	一般市民	6

(5) 伊良部公民館

宮古島市伊良部字前里添 1 0 5 6 - 1 電話：7 8 - 3 5 5 8 F A X：7 8 - 6 2 1 0

① 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート2階建
敷地面積：27,631㎡
延床面積：1,504㎡
建築面積：1,682㎡
建設年度：平成10年3月

② 主な施設

施設名	収容人数	備 考
大ホール	600	講演会、発表会、展示会、祝い会場などに利用できます。
和 室	30	各種講座、サークル、研修会などに利用できます。
実習室	30	料理教室、講習などに利用できます。
視聴覚室	30	サークル、学習会、講演会などに利用できます。
控 室	20	発表会、祝いなどに利用できます。

③ 令和7年度事業実績

	講 座 名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	麹から学ぶ宮古みそづくり講座	5月	2	4	一般市民	12	24	上里 正子
2	ベビーマッサージ教室	5月～10月	10	20	親子	10	82	花城千賀子
3	豚肉のみそ煮講座	6月	1	3	一般市民	10	10	仲間 勝行
4	夏休みこども絵画教室	7月～8月	4	8	小学生親子	15	60	友利 真理子
5	るみちゃんと歌おう講座	7月～12月	6	12	一般市民	10	45	上原 留美子
6	夏休み朝食チャレンジ講座	8月	1	3	小学生親子	16	10	具志堅 高子
7	夏休みこども書道教室	8月	4	8	小・中学生	10	36	福島 智代美
8	エレガントにフラ講座	8月	8	16	小・中学生 生親子	10	53	友利 洋子
9	琉球舞踊講座	10月～11月	8	16	一般市民	15	115	宮国 喜和子
10	健康体操講座	11月～12月	5	10	一般市民	15	50	佐久川 稔
11	伊良部島小豆もちづくり講座	12月	1	3	一般市民	12	12	山口 淳子
12	親子で作る宮古飴づくり講座	12月	2	6	親子	8	16	国頭 英機
13	パンづくり講座	1月	1	3	一般市民	10	9	具志堅 高子
14	手縫いワイドーパンツ作り講座	1月～2月	4	8	一般市民	10	50	具志堅 高子
15	エコクラフト（フクロウ小物・ストラップ）講座	2月	4	8	一般市民	8	32	池間 英子
16	すすきでほうきづくり講座	2月	1	3	一般市民	12	12	仲間 勝行
							講座合計	616

④ 令7年度サークル一覧

	サークル名	代表者	曜日	活動時間	人 数 (延べ)
1	池田書道サークル	池間 加代子	第1・3木曜日	19:00～21:00	217
2	佐良浜三味線同好会	謝花 美栄子	毎週火曜日	19:00～21:00	216
3	しなやかボディメイクサークル	仲間 克枝	毎週木曜日	10:00～11:40	休止届
				サークル合計	433

⑤ 令和7年度利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大ホール													
利用日数	1	11	6	6	9	4	9	8	8	2	8	2	74
利用者数	16	1,326	782	372	517	1,037	1,169	789	403	208	525	300	7,444
和室													
利用日数	4	6	7	4	4	5	3	5	5	3	3	3	52
利用者数	16	103	102	42	26	69	20	70	44	35	17	20	564
実習室													
利用日数	0	3	2	0	2	1	4	0	4	0	0	0	16
利用者数	0	34	55	0	24	18	28	0	44	0	0	0	203
会議室	伊良部出張所として使用												
利用日数													
利用者数													
視聴覚室													
利用日数	4	5	7	8	9	4	4	7	4	6	8	4	70
利用者数	37	88	106	112	127	35	47	100	43	66	92	58	911
控室													
利用日数	0	2	2	0	0	1	0	2	0	0	0	0	7
利用者数	0	40	31	0	0	10	0	43	0	0	0	0	124
その他													
利用日数	0	0	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	6
利用者数	0	0	1,256	0	10	0	0	15	0	0	0	0	1,281
伊良部公民館													
利用日数	9	27	28	18	25	15	20	23	21	11	19	9	225
利用者数	69	1,591	2,332	526	704	1,169	1,264	1,017	534	309	634	378	10,527

⑥ 令和8年度事業計画

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員 (人)
1	アクリル講座	絵の具の基礎と描画技法を学び、創作を楽しみながら表現力を高めよう	5月～6月	10	一般市民	10
2	ベビーマッサージ講座	スキンシップを通して親子の絆を深めながらベビーマッサージを学ぼう	6月～10月	16	幼児親子	5組 10人
3	夏休み書道講座	書写の基本を学び、毛筆を楽しもう	7月～8月	10	小学生	10
4	夏休み子ども絵画教室講座	あなたの個性でキラリ、キャンパスを彩ろう	7月～8月	10	小学生	10
5	夏休み子どもパンづくり講座	簡単にできるパンづくり挑戦しよう	7月～8月	3	一般市民	8

6	麴から学ぶ宮古みそづくり講座	宮古みそを麴の作りから手作りしよう。	10月	6	一般市民	8
7	健康体操講座	健康体操（気功）で体をほぐしリフレッシュしよう	10月～11月	10	一般市民	15
8	麻紐でバッグ講座	カジュアル風麻紐バッグを仕上げオリジナル作品楽しもう！	10月～11月	10	一般市民	10
9	黒あずき入りくず餅作り講座	伊良部島産の黒あずきで美味しいくず餅を作ってみませんか	11月	3	一般市民	8
10	琉球舞踊講座	琉球舞踊の初歩から応用まで幅広く学び、郷土芸能に慣れ楽しむ	11月～1月	20	一般市民	15
11	ハンドメイド講座	編み方や手芸の技法の基本を学び素敵な作品を仕上げる	11月～2月	20	一般市民	10
12	月桃丸かご講座	自然の月桃の葉で多目的に使えるかご作りにチャレンジ	12月	8	一般市民	8
13	ぶた肉みそ煮・郷土料理等講座	郷土料理を学び、その味を楽しもう	12月～1月	10	一般市民	8

(6) 久松地区公民館

宮古島市平良字久貝 2 2 3 番地 電話：7 2－7 9 9 7 F A X 兼用

① 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート平屋
敷地面積：1, 8 5 9. 3 7 m²
延床面積：6 2 5 m²
建築月日：昭和6 2 年 3 月

② 主な施設

施設名	収容人数	備 考
講堂（大ホール）	400	講演会、発表会、展示会、レクリエーションに使用できます。
ロビー兼展示室	—	憩いの場所として談話や小展示などに利用できます。
会議室	20	お茶や生け花などのお稽古やサークルの集まりなどに使用できます。
和室	5	学習、読書会、子供会などの集会に利用できます。
調理会議室	—	ガスレンジ付き調理台が2台あり、各種料理実習に利用できます。

③ 令和7年度事業実績

	講座名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	月桃で丸かごづくり講座	5月～6月	5	10	一般市民	8	32	池田 波子
2	マクラメで暖簾づくり講座	8月	5	10	一般市民	8	40	高里 和子
3	夏休みこども絵画教室	8月	3	6	小学生	8	24	伊良部 映理
4	クバの葉でバスケットづくり講座	10月	1	3	一般市民	8	8	チガヤ工房
5	お正月からクリスマスまで使えるリースづくり講座	12月	2	4	一般市民	16	16	池田 波子
6	宮古焼き講座	1月	1	3	一般市民	9	9	佐渡山 公平
							講座合計	129

④ 令和7年度サークル一覧

	サークル名	代表者	曜日	活動時間	人 数 (延べ)
1	宮古島吹き矢サークル	堀金 枝美	水曜日	9：30～11：30	142
2	風の神太鼓	友利 裕子	木曜日	19：30～21：00	392
3	仮名書道サークル	亀川 典子	第1・2金曜日	14：00～16：00	70
4	すこやか会	砂川 みどり	土曜日	10：00～12：00	856
5	三線サークル「歌楽」	漢那 林	金曜日	19：30～21：30	295
				サークル合計	1,755

⑤ 令和7年度利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大ホール													
利用日数	16	16	19	12	15	13	15	14	16	12	12	11	171
利用者数	347	265	295	1,038	234	625	1,017	372	246	175	208	237	5,059
和室													
利用日数	13	4	4	6	13	7	11	4	7	3	9	3	84
利用者数	51	12	15	17	45	79	33	9	21	10	24	11	327
料理講習室・その他													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会議室													
利用日数	6	6	4	10	19	12	11	13	12	8	10	11	122
利用者数	42	40	15	37	89	99	43	66	44	28	29	40	572
久松公民館													
利用日数	35	26	27	28	47	32	37	31	35	23	31	25	377
利用者数	440	317	325	1,092	368	803	1,093	447	311	213	261	288	5,958

⑥ 令和8年度事業計画

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員(人)
1	月桃で丸かごづくり講座	宮古島の民具づくりを学ぶ	5月	10	一般市民	8
2	クバの葉っぱで作る物入れ講座	クバの葉っぱで作った物入れを素敵にインテリアとして飾ってみませんか	5月	2	一般市民	10
3	初めての三線講座	夏の夜に三線の音色を奏でてみませんか	7月～8月	20	一般市民	8
4	夏休みこども絵画教室	夏休みの思い出を振り返り絵にしてみる	7月～8月	6	小学生	10
5	マクラメで暖簾づくり講座	マクラメ編みを学びのれんをつくる	7月～8月	10	一般市民	10
6	ギター講座	簡単なコードでギターを弾いてみよう	10月	10	一般市民	5
7	コーヒー物語講座	珈琲の色々を焙煎体験を通して学ぶ	10月	2	一般市民	8
8	本革で小物づくり講座	本革を使いオリジナル小物をつくる	11月	6	一般市民	10
9	デッサン講座	自分の目で見えたものをより深く理解し表現していく	11月	6	一般市民	10
10	しめ縄作り講座	手作りのしめ縄でHAPPY NEW YEAR!	12月	2	一般市民	8
11	オリジナルアロマ香水講座	好きなアロマを使って自分だけの香水づくり	12月	4	一般市民	10

(7) 下崎地区公民館

宮古島市平良字荷川取 4 8 6 - 1 電話：7 3 - 0 0 4 4 F A X 兼用

① 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート2階建
敷地面積：1,000㎡
延床面積：603㎡
建築年月：平成3年3月

② 主な施設

施設名	収容人数	備 考
大ホール	300	講演会、発表会、展示会、レクリエーションに使用できます。
図書館	—	学習、読書会などに利用できます。
会議室	15	小規模な集会や学習会などに利用できます。
和室	15	お茶や生け花などのお稽古やサークルの集まりなどに利用できます。
視聴覚室	—	視聴覚機器を利用した学習会などに利用できます。
調理室	10	料理講習会などに利用できます。

③ 令和7年度事業実績

	講座名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	シニア向け身体づくり講座	5月～7月	10	10	一般市民	20	222	坂口 聖子
2	おしゃれなクラフトバック講座 (初心者向け)	6月	6	12	一般市民	8	41	天久 洋子
3	剣山不要のやさしいいけばな講座～ 夏のグラス編～2作品	8月	1	2	一般市民	12	9	宮國 しのぶ (小原流いけばな講師)
4	琉球舞踊講座～浜千鳥～	9月～10月	8	16	一般市民	15	80	宮国 喜和子
5	マクラメ編み講座(初心者向け)～ プラントハンガーと壁掛け～	10月	2	6	一般市民	8	15	志堅原 啓子
6	パッチワーク講座(初心者向け)～ ミニバッグかミニタペストリー	1月～2月	10	20	一般市民	8	74	奥間 洋子
講座合計							441	

④ 令和7年度サークル一覧

	サークル名	代表者	曜日	活動時間	人 数 (延べ)
1	沖縄横笛サークル まない	漢那 林	毎週土曜日	13:30～15:30	330
2	24式太極拳サークル	満園 聡	毎週木曜日	10:00～12:00	586
3	フラサークル PoPo Lehua	久貝 幸子	毎週水曜日	20:00～22:00	397
4	琉球舞踊サークル らんらん	国吉 恵美	第1、3日曜日	10:00～12:00	51
5	金曜身体づくりサークル	吉原 幸子	第1、3日曜日	14:30～15:30	146
サークル合計					1,510

⑤ 令和7年度利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大ホール													
利用日数	15	16	24	22	19	20	23	22	21	21	16	16	192
利用者数	308	368	543	496	374	389	715	468	602	494	337	328	3,861
和室													
利用日数	5	3	1	1	14	2	8	2	4	1	3	6	50
利用者数	35	33	31	14	71	23	96	32	42	15	45	50	487
調理室													
利用日数	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0
利用者数	0	0	0	0	5	0	15	0	0	0	14	0	0
会議室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
その他													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下崎公民館													
利用日数	20	19	25	23	34	22	32	24	25	22	21	22	289
利用者数	343	401	574	510	450	412	826	500	644	509	399	378	5,946

⑥ 令和8年度事業計画

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員(人)
1	シニア向け身体づくり講座	歩くことを中心にしたエクササイズ・簡単なダンス フィットネスを無理なく、参加者の皆様に合わせた 運動を行います。	6月	10	一般市民	30
2	月桃の葉で作るかご講座	宮古島で取れる月桃の葉でかごを作りを楽しみ、月 桃の葉の香りでも癒やされる。	6月・10月	10	一般市民	10
3	ベビーマッサージ講座	素手で赤ちゃんの肌を優しくなでる、親子のコミ ニケーションを目的としたスキンシップです。ス キンシップを通じて親子の愛着形成を深める。	8月～9月	10	一般市民	8
4	琉球舞踊講座	みんなで楽しみながら踊りを習得する。	8月～9月	16	一般市民	15
5	あだんの葉で作る「ミニ かご」講座	宮古島で取れるあだんの葉でミニかご作り を楽しむ。	10月～11月	2	一般市民	8
6	おしゃれなクラフトバッ ク講座	手作りの楽しさや達成感を味わう。	10月～11月	12	一般市民	8

(8) 西原地区公民館

宮古島市平良字西原1078-2 電話：72-1732 FAX兼用

① 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート平屋
敷地面積：1,902㎡
延床面積：625㎡
建築年月：昭和63年5月

② 主な施設

施設名	収容人数	備 考
大ホール	300	講演会、発表会、展示会、レクリエーションなどに利用できます。
和 室	25	生け花、茶道、着付けなどのお稽古やサークルの集まりなどに利用できます。
料理講習室	25	各種調理実習に利用できます。
会議室	30	学習会、読書会、子ども会などの小規模の集会に利用できます。
図書室	10	読書と資料の閲覧ができます。

③ 令和7年度事業実績

	講 座 名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	エコアンダリヤで作る ナチュラルハット講座	9/19～10/10	4	8	一般市民	13	38	佐和田 京子
2	膝や腰が痛い方でも安心！ 体幹トレーニング講座	9/21～10/19	5	10	シニア 60歳以上	11	48	平良 真菜美
3	楽しく踊って健康作り！ ZUMBA講座	2/13～3/13	5	10	一般市民	40	133	荷川取 みなみ
							講座合計	219

④ 令和7年度サークル一覧

	サークル名	代表者	曜日	活動時間	人 数 (延べ)
1	コーラスゆりの会	小川 榮子	毎週火曜日	18:00～19:00	498
2	三線（蔵）サークル	古波蔵 みね子	毎週木曜日	18:00～20:00	353
				サークル合計	851

⑤ 令和7年度利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大ホール													
利用日数	25	18	19	19	22	15	16	22	18	15	16	14	219
利用者数	487	291	647	368	268	535	169	239	674	347	717	268	5,010
和室													
利用日数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
利用者数	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
料理講習室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

会議室													
利用日数	3	2	0	1	1	2	4	0	1	0	0	0	14
利用者数	54	23	0	9	9	21	46	0	8	0	0	0	170
図書室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西原公民館													
利用日数	30	20	19	20	23	17	20	22	19	15	16	14	235
利用者数	551	314	647	377	277	556	215	239	682	347	717	268	5,190

⑥ 令和8年度事業計画

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員 (人)
1	陶芸講座	陶芸体験を通して自分だけの作品を上げる	6月	6	一般市民	8
2	膝や腰が痛い人でも安心！ 体幹トレーニング講座	身体の不調を改善する第一歩に！	8月	10	一般市民	10
3	三線講座	豊年の歌で工工四をマスターする	8月	10	一般市民	15
4	楽しく踊って健康づくり！ ZUMBA講座	音楽に合わせて体を動かそう	10月	10	一般市民	40
5	手芸講座	手芸を楽しく学び、完成することの喜びを知る	11月	10	一般市民	8

3 節 図書館

1 現状と課題

現在の市立図書館のサービスは、宮古島市立図書館（未来創造センター内）と移動図書館車2台及び宮古島市電子図書館で行っています。

令和7年度の図書館利用状況は、利用登録者数が前年より4.7%増の36,693人、延入館者数は、前年度より5.3%増の197,620人、貸出冊数は248,241冊となっています。令和7年度は、1年間を通して絵本の読み聞かせや、コンサート、図書館シネマなど盛りだくさんのイベントが開催され入館者数、利用登録者数とも増加しました。また、電子図書館では幅広い情報収集に役立つ雑誌閲覧サービスもスタートしており、令和8年度はさらに多くの読み放題コンテンツも導入し利用拡大に努めています。

しかしながら当館の貸出数は、全国の同規模人口図書館の平均貸出数約27万冊には届いていません。

令和7年3月に策定された「第2次宮古島市子どもの読書活動推進計画」に基づき、今後も市民の読書活動向上のため、多様な図書館サービスに取り組んでまいります。

2 運営の基本方針

宮古島市立図書館は、子どもから高齢者まで、誰でも気軽に利用できる生涯学習や地域の課題解決に役立つ「くらし・憩い・出会いの図書館」を目指します。

3 令和8年度 重点目標

- (1) 貸出・レファレンス・リクエスト・予約など図書館の基本サービスや資料の充実を図り、市民の多様な生涯学習の要望に対応します。
- (2) 電子図書館サービスについて、児童生徒向けのサービスをより充実させるとともに、一般の方にもご利用いただけるよう、幅広い年齢層に対応した資料やサービスの拡充に努めます。
- (3) 障がい者・高齢者の方々などにも各種図書館サービス活用を広く呼びかけるほか、どなたでも利用しやすい形式の資料充実に努めます。
- (4) 遠隔地の施設や幅広い年齢層に向けた移動図書館サービスの充実に努めます。
- (5) 子どもから大人までの幅広い年齢層を対象に、ライブラリー・ライブ、図書館シネマ（ミニ上映会）、リユース図書譲渡会ほか図書館に親しむイベントや講座を実施し、市民の憩いと学びの機会を提供します。
- (6) 「第2次宮古島市子どもの読書活動推進計画」に基づき、おはなし会などの読み聞かせ活動をはじめとし、ブックスタート事業や0歳児向けの読み聞かせ会など、読書を楽しむための様々な支援活動を行います。
- (7) 新聞をはじめとした郷土資料の電子化による保存に積極的に取り組みます。

4 令和8年度 事業計画

事業名	業務内容	実施時期
おはなしたまてばこ	毎週土曜日15時からおはなし会を実施。内容は素話、紙芝居・絵本の読み聞かせ、エブロンシアターなど。	毎週土曜日
ブックスタート	乳幼児の心の豊かさと言語能力を育てる目的で実施。乳幼児健診時に絵本に読み聞かせのパフレットを添えて贈呈。	乳幼児健診時

事業名	業務内容	実施時期
おいでよ！としょかん	保育園や小学校等の園児・児童を学級単位で図書館に案内、読書習慣の確立と図書館利用の周知を図る。	随時実施
郷土の歴史と文化講座	宮古・沖縄の歴史や文化に関する講座を年3回開催予定。	7月・9月・2月
ライブラリーライブ	宮古ゆかりの方々の”今”を紹介するライブやトークイベント。年4回開催予定	年4回
ぬいぐるみおとまり会	子どもたちのぬいぐるみを図書館で預かり、夜の図書館でのぬいぐるみの様子の写真と選書した絵本を貸出。	11月
図書館シネマ	図書館の視聴覚資料を活用し、館内で上映を行う。	随時実施
YA向け企画	10代の利用者に向けた読書等に関する企画で、子どもの読書活動推進につなげる。	8月
リユース図書譲渡会	寄贈図書や除籍本など、本のリユース（再利用）の機会を提供。	7月
よみきかせタイム	おはなしのへやなどで気軽に語らいながら絵本の読み聞かせのコツや悩み等を相談できる場とする。	毎月第2水曜日

5 令和7年度 事業実績

（1）統計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入館者数	79,895 人	149,669 人	175,633 人	187,620 人	197,620 人
蔵書数（年度末）	188,558 冊	200,654 冊	207,968 冊	213,488 冊	216,234 冊
登録者数	28,974 人	31,143 人	33,181 人	35,031 人	36,693 人
貸出数	193,125 冊	246,523 冊	255,097 冊	252,393 冊	248,241 冊
レファレンス（調査・相談等）	490 件	1,253 件	3,008 件	8,666 件	6,774 件
リクエスト数	237 件	255 件	237 件	284 件	274 件
複写	4,765 枚	5,212 枚	7,537 枚	4,892 枚	3,955 枚

（2）ブックスタート事業

令和7年度配布：348組

（3）移動図書館事業

令和7年度貸出数：30,992 冊（積載冊数 みらい号：3,000冊、夢の光号：1,700冊）

移動図書館巡回表（巡回スケジュールは変更になる場合があります）

曜日	みらい号（移動図書館車）	夢の光号（移動図書館車）	みーやの本棚（図書の配達のみ）
第1火曜	みつば幼稚園 10:00～11:00		アットホームこころ保育園 上野中学校
第1水曜	西城幼稚園 10:00～11:00 城辺小学校 13:20～13:45		来間自治会
第1木曜	西城小学校 13:20～13:50	西辺小学校 10:00～11:00 西辺中学校 16:00～16:30	リハルキッズMIYAKO まつばら保育園 保育ルームくる

曜日	みらい号（移動図書館車）	夢の光号（移動図書館車）	みーやの本棚 （図書配達のみ）
第1金曜	いけむら保育園9:30～10:30 南小学校 12:40～13:00	下地中学校 16:00～16:30	
第1土曜		Aコープ ぐすくべ店14:00～15:00	
第2火曜	狩俣小学校 13:10～13:30	狩俣中学校 13:25～13:45	
第2水曜	東幼稚園 10:00～11:00	福嶺小学校 13:15～13:45	
第2木曜	下地小学校 13:10～13:40	北保育園 10:30～11:30	社会福祉協議会 城辺支所
第2金曜	鏡原小学校 13:20～13:45		
第2土曜		世代間交流センター 10:00～11:30 池間添児童館 13:30～14:30 佐和田児童館 15:00～16:00	
第3火曜	久松小学校 13:20～13:45	ふたば保育園 10:00～11:00	
第3水曜	ひよどり保育園10:00～10:40 結の橋学園 13:25～13:50		
第3木曜	平良第一小学校 13:00～13:40		
第3金曜	ていだの子保育園 13:30～14:00 上野児童館 15:00～16:00	城東中学校 13:15～13:45	
第3土曜		海空公園 10:00～11:00 Aコープうえの店13:00～14:00	
第4火曜	特別支援学校 10:00～11:00	くこりもや 12:30～13:00	保育ルーム下里 いけむらこども園
第4水曜	砂川小学校 13:15～13:45	池間小・中学校 13:10～13:45	
第4木曜	鏡原幼稚園 10:00～10:30 上野小学校 13:20～13:35		デイゴ学習支援教室
第4金曜	東小学校 13:40～14:40		
第4土曜			

（４） 電子図書館事業

電子図書館とは、図書館に来館することなく、パソコンやタブレット、スマートフォンから電子図書館のサイトにアクセスし、電子書籍等を借りて読むことのできる新しい図書館サービスで、令和4年12月16日より開始しました。 コンテンツ数：3,382点（令和7年度末）／令和7年度貸出数：14,967点

（５） 図書館の行事

①おはなしたまてばこ

子どもたちに本や図書館に親しんでもらう目的で、ボランティアにも協力してもらいながら、昭和60年より毎週土曜日に実施。内容は、絵本の読み聞かせや素ばなし、紙芝居、エプロンシアター、ペープサート、手あそびなど。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実施回数	4	4	4	4	5	3	
参加人数	157	99	129	141	198	123	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実施回数	4	5	4	4	4	2	47
参加人数	174	106	158	91	61	43	1,480

②おいでよ！としょかん

子どもたちに本や図書館に親しんでもらう目的で、小学校や幼稚園、保育園等をクラス単位でボランティアにも協力してもらいながら実施。内容は、絵本の読み聞かせや紙芝居、エプロンシアターなど。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施回数			1	1		
参加人数			75	11		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実施回数		1	1				4
参加人数		14	91				191

③よみきかせタイム

0才児への読み聞かせを通して、図書館を身近に感じてもらう、また保護者との交流やよみきかせの相談等を行うことを目的として、令和7年度からスタート。

毎月第2水曜日午前10時半よりおはなしのへやで実施。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施回数	実施なし	0	3	4	1	不明

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実施回数	4	2	6	4	休館	4	28

④その他幼児・児童・生徒向けイベント

実施月日	名 称	内 容	参加者
8月16日	夜の図書館	閉館後の図書館を使った、中高生対象の謎解きゲーム	39人
11月8日	ぬいぐるみおとまり会	子どもたちの読書活動推進を目的に実施。子どもがぬいぐるみを図書館に預けて帰った後、ぬいぐるみがどのように図書館で過ごしたか、写真とぬいぐるみからのおすすめ絵本を手渡す。	18人
12月17日	英語おはなし会	在沖米国総領事官広報文化担当領事ドーン・スニ氏による英語絵本の読み聞かせ会。 『Pete the Cat Saves Christmas』 『THE VERY HUNGRY CATERPILLAR』	9人

⑤ライブラリーライブ

文化・音楽などで”今”宮古島市や沖縄県で活動、もしくは宮古島出身者を紹介。

実施月日	名 称	内 容	参加者
7月27日	トークイベント『はじまりの声～宮古島市のスタート～』	第1回郷土の歴史と文化講座と同時開催	—
8月24日	まちなかコンサート in 図書館	琉球交響楽団とのコラボ企画 弦楽四重奏のミニコンサート	50
8月30日	トークイベント『宮古馬 —ルーツを探る—』	講師：長濱 幸男氏、荷川取 エミ氏	22

実施月日	名 称	内 容	参加者
12月20日	クリスマスコンサート	事前に宮古島市在住の演奏者を募集し、応募者3組によるクリスマスコンサートを行った	220
1月18日	ポエトリーリーディング 『風～the ネクスト フェーズ～』	出 演： 與那覇 かおる氏、富村 敦子氏	13

⑥図書館シネマ

実施月日	内 容	参加者
6月21日	「あの日、僕らは戦場で一少年兵の告白―」 上映に合わせて、コーラルプレイスにて図書等の特集を展示	63人
8月23日	「はたらく細胞」	22人

⑦郷土の歴史と文化講座

宮古・沖縄の歴史や文化に関する講座

実施月日	内 容	参加者
7月27日	トークイベント『はじまりの声～宮古島市のスタート～』 ゲスト：砂川 健次氏、與那覇 光秀氏、宮里 敏彦氏 進行役：長濱 一美氏	26人
9月21日	『針突（ピーツキ）』 講師：砂川 健次氏	30人
11月30日	『宮古におけるシャーマンの世界』 講師：佐渡山 安公氏	37人

⑧沖縄県民カレッジ連携講座

宮古島市立図書館はサテライト会場に指定され、本島と同時に図書館内でライブ配信を受講できる。

実施月日	タイトル	参加者
5月16日	祈りと近世琉球の再興～羽地朝秀の苦悩～	6人
6月4日	おもろ鑑賞講座vol.2	4人
7月4日	憐れみ・身命・信仰の琉球史―琉球人の〈生き方〉を探る（Ⅱ）―	2人
8月13日	沖縄の生活文化にある「そなえ」を見直す	2人
10月15日	沖縄の食文化～琉球料理の魅力～	5人
12月19日	沖縄の地域経済について考える	1人

5 章

文 化 振 興

～文化の振興と文化財の保存・保護並びに活用の推進～

1 節 文化振興

1 目標

宮古島市民の文化芸術活動を支援し、市内各地域の伝統文化や新たな地域文化の振興を図ることを目標とする。

2 現状と課題

宮古島市は離島県である沖縄県のさらに離島に位置し、都市部と比較して優れた文化芸術に接する機会が少ない状況にある。こうした中、宮古島市教育委員会は、文化団体や各種事業の実行委員会等と連動し市民総合文化祭や文化ホール（マティダ市民劇場）を活用した各種文化事業を実施する。

今後は、幅広い年代層の市民ニーズに対応した取り組みを行う必要があることから、文化ホールを「市民の文化芸術の活動拠点」として、文化活動に参加する市民の拡大に繋げる。また、関係団体との情報共有を図り、市内各地域の伝統文化の保存・継承に取り組むことで、活力ある地域づくり、新たな文化の創造に努める。

3 施策項目

- （１）市民が実施する、変化する社会の情勢に対応した芸術文化活動への効果的な支援を行う。
- （２）子どもたちが方言に触れる取り組みや、伝統文化の継承を支援する。
- （３）宮古島市文化ホールの市民に身近な文化振興拠点施設としての活用と機能の維持・強化に取り組む。
- （４）多彩な文化芸術活動に取り組む団体等への支援及び新たな自主事業の方向性を検討する。

4 令和8年度 事業計画

（１）自主事業

第２１回宮古島市民総合文化祭

「創造する市民の文化」をテーマに、これまで培ってきた芸能や技術の向上を図るとともに発表の機会を設け、多くの市民が参加し芸術文化に対する理解と認識を深めることを目的とする。

区 分		開 催 日	場 所
児童・生徒の部	展示部門	10月24日(土)～25日(日)	未来創造センター
	発表部門	郷土のお話大会	マティダ市民劇場
		音 楽 祭	マティダ市民劇場
	表 彰 式	1月17日(日)	マティダ市民劇場
一般の部	展示部門	10月16日(金)～18日(日)	未来創造センター
	史跡巡り	11月3日(火) 予定	市内各史跡
	発表部門	こどもシアター	調整中
		芸術劇場	マティダ市民劇場
		音 楽 祭	マティダ市民劇場
		芸 能 祭	マティダ市民劇場

(2) 主な共催事業

① 第10回宮古島文学賞 主催：(一社)宮古島市文化協会

募集：10月1日(木)～31日(土)／入賞作品発表：2月5日(金)／授賞式：3月6日(土)

古来より口承文芸や英雄叙事詩などの形をとりながら、今日まで脈々と受け継がれてきた宮古島の文学風土。その個性的な文学的土壌の中にある「文学そのものへの敬愛」を礎として、文芸活動の更なる振興を図り、「島を渡る風と雄大な珊瑚礁に育まれる文学」を宮古島から発信することを目的に実施する。

② 第31回鳴りとうゆんみゃ〜く方言大会 主催：(一社)宮古島市文化協会

日時・場所：7月26日(日) 宮古島市文化ホール

地域の共有財産である宮古方言が、若年層のみならず中年世代においても話せない人々が増えていることを危惧し、文化の基層をなす方言に今一度思いを深め「みゃーくふつ」の豊かさを共有し、各世代のさらなる認識を深め、継承することを目的に実施する。

5 令和7年度 文化事業の実績

(1) 第20回宮古島市民総合文化祭「児童・生徒の部」

展 示：10月18日(土)～19日(日)

音 楽 祭：11月23日(日)

郷土のお話大会：11月9日(日)

表 彰 式：1月10日(土)

	書 道	美 術	俳 句	短 歌	作 文	詩	自由研究	工 作	総 数
応募作品数	581	261	1,065	644	60	109	150	303	3,173
受賞作品数	148	103	98	83	37	45	34	47	595



(2) 第9回宮古島文学賞

【応募総数】 104作品

【受賞作品】 一席 「六月の手拭い」 宮里 尚安
二席 「うむいでい（思い出）」 下地 カナ
二席 「追懐の赤い日」 雲 海倫

【選考委員】 椎名 誠、もりお みずき、大城 貞俊

(3) 第2回U18短い物語コンテスト（宮古島文学賞関連事業）

【応募総数】 6作品

【受賞作品】 ひらけ、ころろ！賞（最優秀賞）「^{らいおう}雷王の子」 池間 たくみ
宮古島市文化協会賞（優秀賞）「きなこが教えてくれたこと」 手登根 桐矢
※8月に3回「育てよう！自分の中の物語のタネ」と題しワークショップを実施



2 節 文化財

1 施策項目

宮古島市民の文化芸術活動を支援し、市内各地域の伝統文化や新たな地域文化の振興を図ることを目標とする。

(1) 文化財の保護・活用

- ① 埋蔵文化財の発掘調査・出土資料整理
- ② 県指定天然記念物宮古馬の保存と活用
- ③ 国指定重要無形文化財「宮古上布」の技能継承と魅力発信
- ④ 宮古島市史の編さん
- ⑤ 国指定名勝・天然記念物「八重干瀬」の保全・活用
- ⑥ 文化財管理団体と連携した文化財保護及び文化財の調査・研究及び環境整備の推進
- ⑦ 宮古島市歴史文化資料館を利用した文化財資料の保存、展示、公開
- ⑧ 『綾道』等を活用した文化財の魅力発信

2 令和8年度事業計画

(1) 埋蔵文化財の調査と活用事業

- ① 市内遺跡発掘調査事業（試掘調査・本発掘調査・水中遺跡分布調査）
- ② 市埋蔵文化財公開活用事業（企画展・文化講座・資料再整理）
企画展：「発掘調査からみる戦争遺跡とくらし」（6月）
「アラフ遺跡-ここにしかない貝斧・集石遺構文化の魅力-」（6月～8月）
「発掘調査速報展-R 6～R 7の発掘調査遺跡-」（10月～12月）
- ③ 各種開発に係る緊急発掘調査（民間開発/県公共工事）



水中遺跡調査風景

(2) 文化財の保護・活用事業

- ① 文化財保護審議会の開催
- ② 宮古島市歴史文化活用推進事業
文化講座予定：「苧麻で紙漉き」、「草木染め」、「宮古上布工房めぐり」、「湧水めぐり」、「苧麻糸交流会」「苧麻糸座談会」
- ③ 指定文化財の保存・管理
- ④ 宮古島市歴史文化資料館・苧麻績み展示室の整備（宮古上布の製作）
- ⑤ 八重干瀬の国定公園へむけた調査



宮古上布の製作業務風景

(3) 宮古上布の技術伝承事業

- ① 宮古上布保持団体による伝承者養成及び普及啓発活動
- ② 宮古苧麻績み保存会による苧麻績み講座及び普及啓発活動

(4) 宮古馬保存活用事業

- ① 宮古馬活用ステップアップ事業
宮古馬放牧場の見学案内と、新たな宮古馬体験施設の整備。



ブーンミ講座風景

宮古馬の馴致・調教

*宮古馬放牧場では、毎月第3日曜日をオープンデーとして自由見学を実施。（年末年始は休業）

② 宮古馬の計画交配の実施

年度内に1回あたり、3～4組の交配を2回実施予定。

（５）市史編さん事業

- ① 第4巻第1分冊「集落編-平良地区（市街地周辺）-」の発刊及びその他の地区の調査・原稿執筆。



宮古馬の馴致風景

3 施策の推進体制

（１）文化財保護審議会

- ① 文化財保護審議会は教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して建議する。
- ② 文化財保護審議会は、次の専門４部会で構成されている。
 - 第１部会 有形文化財に関する事項
 - 第２部会 無形文化財に関する事項
 - 第３部会 民俗文化財に関する事項
 - 第４部会 史跡・名勝・天然記念物に関する事項

（２）宮古島市史編さん委員会

- ① 市史編集に関する基本的大綱に関する事項
- ② 市史編集に関する調査及び資料収集に関する事項
- ③ その他市史編集に関する必要な事項

4 宮古島市歴史文化資料館

（１）設置目的

宮古島市の歴史、民俗文化、自然科学その他文化財等に関する調査研究を行い、その成果を市民に還元するとともに、国指定重要無形文化財である宮古上布に関する技能継承を支援することにより、宮古島市の文化振興に資するため。

（２）施設の概要

所在地：〒906-0108 宮古島市城辺字砂川599番地
電話：77-4506（FAX兼用）

（３）施設の開館日及び開館時間

開館日：水曜日～日曜日（月、火曜日、祝日及び年末年始は休館）
開館時間：9：00～16：30（入館は16時まで）

（４）令和7年度の主な活動

- ①企画展 第1回 戦後80年「慰霊の日」関連企画展 新たな戦争遺跡
会期：令和7年6月4日（水）～8月31日（日）
- ②企画展 第2回 宮古諸島の水中文化遺産
会期：令和7年11月12日（水）～令和8年2月8日（日）
- ③展示会 苧麻糸展示会・宮古上布コレクション展
会期：令和8年2月14日（土）～2月15日（日）
- ④文化講座 夏休み 歴史文化資料館で宮古島の文化の謎を解く
期間：令和7年7月19日（土）～令和7年8月31日（日）



⑤文化講座 発掘調査からみた宮古の歴史-旧石器時代から無土器期-

日程：令和7年10月11日（土）

⑥文化講座 展示資料からみた宮古の歴史-グスク時代から沖縄戦-

日程：令和7年10月25日（土）

⑦文化講座 苧麻糸座談会

日程：令和8年2月15日（日）

5 令和7年度のその他の活動

（1）文化財保護活動事業費

①クスウイピヤームトゥの修復

②県指定文化財「ドイツ皇帝博愛記念碑」洗浄作業及び

ドイツ皇帝博愛記念碑建立150周年記念セレモニーの開催

（2）刊行物

①『宮古島市文化財保存活用地域計画』

②宮古島市文化財調査報告書第36集『安谷原の古墓・安谷原の壕』

③宮古島市文化財調査報告書第37集『宮古島市内の水中遺跡・沿岸遺跡分布調査報告書』

④宮古島市文化財調査報告書第38集『長間大田の古墓群』

⑤『綾道-自然・湧水編-』

3 節 総合博物館

宮古島市総合博物館

所在地：〒906-0011 宮古島市平良字東仲宗根添1166番地287

電 話：73-0567 F A X：73-0822

敷地面積：10,000㎡／建築面積：2,020㎡／展示面積：620㎡（常設展示及び特別企画展示室）

1 基本方針

宮古の歴史、民俗、自然科学、美術・工芸の4部門からなる総合博物館であり、宮古全域の自然と風土、歴史と文化にふれることができるような博物館づくりを目指している。

宮古圏域住民の文化活動・文化振興の拠点として、さらに島外から訪れる観光客や研究者へ宮古島を紹介するとともに、宮古にかかわる史資料の収集・保存・調査研究の成果を地域の人々に公開する場として、地域に根ざした様々な活用を図る。

2 常設展示

（1）第一展示室

①歴史部門

宮古が史書に登場するのは比較的新しく、14世紀になってからのことである。以後、争乱時代・豊見親時代・人頭税制時代・廃藩置県・旧慣改正期・太平洋戦争と宮古の人々は様々な経験を経てきた。また、考古・歴史部門では宮古に人々が住み着いた時代から太平洋戦争までの歴史の流れを編年体で紹介している。

【主な展示】

- ・渡来人と遺跡
- ・婆羅公管下密牙古人
- ・按司時代と目黒盛豊見親
- ・与那覇勢頭豊見親
- ・朝鮮人漂流民の見た宮古
- ・仲宗根豊見親
- ・人頭税制下の宮古
- ・西洋人の見た宮古
- ・世替わり前の事件と災害
- ・台湾遭害事件
- ・ロベルトソン号救助
- ・下地仁屋利社殺害(サンシー)事件
- ・学校創設
- ・人頭税廃止運動と土地整理
- ・日露戦争と宮古
- ・太平洋戦争と宮古

②民俗部門

沖縄の復帰後、宮古の人々の生活も大きく変化してきた。しかし、昔から引き継がれてきた伝統芸能や民俗行事などは、今なお各地に継承されている。民俗部門では、明治から昭和初期のカヤヤー(茅葺き家)を復元、当時の住居生活を紹介するとともに民具やジオラマ展示を用いて農耕・漁業・信仰・各地の主な民俗行事などを展示している。

【主な展示】

- ・衣食住
- ・水と生活
- ・漁業
- ・農業
- ・民俗行事、信仰

（2）第二展示室

①自然科学部門

宮古諸島の原形はおおよそ1万年前にできたといわれ、島全体が琉球石灰岩で覆われている。自然科学部門では、宮古諸島の生い立ちを始め動物・植物・昆虫・天体・海洋・気象のコーナーを設け、実物資料やジオラマ展示を用いて宮古の自然を紹介している。特に「大野山林の鳥・ジオラマ」等は親子そろって楽しめるものである。

【主な展示】

- ・宮古諸島の自然
気候、水の循環、地下水盆、地下ダム
- ・宮古諸島の成り立ち
島尻海岸の断層崖、陸橋の形成、不整合、石灰岩
- ・宮古で発見された化石
ミヤコノロジカ（レプリカ）及び密集岩・ハシナガソデガイの化石・ゾウの化石
シマジリクジラの化石・サメの歯化石
- ・宮古諸島の鳥類
大野山林の鳥、池間湿原の鳥類、サシバの渡り、アカハラダカの渡り
- ・宮古諸島の植物、昆虫
- ・宮古諸島のほ乳類、は虫類、両生類
- ・宮古島の海水に生息するエビ、カニ類
- ・潮間帯（磯）の小動物たち

②美術・工芸部門

他の地域と異なる歴史と風土の中で育まれた宮古の文化は、特色ある織物や焼き物等の美術工芸品を生み出してきた。美術工芸部門では、宮古島市指定文化財となっている「旧家所蔵品」を中心に宮古の人々が創作や使用、あるいは鑑賞してきた美術工芸品を紹介している。

【主な展示】

・扁額聯 ・宮古上布 ・陶磁器 ・書 ・絵画 ・工芸品

(3) デジタルコンテンツ

宮古の歴史・民俗・自然・美術工芸等を映像コンテンツにより来館者へ情報をわかりやすく提供している。

①第一展示室

島尻のパーントゥのレプリカの前にタッチパネル式端末を設置し、島尻のパーントゥと野原のパーントゥの映像を紹介している。御嶽コーナーでは、既存の押しボタン式のランプ点灯による御嶽の場所紹介に加え写真を設置、更にタッチパネル式端末により御嶽映像も提供し、御嶽の状況をよりわかりやすくしている。

②第二展示室

「台風と地球温暖化」のコーナーにタッチパネル式端末を設置している。また、地下水コーナーは、宮古島の地下水の様子を分かりやすくジオラマにて説明し、タッチパネル式端末にて農業と地下ダムの関係や様子を映像で見ることができる。さらに、宮古上布・針突コーナーにおいても、タッチパネル式端末により映像を提供している。

③ロビー

写真と動画で宮古の史跡や遺跡などを数多く紹介する総合的コンテンツ「ものしり博物館」を設置している。宮古の民俗芸能、国指定、旧石器時代の遺跡、先史時代の遺跡、戦争遺跡、自然など85点の映像を見ることができる。また、米国民政府の職員であったサムエル・H・キタムラ氏が、1959(昭和34)年から1963(昭和38)年にかけて宮古各地を撮影した写真のスライドショーと、宮古島出身の写真家である豊島貞夫氏が1960年代から2000年代にかけて宮古各地を撮影した写真のスライドショーを随時上映している。

3 刊行物

(1) 宮古島市総合博物館年報 No.1～34

*No.1～14は平良市総合博物館年報

(2) 宮古島市総合博物館紀要 第1～30号

*第1～10号は平良市総合博物館紀要

(3) 宮古島市総合博物館収蔵資料図録・目録

①『宮古島市総合博物館図録 第1集 旧家資料編』

②『宮古島市総合博物館図録―自然資料編―』

③『宮古島市総合博物館図録―歴史資料編―』

④『宮古島市総合博物館図録―民俗資料編―』

⑤『宮古島市総合博物館図録―美術工芸資料編―』

*これらの刊行物は、博物館ホームページで公開している。

4 令和8年度 事業計画

(1) 企画展

	内 容	期 間
第46回	「ワラザンとサン―宮古の結び文化―」	
	沖縄には、琉球王国の時代から明治中頃まで、文字の読み書きができない庶民の間でワラザン（藁簀）と呼ばれる結縄が製作・使用されていた。 宮古におけるワラザンは、主に収税の記録等を中心に用いられ、宮古の歴史を語る上で欠かすことができない人頭税制度と密接に結びついている。また、ワラザンの他に、植物等を結んで作り、記録や意思疎通、厄払いに用いるサンやマータと呼ばれる道具が現在でも使用される。 本展示では、当館や他の博物館に収蔵されているワラザンやサン等の資料展示を通して、ワラザンやサンについて知り、これらの資料が使われていた背景に理解を深め、郷土をより深く知る契機とすることを目的とする。	7月17日(金) ～9月13日(日)
	(1) 講演会／講師：琉球大学博物館（風樹館） (2) ワークショップ：ワラザン作り／講師：琉球大学博物館（風樹館）	調整中 調整中

(2) 特別展示

	内 容	期 間
平和展	「戦争とくらし」	6月2日(火) ～6月28日(日)
	戦時中から戦後直後(昭和20年代)にかけての「くらし」に焦点をあてる。 来館者が、当時使われていた実物資料や写真資料を「これは何だろう」「どうしてこんなことをしたのだろう」と考えながら観覧していけるような仕組みを作ることで、戦争がくらしに与えた影響を知り、今日のくらしを見つめ直すことで「平和」について考えるきっかけとすることを目的とする。	
	巡回パネル展「戦争とくらし」 会場・期間：城辺公民館(7月2日～7月5日)、上野公民館(7月9日～7月12日)、下地公民館(7月16日～7月19日)、伊良部公民館(7月23日～7月26日)、中央公民館(8月8日～8月15日)	7月2日(木) ～8月15日(土)

(3) 子ども博物館講座

回 数	内 容	日 時	講 師
第1回	「開講式」、「博物館ってどんなところ？」	5月10日(日) 9:00～12:00	博物館職員
	博物館の役割や学芸員の仕事について学ぶとともに、博物館カルタや博物館探検、資料探しゲームをとおして、楽しみながら博物館に親しみをもつ機会とする。		
第2回	「ワラザンをつくろう」	7月予定 9:00～12:00	琉球大学博物館(風樹館)
	実際にワラザンを作ることで、ワラザンについての興味関心を深める。		
第3回	「紙すき体験」	9月13日(日) 9:00～12:00	仲間 伸恵 氏 (琉球大学准教授)
	宮古上布の原料である苧麻について学び、紙すき体験を通じて苧麻に触れる機会とする。		
第4回	「自然観察」	12月予定 9:00～12:00	博物館職員
	大野山林を散策し、大野山林の生き物や植物を観察することで、宮古の自然に対する興味関心を深める。		
第5回	「史跡巡り」	1月予定 9:00～12:00	博物館職員
	島内の史跡を巡り、宮古の歴史を学び、興味関心を深める。		
第6回	「縄ない体験」、「閉講式」	3月予定 9:00～12:00	博物館職員
	身近にある植物を使って、実際に縄をつくることで、先人達の知恵や工夫を学ぶ。		

(4) 博物館講座

回 数	内 容	日 時	講 師
第1回	「ミヤコカナヘビについて」(仮題)	8月30日(日)	安里 瞳 氏 (沖縄美ら島財団研究員)
	宮古固有種であるミヤコカナヘビについて学び、ミヤコカナヘビの現状や保全について知るとともに興味関心を深める機会とする。		
第2回	「紙すき体験」(仮称)	9月12日(土)	仲間 伸恵 氏 (琉球大学准教授)
	宮古上布の原料である苧麻について学び、紙すき体験を通じて苧麻に触れる機会とする。		

5 令和7年度 事業実績

(1) 企画展

	内 容	期 間
第44回 企画展	宮古島市制施行20周年記念「深海展～海はつづくよどこまでも～」	7月18日(金) ～8月31日(日)
	当館で初の試みとなる「深海」をテーマに、深海の環境や深海にくらす生き物、深海の調査などについて剥製や標本、写真や映像、模型等で紹介する。また、海岸ゴミや深海ゴミについても取り上げ、海の保全について考える。本企画展を通して、深海に対する興味関心を深めると共に、宮古の人々にとって身近な海が、深海にもつながっていることを認識し、海のゴミの問題について理解を深め、海と私たちとのつながりの大切さや海を保全することの重要性を考える機会とすることを目的とする。 入館者数：9,462人	
	【関連行事】 (1)「深海のお話&ワークショップ(水圧実験、浮沈子作り)」 講師：藤倉克則氏(JAMSTEC)、比嘉直人氏(GODAC)、大城彩美氏(GODAC) 参加者数：39人	7月20日(日) 10:00～11:00
	(2)「ワークショップ(水圧実験、浮沈子作り)」 講師：比嘉直人氏(GODAC)、大城彩美氏(GODAC) 参加者数：午前：20人、午後：21人	7月20日(日) 11:30～12:00 13:15～13:45
	(3)講話「深海一生物」 講師：藤倉克則氏(JAMSTEC)／参加者数：28人	7月20日(日) 14:00～15:00
	(4)講話「地球に深い海があるということ」 講師：木暮一啓氏(琉球大学副学長・理事)／参加者数：22人	8月2日(土) 14:00～15:00
	(5)講話「沖縄美ら海水族館の深海調査について」 講師：金子篤志氏(沖縄美ら海水族館 魚類課 深海展示係) 諸田大海氏(沖縄美ら海水族館 魚類課 深海展示係) 参加者数：57人(子ども：32人、大人：25人)	8月9日(土) 14:00～15:00
	(6) 深海展スタンプラリー	会期中
第45回 企画展	「新収蔵品展(令和5・6年度)」	12月12日(金) ～1月25日(日)
	令和5、6年度に当館に新しく収蔵された資料を展示公開することで、資料を寄贈・寄託された方々へ感謝の意を表するとともに、今後の資料収集活動への協力を呼びかける機会とする。 入館者数：2,031人	

(2) 特別展示

	内 容	期 間
平和展	宮古島市制施行20周年記念「未来を創る君たちへ」	5月14日(水) ～6月23日(月)
	今年は戦後80年という節目の年である。今回、宮古島市総合博物館では、これまでに記録されてきた戦争体験談を紹介する。 戦争を体験された方々が語った戦争がどのようなものだったのか、来館者が「みて」「きいて」「読んで」当時のことを知るとともに、改めて平和について考え、未来を語り合うきっかけとすることを目的とする。 入館者数：2,555人	
	【関連行事】 講話「「平和」って？～思いをつなぐ今、未来～」 講師：常盤泰代氏(「語り部グループ 南の風」代表) 参加者数：午前：5人／午後：14人	6月15日(日) 10:00～11:00 14:00～15:00

(3) 子ども博物館講座

回 数	内 容	日 時	講 師
第1回	「開講式」、「博物館探検」	6月1日(日) 9:00～12:00	博物館職員
	博物館見学をとおして、宮古の自然や歴史、文化について知るだけでなく、博物館の役割や学芸員の仕事について体験を交えながら学ぶ。 参加人数：24人		
第2回	「十五夜シーシャ作り」	9月28日(日) 9:00～12:00	與那覇 史香 (博物館学芸員)
	平良の子どもたちが十五夜に行うシーシャガウガウのシーシャ作りを行うことで、地域の文化に親しむ機会とする。 参加人数：16人		
第3回	「アートにふれよう」	10月26日(日) 9:00～12:00	松原 洋輔 氏 (PALI GALLERY)
	日々様々なアーティストの作品に触れているPALI GALLERYの松原氏を講師に、作品の見方や捉え方のポイントを教えてもらうことで、アート作品の鑑賞の面白さに気づき、視野を広げる楽しさを体験することを目的とする。 参加人数：16人		
第4回	「自然を観察してみよう」	1月18日(日) 9:00～12:00	湯屋 秀捷 (博物館学芸員)
	自然観察、スケッチ等の活動を通して、宮古の自然環境や、そこに生息する生物等への関心を深める。 参加人数：20人		
第5回	「めぐって、みて、学ぶ600年前の宮古」、「閉講式」	3月8日(日) 9:00～12:00	與那覇 史香 (博物館学芸員)
	約600年前に宮古を統一した目黒盛豊見親に関連する史跡やゆかりの地を巡り、宮古の歴史を学ぶ。 参加人数：20人		

(5) 博物館講座

回 数	内 容	日 時	講 師
第1回	「通りを歩く～平良のまちの移り変わり～入門編」	1月25日(日) 14:00～16:00	下地 信輔 氏 (筑登之屋商店店主)
	市街地（マクラム通り、西里通り、下里通り、市場通り）を実際に歩き、街の移り変わりを知り、興味関心を深める。 参加人数：17人		
第2回	「博物館資料にさわるユニバーサルミュージアムの「手」ほどこき」	2月1日(日) 10:00～12:00 13:30～14:30	広瀬 浩二郎 氏 (国立民族学博物館教授)
	博物館資料に対し、視覚による観察ではなく、触覚による「触察」について知り、新たな鑑賞方法、資料のさわり方について興味関心を深める。 参加人数：午前（一般）：19人、午後（子ども）：18人		

4節 文化ホール（マティダ市民劇場）

1 設置目的

市民の舞台芸術活動の振興拠点として、市民文化の創造に寄与するとともに、文化的な側面から市民生活の向上に繋げる。

2 施設の概要

所在地：〒906-0013 宮古島市平良字下里 1 0 8 - 1 2

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ① 延床面積 4,354.61㎡ | ④ ホワイエ(ロビー) 347.91㎡ |
| ② 客席 892席＋2室 | ⑤ 舞台 三菱重工メカトロシステムズ製 |
| 固定席 747席 | 間口18m×奥行14m×高さ8m |
| 移動席 133席（うち障害者車椅子席 25席） | 床面材質 桧集成材 |
| 背たおれ席 12席 | バトン 8本 |
| 親子観覧室 8㎡×2室 | 反響板有り |
| ③ 楽屋 | 緞帳速度調整可 |
| 楽屋1（洋室 59.00㎡） | ⑥ 照明 調光設備 松村電機製作所製 |
| 楽屋2（和室 71.05㎡） | ⑦ 音響 音響設備 T0Aエンジニアリング製 |
| 楽屋3（個室 18.74㎡） | |

3 施設の開館日及び開館時間

（1）開館日

火曜日から日曜日（ただし、祝日法による休日、年末年始及び慰霊の日は除く）

（2）開館時間

午前9時から午後10時まで（催物のない場合は、午前9時から午後5時まで）

4 施策の推進体制

宮古島市文化ホール審議会

運営審議会は、文化ホールの運営に関する事項について、教育長の諮問に応じて答申し、又は意見を具申するものとする。（宮古島市文化ホール条例第20条第2項）

5 自主文化事業

（1）事業の基本理念

宮古島市文化ホールは、音楽もできる劇場型多目的ホールと位置づけられている。地域独自の風土の中で育まれた文化の育成と、質の高い芸術文化活動を鑑賞し、経験することで、新たな文化と伝統文化の融合・発展を先導するための文化拠点とする。

（2）事業の内容

- ①鑑賞事業 市民に質の高い舞台芸術を鑑賞する機会を提供する。
- ②文化育成事業 市民の自主的な文化創造活動を支援する。
- ③文化交流事業 市民の芸術文化活動と他地域の芸術文化活動の交流促進を図る。

（3）自主事業

- ①バックステージツアー（宮古島市文化ホール開館30周年記念事業）

市内の小学生から高校生を対象に、普段見ることのできない文化ホールの裏側を見学・体験してもらう。

② 30周年記念式典（表彰式）（宮古島市文化ホール開館30周年記念事業）

これまで長年文化ホールを利用していただいた団体を表彰するとともに、開館時より様々なご支援をいただいている世田谷の音楽関係団体を招待し、共に式典を祝う。

③ 宝くじまちの音楽会（宮古島市文化ホール開館30周年記念事業）

宝くじ文化公演事業を利用し、市民に質の高い音楽コンサートを届ける。

④ マティダライブ（宮古島市文化ホール開館30周年記念事業）

以前文化ホールの自主事業として高校生を対象として開催していた事業を、記念事業として1度かぎり復活し、かつてマティダライブに参加していた市民を中心とした音楽ライブを開催する。

6 令和8年度事業計画

通年	通常業務（貸館）
7月	バックステージツアー
8月	劇団かなやらび事業 公演（支援事業）
10月	30周年記念式典
2月	宝くじまちの音楽会・マティダライブ

7 令和7年度事業実績

（1）劇団かなやらび事業（宮古島市制施行20周年記念事業）

劇団かなやらびは、宮古島市内の子どもたちの表現力・創造力の向上を目指して、平成24年から活動が続けている。宮古島市文化ホールは、架空の宮古島を舞台とするオリジナル劇「ミャークファンタジー」の創作、そして鑑賞することを通じ、地域文化の向上と地域の誇りの伝承を目的に、その活動を支援している。

令和7年度においては、オリジナル創作劇第8弾「眠りの島（ねむりのしま）」を8月15～17日に開催した。また、本年度は市制施行20周年記念として、市内在住の18歳以下の子どもたちを観劇無料とし、多くの子どもたちが同世代が演じる本格的な舞台を楽しんだ。



8 令和7年度利用状況

① 月間稼働率

月	稼働可能日	稼働実日	稼働率(%)
4月	0	0	0
5月	20	9	45.0
6月	26	12	46.2
7月	20	12	60.0
8月	27	22	81.5
9月	21	10	47.6
10月	26	17	65.4
11月	22	18	81.8
12月	24	17	70.8
1月	20	8	40.0
2月	19	10	52.6
3月	26	11	42.3
合計	251	146	58.2

② 目的別利用状況

催し物の種別	回数	構成比(%)
音 楽	32	41.0
演 劇	7	9.0
舞 踊	7	9.0
伝統芸能	4	5.1
演 芸	3	3.8
総 合	311	14.1
上記以外の 文化芸術系公演	3	3.8
文化芸術系以外の 講演等	11	14.1
合 計	78	100

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100にならない。

③ 入場者数

月	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月	0	900	1,000	0	0
5月	0	2,400	4,935	2,850	1,600
6月	0	1,720	2,950	2,950	2,550
7月	590	1,750	3,050	2,900	2,500
8月	0	1,650	1,800	4,220	4,870
9月	90	750	1,062	2,950	1,500
10月	400	5,300	3,850	4,700	5,225
11月	1,600	4,350	5,850	4,750	5,270
12月	2,635	1,400	4,550	2,610	2,440
1月	800	0	1,300	2,050	2,620
2月	700	0	1,520	1,850	3,200
3月	1,540	0	2,900	1,300	3,150
合計	8,355	20,220	34,767	33,130	34,925

※舞台設備等機能強化工事のため、令和5年1月～3月は閉館とした。

6 章

スポーツ振興 ～生涯スポーツの充実～

6章 スポーツ振興 ～生涯スポーツの充実～

1 基本方針

(1) 基本的な考え方

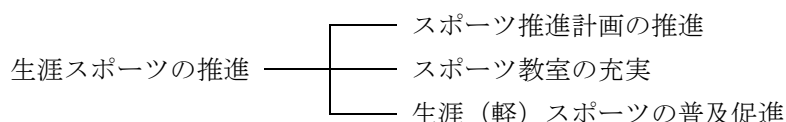
高度情報化社会は生活に利便性をもたらしている反面、日常生活においては体を動かす機会が減少し、体力や運動能力の低下、人間関係の希薄化、ストレスの増大など心身両面に渡る健康上の諸問題を引き起こしている。人々が健康で明るく豊かな生活を形成するために、スポーツの果たす役割は重要であることから、宮古島市教育委員会は、国や県、市長部局ならびにスポーツ団体等と連携・協働することにより新しい時代にふさわしいスポーツの振興を図ることとする。

(2) 現状と課題

運動の機会が減少し市民の体力低下が懸念されるなか、特に子どもの身体づくりが十分になされないまま身体への負担が大きな運動に取り組むと、将来的なケガを誘発する恐れがある。子ども達の体力増進や将来的なケガの防止を目標に、楽しみながらできる身体づくりの機会の充実と、体力テストの実施や軽スポーツ教室の充実に取り組む。

2 社会体育における重点施策

(1) 施策の体系



(2) 施策の内容

- ① 市民の体力の向上と健康の保持増進のためスポーツ教室の充実を図る。
- ② 子どもから高齢者まで楽しむことができる生涯(軽)スポーツを促進する。
- ③ 各競技の指導者育成の充実とその活用を図る。

(3) 重点事業の内容と目標

各種スポーツ教室の充実

「各種スポーツ教室を実施し、体力づくりと健康の保持増進に努める」

3 令和8年度事業計画

月	日	事業等	場所
4	6(月)	第1回スポーツ推進委員役員会	宮古島市役所会議室
	23(木)	第1回スポーツ推進委員協議会	宮古島市役所会議室
5	3(日)	合気道教室	旧砂川中学校武道場
	10日(日)	リズムジャンプ教室	JTA ドームアリーナ
	21(木)	第2回スポーツ推進委員協議会(救命講習会)	宮古島市消防本部2階
6	18(木)	第3回スポーツ推進委員協議会	宮古島市役所会議室
	28(日)	第2回みやこ Mix ボッチャ大会※協力	特別支援学校体育館
7	16(木)	第4回スポーツ推進委員協議会	宮古島市役所会議室
	未定	かけっこ教室	
8	20(木)	第5回スポーツ推進委員協議会	宮古島市役所会議室

月	日	事業等	場所
8	22(土)、23(日)	第64回沖縄県スポーツ推進委員研究大会	未来創造センター／ JTA ドーム
9	17(木)	第6回スポーツ推進委員協議会	宮古島市役所会議室
	27(日)	体力テスト	JTA ドーム
10	15(木)	第7回スポーツ推進委員協議会	宮古島市役所会議室
11	19(木)	第8回スポーツ推進委員協議会	宮古島市役所会議室
	未定	障がい者スポーツ大会	
1	14(木)	第9回スポーツ推進委員協議会	宮古島市役所会議室
2	18(木)	第10回スポーツ推進委員協議会	宮古島市役所会議室
	未定	軽スポーツあそび(公民館まつり)	未来創造センター

4 施策の推進体制

(1) スポーツ推進審議会委員

① 審議会の設置

スポーツ基本法第31条「都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」に基づき、本市においても、スポーツ推進審議会条例により設置している。

ア. 社会教育に関する諸計画を立案

イ. 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対し意見を述べる

ウ. ア・イの職務を行うために必要な研究調査を行う

② 委員定数・任期

定数 5人 任期 2年

(2) スポーツ推進委員

① 推進委員の職務

ア. 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行う。

イ. 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図る。

ウ. 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力する。

エ. スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事に関し、求めに応じ協力する。

オ. 住民一般に対しスポーツについての理解を深める。

カ. 住民のスポーツ振興のための指導助言を行う。

② 委員定数・任期

定数 20人 任期 2年

5 令和7年度事業実績

月	教室及び大会講習会	対 象	場 所	協力者等
5	合気道教室	市民	旧砂川中武道場	合気会
	救命講習会	スポーツ推進委員	宮古島消防本部 2 階	消防本部
9	体力テスト	市民	総合体育館	健康増進課 健康づくり推進委員 講師：和田芳勝氏
3	軽スポーツあそび in 公民館 まつり	市民	未来創造センター	

6 体育施設の概要

施 設 名	総面積 (㎡)	競技面積 (㎡)	施 設 の 概 要
城辺陸上競技場	22,000.00	16,944.00	400 メートルトラック
砂川地区武道場	329.85	290.00	柔道場、剣道場
砂川地区グラウンド	9,166.00		200 メートルトラック

資料編

【各種委員等】

1. 各種委員名簿

(1) 宮古島市社会教育委員

任期：令和8年6月1日～令和10年5月31日

氏 名	構 成	備 考
国 仲 克 紀	学校教育関係	元学校長
上 里 啓 美	学校教育関係	元学校長
與那嶺 敏之	社会教育関係	社会教育関係団体
仲 間 勝 行	社会教育関係	社会教育関係団体
前里 久美子	社会教育関係	社会教育関係団体
善 平 範 己	学校教育関係	元学校長
下地 真喜子	学校教育関係	元学校教育関係者
下地 悦 子	学校教育関係	元学校長
翁 長 一 浩	社会教育関係	生涯学習コーディネーター資格所有者
川満 かおり	社会教育関係	放課後子ども教室代表
上 田 達 大	学校教育関係	学校長
濱 川 泰 成	学校教育関係	学校長

(2) 宮古島市放課後子ども教室推進事業及び地域学校協働本部推進事業運営委員会委員

任期：令和8年4月1日～令和9年3月31日

氏 名	構 成
国 仲 克 紀	宮古島市社会教育委員
新 城 直 人	宮古教育事務所 社会教育主事
鶴 町 利 之	宮古島市教育委員会 教育部 学校教育課
川満 かおり	南小学校教室 協働活動支援員
大久保 淳一	狩俣小学校教室 協働活動支援員
与那覇 美稀	西辺小学校教室 協働活動支援員
松 元 直 美	砂川小学校教室 協働活動支援員
與那覇 教子	鏡原小学校教室 協働活動支援員

(3) 宮古島市協働活動推進事業運営委員会委員

任期：令和8年4月1日～令和9年3月31日

氏 名	構 成
国 仲 克 紀	宮古島市社会教育委員
新 城 直 人	宮古教育事務所 社会教育主事
鶴 町 利 之	宮古島市教育委員会 教育部 学校教育課
新城 美津枝	宮古島市地域学校協働本部地域コーディネーター
上 里 啓 美	宮古島市地域学校協働本部地域コーディネーター

氏 名	構 成
仲 間 広二	宮古島市地域学校協働本部地域コーディネーター
比 嘉 豊 樹	宮古島市地域学校協働本部地域コーディネーター
塩 月 理 香	宮古島市地域学校協働本部地域コーディネーター
友 利 直 喜	宮古島市地域学校協働本部地域コーディネーター
砂 川 武 正	宮古島市地域学校協働本部地域コーディネーター
根 間 玄 隆	宮古島市地域学校協働本部地域コーディネーター

(4) 宮古島市文化財保護審議会委員

任期：令和8年7月1日～令和10年6月30日

氏 名	構 成	備 考
佐 藤 宣 子	生涯学習振興課 会計年度任用職員 (宮古島市史編さん)	植 物
金 城 透	元沖縄県立宮古高等学校校長	考 古
仲 地 邦 博	宮古野鳥の会会長	野鳥の専門
我 那 覇 念	元沖縄県立浦添高等学校校長	歴 史
仲 間 明 典	元市議会議員	郷土史
仲間 伸恵	琉球大学教育学部准教授	無形文化財
松本 尚	宮古島市立伊良部島小中学校教諭	海洋

(5) 宮古島市史編さん委員

任期：令和8年7月1日～令和10年6月30日

氏 名	構 成
下 地 和 宏	宮古郷土史研究会会長
上 原 孝 三	沖縄尚学高等学校教諭
砂 川 博 秋	宮古野鳥の会副会長
平 良 勝 保	沖縄大学非常勤講師
豊見山 和行	琉球大学名誉教授
長 濱 幸 男	元宮古島市教育委員会教育部長
川 満 好 信	元宮古島市上下水道部長
當 山 昌 直	沖縄県資料編集室 沖縄生物学会員
久 貝 勝 盛	宮古野鳥の会顧問
島 尻 澤 一	元県立高等学校教諭
城 間 恒 宏	沖縄県教育庁文化財課資料編集班
渡 久 山 章	琉球大学名誉教授
下 地 博 盛	元宮古島市議会議員
川 満 邦 弘	宮古島市職員
国 仲 富 美 男	元公立学校校長

氏 名	構 成
下 地 達 男	元宮古島市職員
仲 間 明 典	宮古島市文化財保護審議委員
宮国 サヨ子	元平良市立幼稚園教諭

(6) 宮古島市スポーツ推進委員

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日

氏 名	役 職	専 門
砂川 さとみ	会 長	陸上競技・身障者スポーツサポート活動
上 地 堅 司	副会長	バレーボール
上 地 智 美	副会長	ソフトテニス
佐久本 茂樹		バレーボール
前 泊 里 奈		バスケットボール・軽スポーツ
前 泊 清		バレーボール・軽スポーツ
盛 島 優 季		ハンドボール
下 地 義 信		バレーボール
川 満 大 輔		宮古角力
友 利 直 喜		バレーボール・陸上
濱 川 宗 和		野球
砂 川 果 倫		バドミントン
田 場 理 津 子		モルック・生涯スポーツ
伊 波 幸 則		バスケットボール
下 地 美 由 紀		バスケットボール
狩 俣 奈 生		ダンス
上 地 大 翔		ボッチャ

(7) 宮古島市青少年問題協議会委員

任期：令和8年6月1日～令和10年5月31日

氏 名	構 成	備 考
嘉 数 登	宮古島市長	会長
宮 城 克 典	宮古島市教育委員会教育長	副会長
砂 邊 健 仁	宮古島市警察署長	
新 城 浩 司	宮古地区PTA連合会長	
上 地 栄 作	宮古島市青少年育成市民会議長	
野 原 雅 也	宮古島市子ども会育成連絡協議会長	
平 良 正 和	宮古保護区保護司会長	
前 川 尚 誼	宮古島地区防犯協会会長	
国 仲 克 紀	宮古島市社会教育委員会議長	
天 久 珠 江	宮古島市教育委員会 生涯学習部長	

氏 名	構 成	備 考
下 地 慶 司	宮古島市役所 家庭保健課 総括支援員	
高 里 慎一郎	宮古地区小学校長会 生徒指導委員会	
安 田 一 博	宮古地区中学校長会 生徒指導委員会	
下 地 秀 虎	宮古地区少年補導員協議会長	
村 上 健 輔	宮古島市教育委員会 学校教育課長	

(8) 宮古島市総合博物館協議会委員

任期：令和7年2月1日～令和9年1月31日

区 分	分 野	委員名	備 考
学識経験者	考 古	金 城 透	元県立宮古高等学校校長 宮古島市文化財保護審議会委員
	自 然	仲 地 邦 博	宮古野鳥の会会長 宮古島市史編さん委員会委員
	工 芸	與那嶺 一子	元沖縄県立博物館・美術館主任学芸員
	民 俗	稲 福 政 斉	沖縄国際大学非常勤講師 沖縄大学非常勤講師
学 校 教 育	学校教育	砂 川 泰 範	宮古島市立上野中学校校長 (校長会副会長)
	学校教育	上 田 達 大	宮古島市立久松小学校校長 (校長会副会長)
社 会 教 育	社会教育	平 良 絹 代	宮古島市文化協会会長
	植 物	佐 藤 宣 子	宮古島市文化財保護審議会委員

(9) 宮古島市立図書館協議会委員

任期：令和8年7月1日～令和10年6月30日

職 名	氏 名	委 員 区 分	
委 員	上 地 栄作	学識経験	元生涯学習部長
委 員	村 上 健輔	学校教育	学校教育課長
委 員	勝連 真由美	社会教育	読み聞かせボランティア
委 員	松谷 初美	社会教育	社会教育団体
委 員	謝敷 勝美	学校教育	北中学校教諭
委 員	瑞慶覧 愛実	学校教育	東小司書
委 員	仲間 明典	学識経験	元市議会議員
委 員	平良 絹代	学識経験	市文化協会長
委 員	與那覇 光秀	学識経験	(株) 宮原商店代表
委 員	松原 洋輔	学識経験	PALI GALLERY 代表

(10) 宮古島市公民館運営審議会委員

任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日

氏 名	構 成	備 考
與那城 美和	社会教育関係	元小学校PTA役員
本永 安子	社会教育関係	宮古地区婦人連合会会長
仲間 勝行	社会教育関係	元宮古島市職員 (元公民館館長)
下地 義信	社会教育関係	元宮古島市職員 (元公民館館長)
大嶺 弘明	社会教育関係	元宮古島市職員
国仲 克紀	学校教育関係	宮古島市社会教育委員会議議長
池村 初美	家庭教育関係者	苧麻績み教室代表 (ゆいみなあ自主サークル)
下地 真喜子	学校教育関係	元教員

2. 社会教育団体等名簿

(1) 宮古島市子ども会育成連絡協議会

所在地：〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根 807 番地（未来創造センター内）

電 話：75-3004（FAX兼用）

令和8年度宮古島市子ども会育成連絡協議会役員

役 職	氏 名	備 考
会 長	野原 雅也	
副会長	狩俣 勝成	
副会長	石原 順子	
役 員	砂川 勝美	下地地区
役 員	川満 真美	下地地区
役 員	池村 朋浩	下地地区
役 員	下地 漁子	伊良部地区
役 員	池間 侑斗	城辺地区
役 員	下地 克美	平良地区
役 員	新里 和義	上野地区
監 事	平良 和彦	
監 事	砂川 肇	
事務局	下地 則子	

(2) 宮古地区婦人連合会

所在地：〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根 807 番地（未来創造センター内）

電 話：7 3－0 2 5 5（FAX兼用）

令和8年度宮古地区婦人連合会役員

役 職	氏 名	地 区
会 長	本 永 安 子	平良地区
副会長	上里 由利子	平良地区
副会長	砂川 勝 美	下地地区
副会長	下地 菊 江	平良地区
事務局長	島 尻 清 子	平良地区
事務局	砂川 美紀子	城辺地区
理 事	佐和田 涼子	伊良部地区
理 事	下地 悦 子	平良地区
理 事	渡真利 幸子	上野地区
監 事	上地 真理子	下地地区
監 事	久 高 則 子	伊良部地区

(3) 宮古地区PTA連合会

所在地：〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根 807 番地（未来創造センター内）

電 話：7 5－3 6 5 5（FAX兼用）

令和8年度宮古地区PTA連合会役員

役 職	氏 名	出身単P
会 長	新 城 浩 司	東小学校
副 会 長	長 濱 亜 樹	南小学校
副 会 長	多和田 貴幸	下地小学校
副 会 長	狩 俣 典 昭	校長会
総務委員長	友 利 博 明	平良中学校
総務副委員長	翁 長 賢 一	平一小学校
健全育成委員長	砂川 昌 也	城東中学校
健全育成委員長	宮 国 岬	結の橋学園
広報委員長	根間 えりか	城辺小学校
広報副委員長	渡 真 利 直	久松小学校
家庭教育委員長	藤原 菜穂美	下地中学校
家庭教育副委員長	平戸 あゆみ	久松中学校
監 事	亀川 はるみ	西城小学校長
監 事	村 上 健 輔	教育委員会
事務局長	源 河 雅 人	北中学校

(4) 宮古島市青少年育成市民会議

所在地：〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根 807 番地（未来創造センター内）

電 話：75-3004（FAX兼用）

令和8年度宮古島市青少年育成市民会議役員

役 職	氏 名	備 考
顧 問	天久 珠江	宮古島市教育委員会
顧 問	与那覇 弘樹	宮古島市教育委員会
顧 問	島袋 正彦	前会長
会 長	上地 栄作	
副会長	野原 雅也	宮古島市子ども会育成連絡協議会長
副会長	新城 浩司	宮古地区PTA連合会長
副会長	新里 真由美	高P連会長（総合実業）
副会長	本永 安子	婦人連合会会長
監 事	新城 浩司	北中PTA会長
監 事	楚南 有香子	池間中PTA会長
事務局	下地 則子	

3. 歴代教育委員

◎教育委員長 ◇委員長職務代理者（H28.4.1～教育長職務代理者）

※平成28年4月1日「地方教育行政法」の改正により、教育委員長廃止

氏 名	期 間
狩 俣 廣 一	◎ 平成 17 年 10 月 1 日 ～ 平成 17 年 12 月 4 日（暫定教育委員）
砂 川 恵 良	◇ 平成 17 年 10 月 1 日 ～ 平成 17 年 12 月 4 日（暫定教育委員）
洲 鎌 勝 彦	平成 17 年 10 月 1 日 ～ 平成 17 年 12 月 4 日（暫定教育委員）
前 泊 直 喜	平成 17 年 10 月 1 日 ～ 平成 17 年 12 月 4 日（暫定教育委員）
	平成 17 年 12 月 5 日 ～ 平成 18 年 12 月 4 日（任期満了）
濱 川 隆	◎ 平成 17 年 12 月 5 日 ～ 平成 18 年 12 月 4 日
	平成 18 年 12 月 5 日 ～ 平成 20 年 12 月 4 日
	◎ 平成 20 年 12 月 5 日 ～ 平成 21 年 12 月 4 日（任期満了）
新 里 玲 子	◇ 平成 17 年 12 月 5 日 ～ 平成 18 年 12 月 4 日
	◎ 平成 18 年 12 月 5 日 ～ 平成 20 年 12 月 4 日（任期満了）
羽 地 芳 子	平成 17 年 12 月 5 日 ～ 平成 18 年 12 月 4 日
	◇ 平成 18 年 12 月 5 日 ～ 平成 19 年 12 月 4 日
	平成 19 年 12 月 5 日 ～ 平成 21 年 12 月 4 日（任期満了）
池 間 照 夫	平成 18 年 12 月 5 日 ～ 平成 19 年 12 月 4 日
	◇ 平成 19 年 12 月 5 日 ～ 平成 21 年 12 月 4 日
	平成 21 年 12 月 5 日 ～ 平成 22 年 12 月 4 日（任期満了）
下 地 由 子	平成 20 年 12 月 5 日 ～ 平成 21 年 12 月 4 日
	◎ 平成 21 年 12 月 5 日 ～ 平成 22 年 12 月 4 日
	平成 22 年 12 月 5 日 ～ 平成 24 年 12 月 4 日（任期満了）
池 村 直 記	◇ 平成 21 年 12 月 5 日 ～ 平成 23 年 10 月 27 日（辞職）
宮 國 博	平成 21 年 12 月 5 日 ～ 平成 22 年 12 月 4 日
	◎ 平成 22 年 12 月 5 日 ～ 平成 25 年 12 月 4 日
	◎ 平成 25 年 12 月 5 日 ～ 平成 26 年 2 月 28 日（再任）(教育長へ)
佐和田 貴美子	平成 22 年 12 月 5 日 ～ 平成 26 年 2 月 28 日
	◇ 平成 26 年 3 月 1 日 ～ 平成 26 年 12 月 4 日
	◇ 平成 26 年 12 月 5 日 ～ 平成 28 年 2 月 24 日（再任）
	◎ 平成 28 年 2 月 25 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日
	◇ 平成 28 年 4 月 7 日 ～ 平成 30 年 12 月 4 日（任期満了）
佐 平 博 昭	◇ 平成 23 年 11 月 30 日 ～ 平成 25 年 12 月 4 日
	◇ 平成 25 年 12 月 5 日 ～ 平成 26 年 2 月 28 日（再任）
	◎ 平成 26 年 3 月 1 日 ～ 平成 28 年 2 月 24 日
	平成 28 年 2 月 25 日 ～ 平成 28 年 3 月 2 日（辞職）

氏 名	期 間
下 地 信 輔	平 成 24 年 12 月 5 日 ～ 平 成 26 年 3 月 7 日 (辞職)
佐和田 勝 彦	平 成 26 年 3 月 20 日 ～ 平 成 28 年 12 月 4 日 (任期満了)
野 原 敏 之	平 成 26 年 3 月 20 日 ～ 平 成 27 年 12 月 4 日
	平 成 27 年 12 月 5 日 ～ 平 成 28 年 2 月 24 日 (再任)
	◇ 平 成 28 年 2 月 25 日 ～ 平 成 28 年 3 月 31 日
	平 成 28 年 4 月 1 日 ～ 平 成 30 年 12 月 4 日
	◇ 平 成 30 年 12 月 5 日 ～ 令 和 1 年 12 月 4 日 (任期満了)
池 間 雅 昭	平 成 28 年 3 月 31 日 ～ 平 成 29 年 12 月 4 日
	平 成 29 年 12 月 5 日 ～ 令 和 2 年 3 月 25 日 (再任)(辞職)
中尾 忠 彦	平 成 28 年 12 月 5 日 ～ 令 和 1 年 12 月 25 日
	◇ 令 和 1 年 12 月 26 日 ～ 令 和 2 年 12 月 4 日
	◇ 令 和 2 年 12 月 5 日 ～ 令 和 6 年 12 月 4 日 (再任)
	令 和 6 年 12 月 5 日 ～ 令 和 10 年 12 月 4 日 (再任)
渡久山 ひろみ	平 成 30 年 12 月 5 日 ～ 令 和 4 年 12 月 4 日 (任期満了)
下 地 一 美	令 和 1 年 12 月 24 日 ～ 令 和 5 年 12 月 23 日 (任期満了)
新 城 久 恵	令 和 2 年 6 月 29 日 ～ 令 和 3 年 12 月 4 日 (任期満了)
前 泊 直 子	◇ 令 和 3 年 12 月 5 日 ～ 令 和 7 年 12 月 4 日 (任期満了)
平 良 智 枝子	◇ 令 和 4 年 12 月 5 日 ～ 令 和 8 年 12 月 4 日
根 間 玄 隆	令 和 5 年 12 月 24 日 ～ 令 和 7 年 6 月 10 日 (辞職)
東風平 恭 子	令 和 7 年 7 月 7 日 ～ 令 和 9 年 12 月 23 日
比 嘉 豊 樹	令 和 7 年 12 月 5 日 ～ 令 和 11 年 12 月 4 日

4. 歴代教育長

氏 名	期 間
久 貝 勝 盛	平 成 17 年 10 月 1 日 ～ 平 成 17 年 12 月 4 日 (暫定教育委員)
	平 成 17 年 12 月 5 日 ～ 平 成 19 年 12 月 4 日 (任期満了)
下 地 恵 吉	平 成 19 年 12 月 5 日 ～ 平 成 22 年 2 月 28 日 (辞職)
川 上 哲 也	平 成 22 年 3 月 2 日 ～ 平 成 23 年 12 月 4 日 (任期満了)
川 満 弘 志	平 成 23 年 12 月 5 日 ～ 平 成 26 年 2 月 28 日 (辞職)
宮 國 博	平 成 26 年 3 月 1 日 ～ 平 成 28 年 3 月 31 日
	平 成 28 年 4 月 1 日 ～ 平 成 31 年 3 月 31 日 (新制度移行)
	平 成 31 年 4 月 1 日 ～ 令 和 3 年 1 月 24 日 (再任)(辞職)
大 城 裕 子	令 和 3 年 2 月 12 日 ～ 令 和 4 年 3 月 31 日
	令 和 4 年 4 月 1 日 ～ 令 和 6 年 12 月 31 日 (再任)(辞職)
宮 城 克 典	令 和 7 年 7 月 7 日 ～ 令 和 10 年 7 月 6 日

資料編

【学校・教育機関】

1. 令和8年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師配置一覧

小学校

2026年4月1日～2027年3月31日

学校名	科目	氏名	勤務先	学校名	科目	氏名	勤務先	学校名	科目	氏名	勤務先
平良第一小学校	内科医	宮城 博子	みやぎM s , クリニック	久松小学校	内科医	安谷屋 正明	自宅会員	城辺中央クリニック	内科医	下地 晃	城辺中央クリニック
	内科医	安谷屋 正明	自宅会員		歯科医	吉田 司	あだん歯科クリニック		歯科医	平良 博也	たいら歯科クリニック
	歯科医	平良 和枝	K A Z U デンタルクリニック		薬剤師	大槻 広明	ふく薬局		薬剤師	上里 雅江	コジヤ薬局 市場前店
	歯科医	本永 昌代	宮古島デンタルオフィス	鏡原小学校	内科医	下地 陽一	城辺中央クリニック	福嶺小学校	内科医	池村 栄作	いけむら外科
北小学校	薬剤師	前里 由紀子	コジヤ薬局 市場前店		歯科医	方 肇靖	永和歯科医院		歯科医	下地 森夫	もりお歯科
	内科医	岸本 邦弘	きしもと内科医院		薬剤師	砂川 裕美子	宮古島リハビリ温泉病院		薬剤師	上里 雅江	コジヤ薬局 市場前店
	歯科医	小椋 清美	おろく歯科	西辺小学校	内科医	池村 栄作	いけむら外科	砂川小学校	内科医	池村 栄作	いけむら外科
	薬剤師	本田 卓也	そえどう薬局		歯科医	真喜屋 建	サンデンタルクリニック		歯科医	方 肇靖	永和歯科医院
南小学校	内科医	砂川 明雄	自宅会員		薬剤師	上里 雅江	コジヤ薬局 市場前店		薬剤師	三好 鮎子	病院前薬局
	内科医	安谷屋 正明	自宅会員	狩俣小学校	内科医	中村 献	中村胃腸科内科	下地小学校	内科医	打出 啓二	下地診療所
	歯科医	羽地 都映	羽地歯科口腔外科医院		歯科医	岡村 英人	岡村歯科医院		歯科医	波平 真樹	下地中央歯科医院
	歯科医	池田 吾歌子	ともくndenタルクリニック		薬剤師	大槻 広明	ふく薬局	上野小学校	薬剤師	下地 厚子	むつみ薬局
東小学校	薬剤師	小松 沙織	アイン薬局 よこだけ店	池間小中学校	内科医	下地 輝子	下地眼科医院		内科医	宮里 不二雄	自宅会員
	内科医	池村 幸	いけむら小児科		歯科医	大城 智	佐良浜歯科医院		歯科医	方 肇靖	永和歯科医院
	歯科医	小椋 清美	おろく歯科		薬剤師	本田 卓也	そえどう薬局	伊良部島小中学校	薬剤師	前里 由紀子	コジヤ薬局 市場前店
	歯科医	平良 博也	たいら歯科クリニック	西城小学校	内科医	下地 晃	城辺中央クリニック		内科医	安谷屋 正明	自宅会員
	薬剤師	上川畑 剛	病院前薬局		歯科医	岡村 英人	岡村歯科医院		歯科医	波平 篤樹	伊良部中央歯科医院
					薬剤師	砂川 裕美子	宮古島リハビリ温泉病院		薬剤師	小松 沙織	アイン薬局 よこだけ店

※幼稚園は小学校と兼務する

中学校

2026年4月1日～2027年3月31日

学校名	科目	校医名	医療機関名称
平良中学校	内科医	奥平 忠寛	奥平産婦人科医院
	内科医	泰川 恵吾	ドクターゴゴン診療所
	歯科医	真喜屋 建	サンデンタルクリニック
	歯科医	我如古 充	がねこ歯科クリニック
北中学校	薬剤師	前里 由紀子	コジヤ薬局 市場前店
	内科医	木場 藤太	Hirara生活習慣病クリニック
	内科医	竹井 太	うむやすみやあす・ん診療所
	歯科医	松原 正明	松原歯科医院
久松中学校	歯科医	本永 昌代	宮古島デンタルオフィス
	薬剤師	大槻 広明	ふく薬局
	内科医	稲村 達哉	稲村耳鼻咽喉科
	歯科医	池田 吾歌子	ともくndenタルクリニック
鏡原中学校	薬剤師	大槻 広明	ふく薬局
	内科医	岸本 邦弘	きしもと内科医院
	歯科医	本永 昌代	宮古島デンタルオフィス
	薬剤師	砂川 裕美子	宮古島リハビリ温泉病院

学校名	科目	校医名	医療機関名称
西辺中学校	内科医	池村 栄作	いけむら外科
	歯科医	真喜屋 建	サンデンタルクリニック
	薬剤師	上里 雅江	コジヤ薬局 市場前店
	内科医	中村 献	中村胃腸科内科
狩俣中学校	歯科医	我如古 充	がねこ歯科クリニック
	薬剤師	大槻 広明	ふく薬局
	内科医	下地 晃	城辺中央クリニック
	歯科医	砂川 貴	すながわ歯科クリニック
下地中学校	薬剤師	砂川 裕美子	宮古島リハビリ温泉病院
	内科医	打出 啓二	下地診療所
	歯科医	波平 真樹	下地中央歯科医院
	薬剤師	下地 厚子	むつみ薬局
上野中学校	内科医	宮里 不二雄	自宅会員
	歯科医	松原 正明	松原歯科医院
	薬剤師	池村 有佳子	自宅会員

2. 令和8年度宮古島市立小学校・中学校・幼稚園一覧

【小学校】

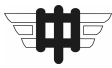
令和8年4月1日現在

	学校名	所在地	電話／FAX番号	教育目標	校長	教頭
1	平良第一小学校 	〒906-0013 宮古島市平良字 下里1141	72-3030／72-0708	可能性をひらき・のぼす ～一人一人に、それぞれの可能性～	砂川 誠	平良 美和子
2	北小学校 	〒906-0012 宮古島市平良字 西里217	72-3025／72-1002	○ ともに学び合う子 ○ 思いやりのある子 ○ 健康で明るい子	呉屋 武志	近藤 崇士
3	南小学校 	〒906-0013 宮古島市平良字 下里1068	72-0223／72-6007	「自ら学び 心豊かで たくましい子」の育成	天久 康	友利 美雪
4	東小学校 	〒906-0007 宮古島市平良字 東仲宗根698	73-0919／73-1611	「気付き・伝え・活かせる児童の育成」	村吉 博勝	池間 学
5	久松小学校 	〒906-0015 宮古島市平良字 久貝933	72-3246／72-3250	○ よく考え進んで学ぶ子（かしこく） ○ 思いやりの心を持ち助け合う子（やさしく） ○ 健康でたくましい子（たくましく）	上田 達大	幸地 直也
6	鏡原小学校 	〒906-0013 宮古島市平良字 下里3107-2	72-3146／72-6687	「夢や目標を持ち何事にも挑戦し自他を大切にでき ふるさとを愛することができる子の育成」	名城 歩	上里 祐樹
7	西辺小学校 	〒906-0005 宮古島市平良字 西原1081	72-2114／72-2135	よく考えて 判断し 行動する子ども	與那覇 正人	田場 秀樹
8	狩俣小学校 	〒906-0002 宮古島市平良字 狩俣1242	72-5151／72-5100	○自らすすんで学ぶ子ども ○思いやりのある広い心の子ども ○健康で明るくたくましい子ども	喜屋武 真史	平良 優
9	池間小中学校 	〒906-0421 宮古島市平良字 池間903	75-2013／75-2330	○気づく ○伝える ○活かす	福原 保	下地 豊
10	西城小学校 	〒906-0106 宮古島市城辺字 西里添1048	77-4102／77-4114	自分の考えをもち、思いを表現できる子どもの育成	亀川 はるみ	上原 学
11	城辺小学校 	〒906-0103 宮古島市城辺字 福里878	77-4103／77-4129	小規模の良さと課題を明確にした特色ある教育活動 の推進 「元気・夢・あいさつ・花いっぱい」の城辺小	上間 幹夫	仲地 勝
12	福嶺小学校 	〒906-0102 宮古島市城辺字 新城448	77-4105／77-4127	自ら学び、考え、行動し、思いやりの心を持った、 健康でねばり強い子の育成	高里 慎一郎	

学校名	所在地	電話／FAX番号	教育目標	校 長	教 頭
13 砂川小学校 	〒906-0108 宮古島市城辺字 砂川605	77-4106／77-4130	○ 進んで学ぶ子（知） ○ 心豊かな子（徳） ○ たくましい子（体）	砂川 栄作	湧川 博美
14 下地小学校 	〒906-0303 宮古島市下地字 洲鎌305	76-6008／76-6953	創造性に溢れた心豊かでたくましく生きる児童の 育成	下地 美和子	砂川 秀貴
15 上野小学校 	〒906-0201 宮古島市上野字 野原734-2	76-6906／76-6701	○ 自ら学びよく考える子 ○ 思いやりのある心豊かな子 ○ 健康でたくましい子	與那覇 綾子	根間 貴士
16 伊良部島小学校 	〒906-0502 宮古島市伊良部字 池間添1720	78-4570／78-4566	ふるさとに誇りを持ち 世界へはばたく いらぶの子 ー賢い子(知) 優しい子(徳) 逞しい子(体)ー	佐久本 聡	下地 美保代

【中学校】

令和8年4月1日現在

学校名	所在地	電話／FAX番号	教育目標	校 長	教 頭
1 平良中学校 	〒906-0012 宮古島市平良字 西里724	72-2227／72-2127	凡事に至誠を貫き 可能性を伸ばす生徒	狩俣 典昭	座間味 浩二
2 北中学校 	〒906-0006 宮古島市平良字 西仲宗根500	72-9737／73-5732	自ら学び、思いやりに溢れ、心身共に逞しい生徒	前川 和昭	大城 司
3 久松中学校 	〒906-0015 宮古島市平良字 久貝932	72-3247／72-2100	心身共に健康で、主体的に学び、自己実現を目指す 生徒の育成	山城 高雄	富山 仁志
4 鏡原中学校 	〒906-0013 宮古島市平良字 下里3107-3	72-3147／72-3117	○ よりよく考える生徒 （豊かな感性を持ち、思いやりのある生徒） ○ すずんで学ぶ生徒 （目標を持ち、自主的に学ぶ生徒） ○ 粘り強く逞しい生徒 （強い意志と体を持ち、実践する生徒）	濱川 泰成	野原 太
5 西辺中学校 	〒906-0005 宮古島市平良字 西原1138	72-4047／72-4049	自ら学び 心身ともに健やかで 思いやりのある生 徒の育成	与那覇 周作	友利 芳江
6 狩俣中学校 	〒906-0002 宮古島市平良字 狩俣4337	72-5203／72-5705	「豊かな知性と品性を持ちたくましく生きる生徒」 の育成	平良 吉嗣	仲間 智
7 城東中学校 	〒906-0106 宮古島市城辺字 西里添1080番地	77-4702／77-4738	自らに誇りを持ち 確かな知性で未来を切り拓く生 徒	新崎 慶	金城 さやか
8 下地中学校 	〒906-0303 宮古島市下地字 洲鎌250	76-6509／76-3153	○ 豊かな心を持つ生徒 ○ 自ら学ぶ意欲を持つ生徒 ○ 健康でねばり強い生徒	崎山 用彰	仲間 敦
9 上野中学校 	〒906-0202 宮古島市上野字 新里356-1	76-6402／76-6417	自ら学び、心身を磨き、博愛を大切にする生徒の育 成	砂川 泰範	寺澤 与聖夫

学校名		所在地	電話／FAX番号	教育目標	校 長	教 頭
10	伊良部島中学校 	〒906-0502 宮古島市伊良部字 池間添1720	78-4570／78-4566	ふるさとに誇りを持ち 世界へはばたく いらぶの 子 －賢い子(知) 優しい子(徳) 逞しい子(体)－	佐久本 聡	塩川 勝彦

※池間小中学校は、小学校の欄に記載

【幼稚園】

令和8年4月1日現在

幼稚園名		所在地	電話／FAX番号	園 長	備 考
1	平一幼稚園	〒906-0013 宮古島市平良字下里1141	72-3884 (FAX兼用)	砂川 誠	
2	北幼稚園	〒906-0012 宮古島市平良字西里217	72-4261／72-4270	呉屋 武志	
3	南幼稚園	〒906-0013 宮古島市平良字下里1068	73-1545 (FAX兼用)	天久 康	
4	東幼稚園	〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根698	73-2146 (FAX兼用)	村吉 博勝	
5	久松幼稚園	〒906-0015 宮古島市平良字久貝933	72-8891 (FAX兼用)	上田 達大	
6	鏡原幼稚園	〒906-0013 宮古島市平良字下里3107-2	72-0196 (FAX兼用)	名城 歩	
7	西辺幼稚園	〒906-0005 宮古島市平良字西原1081			休 園
8	狩俣幼稚園	〒906-0002 宮古島市平良字狩俣1242			休 園
9	池間幼稚園	〒906-0421 宮古島市平良字池間903			休 園
10	西城幼稚園	〒906-0106 宮古島市城辺字西里添1047	77-4502 (FAX兼用)	亀川 はるみ	
11	城辺幼稚園	〒906-0103 宮古島市城辺字福里878-1			閉 園
12	福嶺幼稚園	〒906-0101 宮古島市城辺字新城448			閉 園
13	佐良浜幼稚園	〒906-0501 宮古島市伊良部字前里添715			閉 園

3. 令和8年度児童・生徒・園児数

(1) 宮古島市立小学校児童数

令和8年5月1日現在

学校名	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計	
	児童数	特別支援学級	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平良第一小学校	49	44	25	47	27	57	49	47	55	37	42	44	247	276
	3	0	2	2	6	2	3	1	4	0	5	2	23	7
	96		76		92		100		96		93		553	
北小学校	23	29	18	19	21	22	27	28	27	31	23	19	139	148
	1	0	2	0	5	1	3	0	4	0	3	0	18	1
	53		39		49		58		62		45		306	
南小学校	29	35	37	32	35	43	49	24	26	41	51	38	227	213
	2	1	3	2	6	3	5	1	3	0	3	0	22	7
	67		74		87		79		70		92		469	
東小学校	29	27	46	30	44	45	36	39	46	39	41	34	242	214
	2	0	2	0	0	4	3	2	3	0	5	3	15	9
	58		78		93		80		88		83		480	
久松小学校	22	25	21	25	28	22	25	16	28	26	21	31	145	145
	1	1	0	1	2	0	1	0	4	1	1	0	9	3
	49		47		52		42		59		53		302	
鏡原小学校	16	15	16	20	20	10	18	15	16	28	14	18	100	106
	0	0	0	0	0	1	3	0	1	2	0	0	4	3
	31		36		31		36		47		32		213	
西辺小学校	5	7	6	4	5	7	1	4	5	6	6	3	28	31
	1	0	0	0	1	1	0	0	2	0	2	0	6	1
	13		10		14		5		13		11		66	
狩俣小学校	0	1	1	1	0	1	3	2	2	2	0	1	6	8
	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3	0
	1		3		2		5		5		1		17	
池間小学校	1	1	1	1	0	0	0	1	1	2	2	3	5	8
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2		2		0		1		3		5		13	
西城小学校	6	4	5	5	6	4	6	5	11	4	8	5	42	27
	0	0	0	0	1	1	2	0	2	0	1	0	6	1
	10		10		12		13		17		14		76	
城辺小学校	5	4	3	5	3	2	8	4	3	6	9	5	31	26
	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	4	0
	10		8		6		12		11		14		61	
福嶺小学校	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	4	1
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	0		1		1		2		0		2		6	
砂川小学校	4	1	6	7	9	8	4	6	8	4	5	4	36	30
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	5		13		17		10		12		10		67	
下地小学校	17	4	13	12	6	14	12	16	19	21	11	14	78	81
	1	0	1	1	0	0	1	1	0	2	4	1	7	5
	22		27		20		30		42		30		171	
上野小学校	11	18	24	20	11	16	9	18	17	14	16	23	88	109
	1	0	1	2	2	1	4	1	0	0	2	1	10	5
	30		47		30		32		31		42		212	
伊良部島小学校	15	10	14	8	9	9	11	17	18	16	19	14	86	74
	1	0	4	0	1	0	4	0	0	1	4	1	14	2
	26		26		19		32		35		38		176	
合 計	232	225	237	236	225	260	259	243	282	277	269	256	1504	1497
	14	2	16	8	26	14	29	6	26	6	30	10	141	46
	473		497		525		537		591		565		3188	

(2) 宮古島市立中学校生徒数

令和8年5月1日現在

学校名	1 年		2 年		3 年		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
平良中学校	78	93	96	85	78	82	252	260
	4	2	11	5	2	0	17	7
	177		197		162		536	
北中学校	53	54	50	51	50	62	153	167
	0	0	5	1	11	0	16	1
	107		107		123		337	
久松中学校	29	28	13	24	21	23	63	75
	0	0	1	2	2	2	3	4
	57		40		48		145	
鏡原中学校	25	12	16	25	18	20	59	57
	0	0	0	0	2	0	2	0
	37		41		40		118	
西辺中学校	9	6	5	7	11	9	25	22
	1	0	0	0	1	0	2	0
	16		12		21		49	
狩俣中学校	0	0	0	2	0	4	0	6
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0		2		4		6	
池間中学校	2	2	0	0	1	1	3	3
	0	0	0	0	0	0	0	0
	4		0		2		6	
城東中学校	18	18	16	14	20	16	54	48
	1	0	1	2	2	0	4	2
	37		33		38		108	
下地中学校	21	22	13	22	24	21	58	65
	0	0	1	0	1	1	2	1
	43		36		47		126	
上野中学校	19	12	11	13	20	13	50	38
	0	0	1	0	0	0	1	0
	31		25		33		89	
伊良部島中学校	12	17	21	15	23	18	56	50
	0	1	2	1	3	0	5	2
	30		39		44		113	
合 計	266	264	241	258	266	269	773	791
	6	3	22	11	24	3	52	17
	539		532		562		1633	

(3) 宮古島市立幼稚園園児数

令和8年5月1日現在

幼稚園名	利用定員	クラス数	4 歳	5 歳	合計	預かり 保育
平一幼稚園	105	2		37	37	34
北幼稚園	70	1		17	17	16
南幼稚園	140	1		20	20	20
東幼稚園	105	2		32	32	25
久松幼稚園	70	1		12	12	10
鏡原幼稚園	100	1	6	8	14	12
西城幼稚園	35	1	1	6	7	6
西辺幼稚園	25	休園				
狩俣幼稚園	25		休園			
池間幼稚園	25					
福嶺幼稚園	閉園					
城辺幼稚園						
佐良浜幼稚園						
合 計						

4. 宮古島市立学校施設

(1) 小学校の敷地及び施設面積

令和8年5月現在

事 項 小学校名		児童・学級数 (人・クラス)		校舎敷地面積 (㎡)		運動場面積 (㎡)		校 舎 (R C 造) (㎡)				屋内運動場 (㎡)			水泳プール (㎡)		
		児童数	学級数	保有面積	借用面積	保有面積	借用面積	必要面積	保有面積	保有率	整備資格	必要面積	保有面積	保有率		水面面積	
1	平良第一	553	23	19,156				7,113		6,872	5,683	82.7	1,189	1,215	1,049	86.3	400
2	北	306	15	7,465				8,035		4,899	4,922	100.5		919	900	97.9	400
3	南	469	21	11,348				9,800		5,469	5,524	101.0		1,215	1,049	86.3	400
4	東	480	21	17,954				9,289		6,246	5,229	83.7	1,017	1,215	919	75.6	400
5	久 松	302	15	18,805				7,539		4,217	2,611	61.9	1,606	919	919	100.0	
6	鏡 原	213	10	10,139				5,785		3,276	2,501	76.3	775	894	572	64.0	413
7	西 辺	66	8	7,763				6,924		2,424	2,092	86.3	332	894	797	89.1	
8	狩 俣	17	4	7,147				6,567		1,875	1,703	90.8	172	894	584	65.3	400
9	池 間	13	3	7,208				6,900		1,216	853	70.1	363	894			400
10	西 城	76	8	10,586				5,500		2,804	2,680	95.6	124	894	894	100.0	400
11	砂 川	67	7	8,000				4,950		2,256	2,143	95.0	113	894	894	100.0	400
12	城 辺	61	7	7,653				6,300		2,256	2,650	117.5		894	894	100.0	410
13	福 嶺	6	3	14,975				12,696		1,494	1,855	124.2		894	864	96.6	400
14	下 地	171	10	6,488				9,675		3,368	2,931	87.0	437	919	919	100.0	400
15	上 野	212	11	12,801				7,071		3,816	2,936	76.9	880	919	919	100.0	400
16	伊良部島	176	9	28,258				16,000		3,554	3,635	102.3	915	894	915	102.3	
計		3,188	175	195,746				130,144		56,042	49,948	89.1	7,923	15,367	13,088	85.2	5,223

(2) 中学校の敷地及び施設面積

令和8年5月現在

事 項 中学校名	生徒・学級数 (人・クラス)		校舎敷地面積 (㎡)		運動場面積 (㎡)		校 舎 (R C 造) (㎡)				屋内運動場 (㎡)			武道場 (㎡)	水泳プール (㎡)
	生徒数	学級数	保有面積	借用面積	保有面積	借用面積	必要面積	保有面積	保有率	整備資格	必要面積	保有面積	保有率	保有面積	水面面積
1 平 良	536	20	17,767		8,540			6,305	4,716	74.8	1,589	1,476	77.1	350	400
2 北	337	14	18,898		11,564			5,235	5,905	112.8		1,138	129.7	450	400
3 久 松	145	8	10,054		8,425			3,517	2,472	70.3	1,045	830	72.9		400
4 鏡 原	118	7	9,045		9,996			2,662	1,969	74.0	693	1,138	100.0		
5 西 辺	49	4	9,543		14,269			2,318	2,242	96.7	76	1,138	900		
6 狩 俣	6	1	14,343		19,185			1,499	1,922	128.2		1,138	100.0		400
7 池 間	6	1	6,046		300			848	1,162	137.0		598	52.5		
8 下 地	126	7	11,397		14,928			2,888	2,744	95.0	144	1,138	99.8	350	
9 上 野	89	4	8,960		15,651			2,561	2,671	104.3		1,138	72.9	350	
10 伊良部島	113	7						2,318	2,486	107.2		1,138	102.1	265	
11 城 東	108	7	13,500		18,661			2,662	2,859	107.4		1,138	72.9		
計	1,633	80	119,553		121,519			32,813	31,148	1,108	3,547	12,856	959	1,765	1,600
小・中 計	4,821	255	315,299		251,663			88,855	81,096	91.3	11,470	28,223	86.0	2,492	6,823

(3) 幼稚園の敷地及び施設面積

令和8年5月現在

園 名	事 項	生徒・学級数 (人・クラス)		校舎敷地面積 (㎡)		運動場面積 (㎡)		校 舎 (R C 造) (㎡)			屋内運動場 (㎡)			水泳プール (㎡)	
		児童数	学級数	保有面積	借用面積	保有面積	借用面積	必要面積	保有面積	保有率	整備資格	必要面積	保有面積	保有率	水面積
1	平 一	37	2	1,885				439	407	92.7	32				
2	北	17	1	1,421				395	400	101.3					
3	南	20	1	812				395	525	132.9					
4	東	32	2	1,898				307	411	133.9					
5	久 松	12	1	787				395	360	91.1	35				
6	鏡 原	14	1					604	420	69.5	184				
7	西 辺			587				604	200	33.1	404				
8	池 間			1,329					196						
9	西 城	7	1					604	334	55.3	270				
10	城 辺								397						
11	福 嶺								223						
計		139	9	8,719				3,743	3,873	709.8	925				

第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）

（令和4年度～令和8年度）

宮古島市教育委員会

令和4年4月

はじめに

現在社会においては、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化し、その技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れた Society 5.0時代が到来しつつあります。「超スマート社会」と名付けられた Society 5.0はサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会とされています。また、社会の在り方もこれまでとは「非連続性」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつあります。

このような急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

宮古島市は、時代の潮流や国の教育の動向を鑑み、教育基本理念として、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性、創造性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を掲げ、本市の教育振興・発展を目指し3つの柱で教育目標を示し、さらに「超スマート社会（Society 5.0）を心豊かでたくましく生きる主体性、創造性、国際性に溢れた明るい子」を目指す子ども像（はぐくみたい資質・能力）として定めました。

一方、本市の課題に目を向けると、ライフスタイルの多様化等に伴う地域社会における人間関係の希薄化、旧町村部等から中心市街地への人口流出による小規模校の増加、特別な支援を要する児童生徒や福祉の支援を要する家庭の増加など、様々な要因が複雑に絡んだ諸課題があります。また、市民の学習ニーズに対応した生涯学習の振興、社会教育関連施設の整理・充実、地域文化の保存・継承、環境保全など、新しい課題もあります。

そこで、宮古島市教育委員会は、国や県の教育振興基本計画等を参酌しながら、地域社会、市民、教育機関の要請・課題に応えるとともに、本市の教育目標の実現ならびに教育振興・発展を期するため、本第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）を策定しました。

本計画に基づき、宮古島市の教育の充実・発展に邁進して参りますので、今後とも市民の皆様のご理解とご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

宮古島市教育委員会

目 次

第1章	計画策定の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
第2章	教育の目標	2
1	基本理念	2
2	教育の目標	2
3	宮古島市の子ども像（はぐくみたい豊かな心・資質・能力）	3
第3章	宮古島市の教育の現状と課題	4
第4章	各課の施策	5
第1節	学校教育	5
1	基本方針	5
2	確かな学力の向上の推進	6
3	豊かな心を育む教育の推進	7
4	健やかな体の育成を図る教育の推進	8
5	地域と共にある学校づくりの推進	9
6	教職員の資質・能力の向上	10
7	課題を抱える児童生徒の社会自立に向けた支援体制の充実	10
8	共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育の推進	11
第2節	社会教育	13
1	基本方針	13
2	社会教育の推進と生涯学習の振興	13
3	青少年健全育成	14
4	市立図書館活用の推進	14
第3節	スポーツ振興	16
1	基本方針	16
2	生涯スポーツの推進	16
3	競技スポーツの充実	16
第4節	文化振興	18
1	基本方針	18
2	文化活動の充実強化	18
3	文化財の保存と活用	19

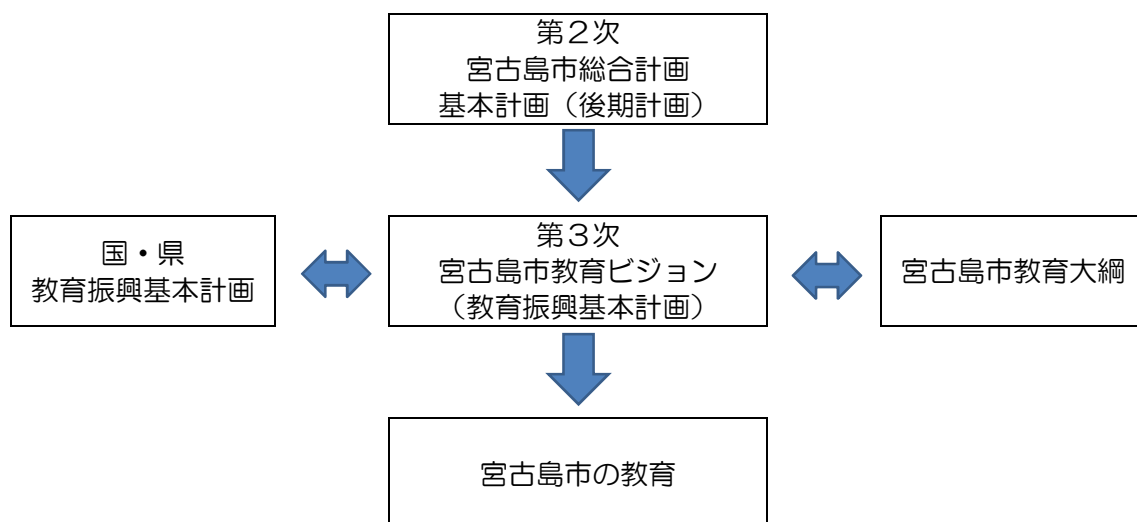
4 博物館活動の推進.....	20
第5節 教育行政の充実・強化	21
1 基本方針	21
2 教育委員会の活性化	21
3 組織・体制の見直し	22
各分野の目標値	23
資料編.....	26
資料編1 宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）について（諮問）	26
資料編2 宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）について（答申）	27
資料編3 宮古島市教育ビジョン検討委員会規則	28
資料編4 宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）検討委員会名簿.....	30

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

宮古島市教育委員会は、平成29年度に策定した「第2次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）（平成29年度～平成33年度）」、平成30年度に策定した「宮古島市教育大綱（平成30年度～平成33年度）」において、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで創造性・社会性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念として教育施策に取り組んできたところです。

宮古島市は令和4年3月に「第2次宮古島市総合計画（平成29年度～平成38年度）基本計画（後期計画）」を策定しました。そこで、宮古島市教育委員会は、基本計画との整合性を図り、第2次宮古島市教育ビジョンの検証を行うとともに、本市教育行政の更なる発展に取り組むことを目的に「第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）（令和4年度～令和8年度）」を策定します。



2 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第2章 教育の目標

1 基本理念

第2次宮古島市総合計画では、島づくりの基本理念として「心かよう夢と希望に満ちた島宮古～みんなで創る 結いの島～」を掲げ、6つの基本目標を設定しています。その中で教育・文化については、「子どもたちが笑顔にあふれ活力と郷土愛に満ちた宮古」として設定されています。

第2次宮古島市総合計画における島づくりの基本理念や基本目標、宮古島市教育大綱、沖縄県教育振興計画の基本理念を参酌し、第3次教育ビジョン（令和4年度～令和8年度）では、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性、創造性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念として教育の振興を図ります。

2 教育の目標

宮古島市教育委員会では、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性、創造性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念とし、次に挙げる3つの目標を柱として実現に向け取り組みます。

- 学校・家庭・地域が一体となり、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい人材を育成する。
- 「確かな学力」をはぐくみ、宮古島の未来の担い手として時代に対応できる主体性・創造性・国際性に溢れる人材を育成する。
- 市民の学習ニーズの多様化・高度化に応える生涯学習の実現を目指す。

3 宮古島市の子ども像（はぐくみたい豊かな心・資質・能力）

宮古島市の教育の基本理念や教育目標を踏まえ、『宮古の自然や文化に誇りを持ち、超スマート社会（Society 5.0）を心豊かにたくましく生きる主体性、創造性、国際性に溢れた明るい子』を目指す子ども像として、以下の資質・能力等の育成に取り組みます。

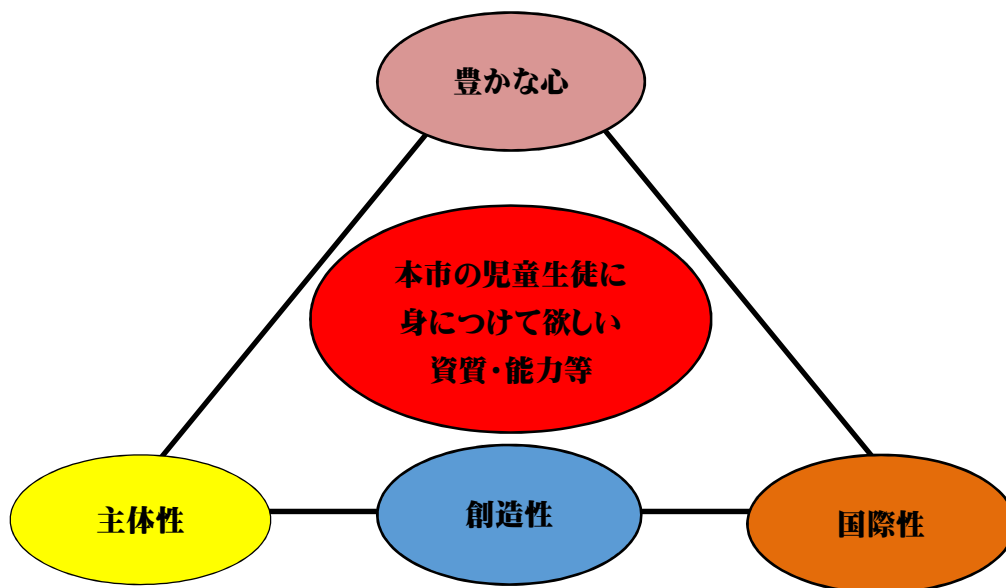
宮古島市の子ども像（はぐくみたい豊かな心・資質・能力）

<豊かな心>

- 自己肯定感・自己有用感、生命を尊重する心、自他を思いやる心、郷土を愛し、郷土の自然や美しいものに感動する心、正義感、公正さを重んずる心など

<資質・能力>

- 主体性の要素（自ら考え判断・決断する力、責任感をもって実行する力等）
- 創造性の要素（感性、直感力、柔軟性、表現力、想像力等）
- 国際性の要素（コミュニケーション力、異文化理解・協調・共生等）



第3章 宮古島の教育の現状と課題

グローバル化は我々の社会に多様性をもたらし、また、急速な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつあります。こうした社会的変化の影響が、身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、教育の在り方も新たな事態に直面していることは明らかです。

本市においては、少子化に伴う小規模校の増加、特別な支援を要する児童生徒や貧困・ヤングケアラー、福祉的支援を要する児童生徒の増加など、学校教育だけでは解決できない課題が山積しています。

幼児教育については、社会状況の変化等により生活体験、自然体験など、直接体験が不足し、語彙数や基本的な技能等が身につけていない状況などの課題があり、これらの状況の改善を図っていくことが必要です。また、今後予想される変化の激しい社会を生き抜く力の育成のため、幼児期から児童期への子どもの発達や学びの連続性を保障し、教育の質を高めていくことが求められており、接続期のカリキュラムの作成、幼児教育施設及び小学校との交流等の充実に向け、積極的に取り組んでいくことが重要です。

小中学校においては、学力向上は継続的かつ最重要課題であり、これまで全国学力学習状況調査の平均正答率など数値で示すことができるものを指標に、取り組みの成果を検証してきました。しかしながら、社会の変化の加速度が増し、複雑で予測困難な時代に立ち向かうため求められる資質・能力として、数値で表しにくい非認知能力の重要性も問われています。そのため、子ども達にこれらの能力を育ていけるよう、確かな学力の育成を目指すとともに、本市の将来を担っていく子ども達に必要な主体性、創造性、国際性等の資質・能力の育成に向けて取り組むことが重要です。

社会教育においては、市民の生活様式や価値観が多様化する中で、生涯学習への需要も多様化・高度化してきており、市民一人ひとりが生き生きと輝く社会の実現を目指して、充実した生涯学習環境の構築が求められています。

宮古島市は、スポーツアイランドとして健康な島づくりを目指し、その基礎となる市民スポーツの振興に取り組んでおり、市の体育施設利用状況も増加しています。今後も市長部局やスポーツ関係団体との連携を密にし、生涯スポーツ推進体制の整備や施設の充実を図ることで、市民の健康増進に寄与することが求められています。

第4章 各課の施策

第1節 学校教育

1 基本方針

たくましい身体をもち、高い知性と徳性を身につけ、広い視野と豊かな想像力を有する人間性豊かな幼児児童生徒の育成を目指します。

学校教育においては、予測困難な時代の到来や社会の急激な変化に対応するため、大きな変革期を迎えています。平成29年4月に告示された新学習指導要領において、目標や内容、方法が示され、幼稚園では令和元年、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面実施されました。「より良い学校教育を通じてより良い社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育む理念のもと、「社会に開かれた教育課程の実現」が求められています。

離島県である沖縄、宮古島においては、これまでも幾多の困難な時代を乗り越え、島を発展させてきた歴史的な経験があります。その経験の中から生まれた「命どう宝」「ユイマール」「アララガマ」「博愛の心」といった教訓や精神性は、先人達からさまざまな場面で伝えられ、大切にされてきました。今後、予測困難とされる時代においても、伝えられてきた教訓や精神性は島で育つ子ども達に身につけてほしい普遍的な力として大切にしながら、地域や学校の教育活動を推進します。

本市の学校教育の方向性として、国や県の示す指針及び第2次宮古島市総合計画の施策等を参酌し、求められる教育課題について本市の学校現場の状況を踏まえて、時代性、地域性、課題性を持って、「確かな学力の向上の推進」「豊かな心を育む教育の推進」「健やかな体の育成を図る教育の推進」「地域と共にある学校づくりの推進」「教職員の資質・能力の向上」「課題を抱える児童生徒の社会的自立に向けた支援体制の充実」「共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育の推進」の7つの課題について重点施策の推進に取り組みます。

(1) めざす子どものすがた

- ① どのような局面でも自他の生命を大切にし、行動できる子ども
(命どう宝：身を守る力、自他を大切にする力)
- ② 困難なことにも、逞しい身体と粘り強さをもって乗り越える子ども
(アララガマ：粘り強い力、忍耐力)
- ③ 生活の中で課題を持ち、仲間と協働的に学び課題解決できる子ども
(ユイマール：共に助け合う力、協働する力、共生する力)
- ④ 異質な文化や多様性を認め、豊かな感性と創造力を有する人間性豊かな子ども
(博愛の心：異質な他者を認める力、多様性を受け入れる力)

(2) めざす学校のすがた

- ① こどもを主体とした安全、安心して楽しく通える学校
- ② 学びやすい環境を整え、豊かでうるおいのある学校
- ③ 地域、保護者と課題を共有し、連携・協働する学校

(3) めざす先生のすがた

- ① 明るく健康で感性豊かな先生
- ② 広い視野をもち、子どもに寄り添う先生
- ③ 自ら学び続け、主体性と創造性を持った先生

2 確かな学力の向上の推進

現状と課題

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領が全面実施され、一人ひとりの子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる資質・能力を育成することが求められています。

本市においては、幼児教育と小学校教育の円滑な接続が重要な課題です。そのため、幼児期から児童期への子どもの発達や学びの連続性を保障し、教育の質を高めていくことを目指し、接続期のカリキュラムの作成、幼児教育施設と小学校の交流の充実等に積極的に取り組んでいくことが必要です。各園等において、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を踏まえ指導の充実を図ろうとする意欲の高まりを維持しつつ、さらに、園全体で日々の指導のねらいを共通理解し、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながらねらいの達成に向かうように指導体制を確立し、組織的・計画的な保育実践の一層の充実を図り、小学校へつないでいくことが求められています。

小中学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけ、授業の改善に取り組む学校が増加しましたが、一部の教員には知識・技能の習得に重きを置き、「教師主導」の授業実践から脱却できない状況も見られます。全国学力学習状況調査では、児童生徒の「言語能力」、「思考・判断・表現」「学び方」などに落ち込みが見られることから、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけ、授業改善に一層取り組んでいくことが必要です。また、学校が抱える課題も複雑化・困難化しているため、学校と社会が連携し、「社会に開かれた教育課程」を目指した学校教育の改善・充実を生み出す「カリキュラムマネジメント」の実現を目指す必要があります。さらには、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を目指すべく、GIGA スクール構想の推進、キャリア教育の推進等が求められています。

GIGA スクール構想については、令和3年度から本格実施し、授業における ICT 機器活用

をさらに推進します。しかし、使うことが目的化しないように、構想実現が教職員にとっては授業改善、児童生徒にとっては学習の基盤となる情報活用能力の育成につながるよう留意することが重要です。

重点施策

- (1) 学校・地域の特色を活かした魅力ある学校づくりによる幼児児童生徒の資質・能力の育成
 - 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進に取り組みます。
 - 学校グランドデザインによる、教育課程の改善・充実を目指した教科横断的な「カリキュラムマネジメント」による学校改善の推進に取り組みます。
- (2) 保幼小協働でのカリキュラム作成によるスムーズな幼小接続及び幼児教育の推進
 - 保幼小連携プロジェクト及び保幼小エリア連絡会による円滑な幼小接続の推進に取り組みます。
 - 幼児教育施設での公開保育ならびに小学校での授業参観の実施による幼児教育の推進に取り組みます。
- (3) 教員の授業改善、児童生徒の情報活用能力の向上をめざした GIGA スクール構想の推進
 - 児童生徒の個別最適な学びを確立するため、ハード・ソフト両面での環境整備の充実を図ります。
 - 教職員に対して、教育の情報化に関する研修会を実施し、教員の ICT 指導力の向上を図り、授業における ICT 活用促進につなげます。

※保幼小 … 保育園、幼稚園、こども園、小学校の頭文字をとったもの。

3 豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

宮古島の将来を担う幼児児童生徒の子ども像を目指して、主体性・創造性・国際性に係る資質・能力の育成が求められます。豊かな心を育む学校教育の要として、道徳教育の充実が挙げられます。道徳教育の課題として、「読み物資料の心情理解」や「学年が進むにつれ児童生徒が表面的な学び」になる傾向があります。また、子ども達のいじめが増加傾向にあり、不登校問題や学力低下にも影響が生じています。

新学習指導要領の実施に伴い、多面的・多角的な視点から考える機会を設ける指導法の工夫により、児童生徒自らが主体的に学びに取り組み、多様な価値観について、考え議論する道徳教育に向けた質的改善が求められています。そのために、道徳教育と体験的な学習と結びつけた教科横断的な視点でのカリキュラムマネジメントにより、豊かな心を育成する必

要があります。

さらに、多様な価値観を持つ子どもの育成に向けて、人権教育・平和教育・国際理解教育を充実させることが必要であり、ひいては豊かな心の育成につなげることが重要です。

重点施策

(1) 豊かな心を育む道德教育の充実

- 道德科における「考え議論する道德」に向けた授業改善を推進します。
- 道德科に関するカリキュラムマネジメントの実現します。

(2) 多様な価値観を持つ子どもの育成

- 自己理解・他者理解につながる人権教育・平和教育を推進します。
- グローバルな視野を広げる国際理解教育を推進します。

4 健やかな体の育成を図る教育の推進

現状と課題

本市における児童生徒の健康については、肥満率の高さが特に課題となっています。生き生きとした健康的な学校生活や家庭生活、社会生活を営むためには、家庭と連携し基本的な生活習慣の確立に向けた指導の充実が必要です。加えて、生涯にわたる心身の健康の保持・増進には体育・スポーツは重要であることから、幼児期から運動習慣の基盤づくりをすすめ、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る必要があります。子ども達が、自発的・自主的な活動を通して積極的に運動に親しめるよう、指導の工夫・改善を図り、運動部活動の活性化ならびに体力の向上を図る取り組みを推進します。

令和2年から現在にかけて、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により、感染症対策が日常化し生活様式も変化しています。気候変動や地震、津波等による災害も地球上で起きた出来事が遠く離れた宮古島まで押し寄せる現象も現実として起こっており、災害対策や身を守る行動も資質・能力として身につける必要があります。また、中高生における望まない妊娠や性に関する課題等も挙げられます。感染症対策や災害対策、性に関する課題等を含めた保健・安全教育の充実が新たな時代において求められます。

重点施策

(1) 日常的に運動に親しむ習慣・環境づくりの推進（運動部活動、スポーツ少年団等）

- 一校一運動の取り組みを推進します。
- 体力テスト・泳力調査等による実態把握と課題に応じた体力向上の取り組みを推進します。

(2) 基本的生活習慣の確立に向けた取り組みの推進

- 「早寝・早起き・朝ごはん」をはじめとした基本的生活習慣の確立の取り組みを推進

します。

- 食育・生活習慣学習教材の活用を推進します。（沖縄県副読本「ちゃーがんじゅう、くわっちーさびら」等）（３）保健・安全教育の充実の推進
- 性に関する学習会の取り組みを推進します。（思春期講座）
- 各学校における災害を想定した避難訓練等、安全教育の取り組みを推進します。

５ 地域と共にある学校づくりの推進

現状と課題

新指導要領においては「より良い学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念のもと、学校と地域が連携と協働により「社会に開かれた教育課程」を実現することが重要視されています。

本市は、少子高齢化による地域の過疎化に加えて、地域の歴史、伝統、文化の継承や自然環境の保全等に課題があり、地域においては「学校を核とした地域づくり」が求められます。あわせて、第２次宮古島市教育ビジョンの目指す子ども像に「宮古の自然や文化に誇りを持ち」と示されていますが、引き続き、地域のことを知り発信できる子どもを育成することが教育に求められています。それを実現するには、学校の学びが地域社会及び多様な職業とつながること、学校の学びが地域社会と往還するという仕組みづくりが重要です。また、その実現によって、子どもの将来を見据えたキャリア発達がより期待できます。

学校と地域が互いの課題解決のため連携と協働することで、地域総ぐるみで豊かに生きる力を育む必要があります。そういう地域とのつながりを保持できるよう、地域と共にある学校づくりを推進します。

※キャリア発達 … 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。

重点施策

（１）コミュニティスクール（学校運営協議会制度）を導入の推進

- 地域総ぐるみで子どもを育てる視点で「学校運営協議会制度」を活用し、「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みます。
- 学校課題について家庭、地域と協働して解決すると共に、地域資源を有効に活用し、持続可能な開発目標（SDGs）に向けて一体となって取り組みます。

（２）家庭、地域と連携・協働したキャリア教育の推進

- 教育活動全体を通してキャリア教育を促す取り組みと小中高１２年間の学びの足跡をつなぐ「キャリアパスポート」活用の推進に取り組みます。

- 地域活動への参加、職場見学や職場体験を通して、学ぶことと社会との接続を意識させ、社会的、職業的自立に向けてキャリア発達を支援します。

6 教職員の資質・能力の向上

現状と課題

教職員が心身共に健康であることは、児童生徒の教育活動においても大きな影響を与えることから、教職員の働き方改革が求められています。沖縄県の教職員は、全国と比較して病休率及び休職率が高く、本市においても全国平均より病休（特に精神疾患による）取得者の割合が高い状況にあります。教職員のワーク・ライフ・バランスを実現し、心身の健康を保ちながら業務の効率化を図り、活力ある教育活動を展開するために、労働環境の充実・活性化に努め、生活の安定と福祉の向上に努める事が必要です。

また、子どもたちの資質・能力を育むため、教職員自身も主体的に学び続ける存在でなければなりません。本市は、離島地区であるため、他地区での研修会に参加する機会が少ないことが課題となっており、更なる研修の機会の創出が必要です。そのため、県内外の教職員との教育実践に関する交流・共有や学校現場に直結する教育課題についての研修の充実により、教職員の資質・能力を向上させることが大切です。本市では、市立教育研究所を中心として、長期研究員の研修事業や研究指定校等の研究成果普及、連携大学等の協力による研修など多岐にわたる事業を充実させることで、教職員の資質・能力の向上を推進していきます。

重点施策

- (1) 働き方改革を推進し子どもの教育に専念できる取り組みの推進
 - 働き方改革推進プランを策定し、業務の改善・効率化を図ります。
 - 学校支援員等の配置を拡充し、教職員の負担軽減に努めます。
 - 保健師及び産業医による教職員のメンタルケアを含めた学校の衛生管理体制の充実を図り、安心して働ける環境づくりに取り組みます。
- (2) 教職員の学び続ける資質・能力の向上
 - 教育研究所事業の充実を図り、研究成果の波及を推進します。
 - 連携大学や外部教育機関と連携した研修事業を推進します。

7 課題を抱える児童生徒の社会自立に向けた支援体制の充実

現状と課題

貧困・ヤングケアラーなど、支援が必要な家庭環境、SNS・ゲーム依存等が原因となって不登校等の課題を抱える児童生徒が増加しています。生徒指導関連事業（スクールソーシャルワーカーや問題行動等学習支援員の配置、教育相談室や適応指導教室等の活用推進によ

る児童生徒や家庭の社会自立に向けた支援は、重要です。今後も生徒指導関連事業を継続・充実させ、学校、関係機関と情報連携・行動連携を図りながら、問題行動等の未然防止、早期発見、早期解決に取り組み、誰一人取り残さない支援体制を推進していきます。

重点施策

(1) 生徒指導関連事業を展開し、課題を抱える児童生徒の自立支援の充実

- 生徒指導の4つの視点（規範意識の醸成・自己存在感の感受・共感的人間関係の育成・自己決定の場の提供）を生かした、授業や行事等の取り組みを推進します。
- スクールソーシャルワーカー、問題行動等学習支援員を配置し、学校、関係機関との連携を図ります。
- 児童生徒が安心できる居場所（校内自立支援室・教育相談室・適応指導教室等）の積極的な活用を推進します。

(2) いじめ、不登校等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応の体制構築

- 児童会や生徒会活動を活性化して、子ども達が主体となる取り組みを推進します。
- 毎月の問題行動等調査による、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決の取り組みを継続します。
- 支援を要する児童生徒へのICTを活用した支援の取り組みを推進します。

8 共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育の推進

現状と課題

困難さを抱える子どもへの理解や支援の必要性が浸透したことにより、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しています。早期からの見取りと切れ目のない支援が重要視されており、多様な学びの場の提供や誰もがわかりやすいユニバーサルデザインの授業、個別支援の充実が求められています。

また、年齢、性別、国籍や価値観の多様性を認めるダイバーシティの考え方も広がっており、インクルーシブ教育の推進により、誰一人取り残さない教育がより必要となっています。

※ダイバーシティ… 多様性(diversity)。ここでは、一人ひとりの人間がもつ個性、違いを認め合う意味を含む。

※インクルーシブ教育… 障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育。インクルーシブ(inclusive)は「すべてを含んだ」、「包括した」という意味の形容詞。

重点施策

(1) 特別支援教育の連続性のある指導の充実と適切な学びの場の決定に向けた就学支援の充実

- 保幼小中高の関係職員の情報連携や幼小接続に係る情報交換シート、本市独自の個別の支援計画をもとに確実な接続を行い、早期からの切れ目のない支援の取り組みを推進します。
 - 教育支援委員会をはじめとする特別支援教育体制の充実を図り、連続性のある多様な学びの場として、特別支援学級、通級指導教室等の環境整備、特別支援教育支援員の配置等の人的整備の充実に取り組みます。
- (2) 子どもの多様なニーズ（困り感）に応じた指導の充実
- ユニバーサルデザインの視点での授業の推進や、困り感を持つ児童生徒への ICT 等を活用した個に応じた学びの提供に必要な指導者研修の充実に取り組みます。
 - あらゆる個性や価値観を尊重するダイバーシティ教育の推進を図り、ジェンダーフリー（男女混合名簿や制服の選択制等）校則の見直し等を推進します。
 - 運動療育を活用した、特別支援教育指導員の派遣プログラムの充実に取り組みます。

第2節 社会教育

1 基本方針

市民の生涯にわたる学習活動を推進するため、生涯学習の視点に立って学校教育、家庭教育、社会教育の相互の連携を図りつつ、市民の学習ニーズに応じた生涯各期における多様な学習機会を提供するとともに、社会教育施設、設備の充実や社会教育指導者の養成・確保等、社会教育活動の充実と生涯学習の振興を図ります。

令和2年（2020年）から全世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会教育施設の休館、閉鎖など各分野での活動が制限され、学びや生活は大きな影響を受けました。新型コロナウイルス感染症への対応など、社会が劇的に変化する一方、オンラインによる学習など、新たなテクノロジーを活用した学び方が進みました。社会が大きく変化する中において「今後より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人ひとりがより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくり」を進めるためには、「様々な主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むこと」が必要であり、情報通信技術（ICT）も最大限活用しつつ、一人ひとりが生涯にわたって学び続けることが一層重要となります。

学びを通じ、持続可能な開発目標（SDGs）や社会的包摂の実現を目指すとともに、高齢者から若者まで、すべての市民に活躍の場があり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことができる社会を目指します。

核家族化・少子化など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安をもつ保護者の増加など家庭の教育力の低下が指摘されています。そうした中、本市においても少年による飲酒、喫煙、深夜はいかいなど不良行為少年の補導が見受けられます。今後も継続して家庭、地域、学校と連携を密にし、問題行動の未然防止、早期対応、早期解決に取り組む必要があります。

2 社会教育の推進と生涯学習の振興

現状と課題

国際化や情報化の進展に伴い、市民の学習ニーズも多様化、高度化するなど、市民の学習意欲が新たな高まりを見せるなか、個人、団体等による自主的な学習活動が盛んに行われています。

今後も、市民の学習機会の拡充に努めるとともに、「いつでも、どこでも、だれでも」学習でき、その成果が適切に評価、活用される機会・場の創設を図り、市民の多様な学習ニーズを満たす取り組みが必要です。

また、自発的な学習活動を支援するため、生涯学習指導者登録制度（リーダーバンク）の活用に向け周知活動を展開するとともに、新たな地域人材の発掘・強化を図り、市民が高い満足度と充実感を持って社会生活が送れるような生涯学習の実現に努める必要があります。

重点施策

- (1) 「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる機会の創出、ならびに市民の多様な学習ニーズを満たす取り組みの推進
- (2) 生涯学習の普及、啓発のための市民の学習成果発表の場の創出
- (3) 青少年団体、婦人団体、PTA等社会教育団体の育成援助および活動促進
- (4) 生涯学習指導者登録制度（リーダーバンク）の活用に向け、周知活動の展開と新たな地域人材の発掘・強化
- (5) 生涯学習の拠点施設となる「未来創造センター（中央公民館）」を中心とした更なる生涯学習の充実

3 青少年健全育成

現状と課題

本市においては、少年少女の補導件数は減少傾向にありますが、未だに飲酒、喫煙、深夜はいかいによる補導が見受けられ、更には SNS を介したトラブルから犯罪に巻き込まれるケースもあります。

これらの問題には、都市化、少子化、核家族化など、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、地域における人間関係の希薄化や、家庭・地域社会の教育力の低下といった社会状況の変化も関係しています。家庭・学校・地域との情報共有や行動連携の強化を図り、問題行動の未然防止、早期対応、早期解決に取り組むなど、青少年の健全育成に努めることが重要です。

重点施策

- (1) 家庭・学校・地域間の情報共有・行動連携を基盤にした問題行動の未然防止、早期対応、早期解決による青少年の健全育成
- (2) リーダーバンクを活用した体験活動（勉強会、スポーツ・文化活動）や放課後子ども教室などの充実
- (3) 青少年の諸課題解決に向けた青少年問題協議会の活動強化、ならびに関係行政機関・家庭・地域・学校関係者の連携強化
- (4) 社会教育団体（青少年団体、婦人団体、PTA等）の研修会を通じた指導者の資質の向上ならびに活動促進

4 市立図書館活用の推進

現状と課題

市立図書館は、これまで図書資料の収集・保存・提供を中心に運営してきました。令和元年8月には、図書館と中央公民館の持つ機能の効果を相乗的に発揮できる複合施設として「宮古島市未来創造センター」が開館し、また令和2年には老朽化が課題となっていた移動図書館車輛2台が新たに整備され、これまで以上に市民の生涯学習支援施設としての役割が期待されています。今後は、子どもから高齢者まで誰でも気軽に利用でき、生涯学習や地域の課題解決に役立つ「くらしの中の図書館」を目指し、図書資料の充実を図るとともに、電子図書館の導入など、市民のニーズに応じた新たな図書館サービスに取り組んでまいります。

重点施策

- (1) 市民の多様な学習ニーズに応える図書資料とサービスの充実
- (2) 図書館遠隔地住民や視覚障がい者、学校教育に役立つ電子図書館を導入
- (3) 図書館利用者拡大に向けた図書館に親しむイベントの実施
- (4) 「市立図書館と学校図書館の連携強化」ならびに「家庭・地域における読み聞かせ活動の支援による子どもの読書活動推進」
- (5) 市ホームページやSNSを活用した図書館資料や利用等についての情報発信

第3節 スポーツ振興

1 基本方針

すべての市民が気軽にスポーツに親しむ環境づくりと健康の保持・増進及び体力向上を目指します。

宮古島市においては、体育施設として、合併前の旧市町村ごとに整備された陸上競技場や体育館、野球場等の類似施設が多くありますが、その一方で老朽化した施設の維持管理が大きな課題となっています。そのため、体育施設の充実を図るとともに指定管理者制度を含めた既存施設の有効活用においても年次的・計画的な取り組みが必要となっています。

今後は、体育施設の充実を図りながら市民のスポーツに対するニーズに応じた指導者の育成や派遣などの支援を行い、スポーツアイランドとしての環境づくりを整えていきます。

2 生涯スポーツの推進

現状と課題

本市は、年間を通して温暖な気候にあり、豊富なスポーツ施設を有していることから、市民が気軽にスポーツに親しめる環境にあります。また、市民の体力向上と健康増進を図るため各種スポーツ教室などが開催されています。

スポーツは、地域の一体感や活力の醸成、心身の健康の保持・増進など、重要な役割を果たすとされており、本市においても、近年の健康志向の高まりにより「自ら運動する意識」が県平均を上回る状況にあります。

一方で、運動しない子どもの割合が全国平均より高くなっており、今後、運動をしている子どもとの間で体力差が生じる「運動・体力の二極化」が進むことが危惧されます。

重点施策

- (1) 個人の体力や年齢に応じて気軽に実践できる生涯（軽）スポーツの普及・発展
- (2) スポーツ指導者の育成と各種スポーツ教室・講習会の充実
- (3) スポーツ施設の計画的・効率的な整備と施設の有効活用
- (4) 総合型地域スポーツクラブの発展や市民一人ひとりのスポーツニーズに応じた活動の充実

3 競技スポーツの充実

現状と課題

各競技とも協会・連盟が地域の底辺拡大と競技力の向上を目指し、大会を年次計画で実施しています。また、サークルやスポーツ少年団も定期的に活動を行っています。

今後は更に各競技の指導者育成の充実及び活用が必要となっています。

重点施策

- (１) 指導者育成講習会の充実と県大会の受け入れ体制の強化
- (２) 各競技団体等へ講師（アドバイザー）を招聘し講習会及び実技指導の推進
- (３) リーダーバンクに登録されている人材やスポーツ推進委員の活用推進
- (４) 各種スポーツ団体の活動支援及び競技者の拡大と競技力の向上
- (５) 全国・県大会レベルで活躍できるアスリートの育成

第4節 文化振興

1 基本方針

市民文化の向上を図るため、芸術文化活動を推進し、郷土文化や文化財、新たな地域文化の振興を目指します。

本市は、地域ごとに特性のある文化を有しており、その多様性が本市の魅力となり、「地域を愛する心」を育むものとなっています。

各地域においては、市民主体による地域文化をかしたイベント等も開催されており、市民の地域文化への関心は高まっています。また、総合博物館では、史資料と情報を集積し、展示会や学習支援を通して広く活用されており、宮古郷土史研究会や宮古野鳥の会など、数多くの団体と連携し文化活動を活発に展開しています。今後は、文化活動に参加する市民の底辺拡大と関係団体への支援強化を図りながら、創造性豊かな魅力溢れる地域づくりに向け、芸術文化の振興に取り組むことが求められています。

具体的には、市民文化の向上と、創造発展を図るため、関係団体の育成や連携強化に努めるとともに、心身の成長期にある児童・生徒にすぐれた芸術を鑑賞する機会を提供し、豊かな創造性と情操の育成を図るため、芸術文化活動を推進する必要があります。また、市民一人ひとりが地域の自然、歴史、文化を大切にする心を育み、市民が等しく、郷土文化に触れ、文化に対する理解や関心を深めるとともに、新たな地域文化の振興と推進に努める必要があります。

2 文化活動の充実強化

現状と課題

本市は離島圏域のさらに離島に位置し、都市部と比較して芸術文化に接する機会が少ない状況にあります。こうした中、市は文化団体や各種事業の実行委員会等と連動し、市民総合文化祭や文化ホール（まていだ市民劇場）を活用した各種文化事業に取り組んでいます。

今後は、若年層から高齢者まで幅広く、市民の関心や要求に応えた文化活動の実施を図る必要があります。

また、文化活動に参加する市民の拡大と関係団体への支援強化を図るとともに、子どもたちの学習の場としても活力溢れる地域づくりに向け、市民ニーズにあった文化活動を推進し、優れた芸術文化に触れる機会の充実や新たな文化を創造することが必要です。

重点施策

- （１）市民が実施する「変化する社会の情勢に対応した芸術文化」への効果的な支援
- （２）子どもたちが方言に触れる取り組みや伝統文化の継承の支援
- （３）宮古島市文化ホールの市民に身近な文化拠点施設としての活用と機能の維持・強化。

(4) 多彩な文化芸術活動に取り組む団体等への支援及び新たな自主事業の方向性の検討。

3 文化財の保存と活用

現状と課題

近年、土地開発が活発に展開されており、開発によって埋蔵文化財や天然記念物の生息域の毀損・消失・減少が見られます。また、「宮古馬」を種として保存していくため繁殖計画を策定し、飼育場の整備、後継者の育成、活用に向けた馴致・調教を行っていく必要性があります。

宮古島市内には、164件の国・県・市指定文化財が所在します。これまで文化財 web 公開システムの充実化やパンフレットの作成、各史跡への説明板の設置、文化講座や展示会などを展開し活用を図っていますが、文化財の適切な管理、保護が重要な課題となっています。また、国指定重要無形文化財「宮古上布」の技術を継承していくためにも、原材料となる苧麻績（じゅんみ）の技術を広めるとともに、苧麻系（じゅんみ）の生産量の増加が求められています。

民俗文化財等の保存・継承については、市街地への人口流出や少子高齢化などの社会環境の変化に伴い、地域においては、若者の減少や祭祀を司る人材不足が懸念され、有形・無形の民俗文化財や民俗行事などの存続が危惧されています。

今後は、関係機関と連携を図り、貴重な天然記念物生息域の保護対策を推進するとともに、文化財の調査研究、保存管理・整備及び伝承者の養成に努め、新たな文化財の指定や保存・伝承について、市民の文化財愛護思想の普及・高揚を図る必要があります。

※苧麻績…苧麻（じゅんみ）（イラクサ科の多年草で、ちょま、カラムシとも言う）から繊維を取り出し苧麻系（じゅんみ）を績（う）む（撚り繋ぐ）こと。草である苧麻も、糸である苧麻系も、宮古では「ぶー」という。

重点施策

- (1) 天然記念物の保護対策の継続、「宮古馬」の繁殖計画、飼育環境の整備、後継者の育成、宮古馬の馴致・調教による積極的な保存・活用
- (2) 国指定名勝・天然記念物「八重干瀬」のさらなる保全・活用
- (3) 国指定重要無形文化財である宮古上布に関する技能後継者の育成事業推進、宮古上布の魅力発信
- (4) 宮古島市の歴史と文化の記録保存と市民への周知を目的とした市史編さん事業の実施
- (5) 文化財の保存や修復、周辺環境整備の推進による市民が文化財にふれる利便性向上
- (6) 宮古島市歴史文化資料館を中心とした、郷土の歴史・文化への理解を深めるための

- 文化財資料の展示・公開などの利活用推進
(7) 文化財散策冊子『綾道^{あやみち}』を活用した文化財の魅力発信

※馴致^{しゅんち}…人になれさせること。

4 博物館活動の推進

現状と課題

市民や地域・各種団体が博物館に求めるニーズは多様化・高度化しており、各分野の専門的知識を有した学芸員の確保が必要です。また、既存の施設は老朽化が進んでいるほか、収蔵品の増加に伴う保管スペースや紫外線対策、照明設備、害虫対策など展示品や収蔵品の適切な保存管理に支障が生じていることから、施設の充実強化が課題となっています。

今後は、史資料の収集・保存、調査研究、展示公開等、博物館活動の基盤の強化を図るとともに、地域住民の学習の場及び文化活動の拠点としての博物館づくりに、より一層取り組む必要があります。

重点施策

- (1) 収蔵品や展示品等の充実、適正管理及び施設の充実強化
- (2) インターネットを利用した情報発信による博物館の活用促進
- (3) 学芸員の確保・人材育成による調査研究関係者や来館者の受け入れ体制の充実
- (4) 地域住民の学習の場及び文化活動の拠点となる新宮古島市総合博物館（仮称）の建設検討

第5節 教育行政の充実・強化

1 基本方針

本市の教育理念「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性、創造性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」の実現に向け、住民の教育行政に対するニーズを的確に把握し、迅速かつ計画的な教育課題に取り組みます。

グローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により、社会構造等が急速に変化する中、幼稚園教育要領、学習指導要領が改訂されるとともに、「令和の『日本型学校教育』中央教育審議会答申」が出され学校教育も大きな転換期を迎えています。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う GIGA スクール構想（児童生徒向けの一人一台端末と、最大容量の通信ネットワークの整備）の推進、学校における働き方改革等、直面する課題への早急な対応が求められています。

このような教育を取りまく社会情勢の中で、本市においては、少子高齢化、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした人間関係の希薄化、貧困家庭の増加に伴う福祉の支援を要する児童生徒の増加、特別な支援を要する児童生徒の増加、様々な要因が複雑に絡んだ諸課題が山積しています。また、市民の学習ニーズに対応した生涯学習の振興、教育関連施設の整理・充実、地域文化の保存・継承に加え、八重干瀬の更なる保全・活用に向けての取組など新しい課題もあります。

そのため、今後は本市の教育理念に沿った教育課題の解決に向けて、主体性のある教育行政を展開し、教育委員会の活性化を促進します。

また、方針に基づいた効率的な施策の迅速な実施に向けて専門職を配置するなど、組織力の強化に取り組みます。

2 教育委員会の活性化

現状と課題

本市教育委員会は、定例会や臨時会等で、教育行政に関わる方針等の決定を行っています。会議は原則公開となっており、マスコミ報道によって市民への情報公開がなされています。また、会議で議論された内容は教育委員会の広報誌に、会議録等はホームページで公開しています。しかしながら、教育委員会の組織がどのようなものであるのかや、どのような取り組みを行っているのかに対する市民の理解・周知が十分ではないことが課題となっています。

一方、市民の意見やニーズを反映した教育施策の展開を望む声が高まっている中、本市教育の基本理念や目標に沿った施策決定に向けて教育委員会の積極的な取り組みが求められます。そのため、定例会や臨時会など活発な議論の機会を確保し、適切な意思決定を行うための研修会や勉強会、協議会等の実施により、教育委員会の活性化を図る必要があります。

さらには、生涯学習の振興や市民スポーツの振興等、市長部局との連携強化を図り、より効果的に施策を推進することも課題となっています。

重点施策

- (1) 教育委員会ホームページの更新や広報誌の発行、教育委員会会議の公開等による広報広聴活動推進
- (2) 教育委員や事務局職員の資質向上と教育課題への迅速な対応の強化
- (3) 積極的な学校訪問を通じた小中学校との連携強化
- (4) 市長と教育委員会で構成される総合教育会議を活用した連携強化
- (5) 事務事業の点検・評価の充実による効率的な行政運営

3 組織・体制の見直し

現状と課題

教育委員会では、市内各地に点在するスポーツ施設や社会教育施設の維持管理と適切な運営が課題となっています。施設の中には、整備されてからかなりの年数が経過、老朽化が進んでおり、今後、更新を検討しなければならない施設も多くあります。

これらの施設の計画的な更新や統廃合を進めていく中であって、職員の削減が進められており、各施設の管理に係る職員数の適正化、施設の更新や統廃合に向けた業務に携わる職員の確保など、課題解決に向けた組織体制の全体的な見直しが求められます。

また、教育に対する住民ニーズが多様化、高度化する中で効率的な教育行政の運営に向けて専門的に高度な知識や技能を有する専門職員の配置による事務局体制の強化が必要となっています。

重点施策

- (1) 指定管理者制度の導入検討
- (2) 更新時期が到来する建物等に関する類似施設の統廃合も含めた検討
- (3) 公民館施設の連携強化、管理運営の効率化、組織体制の見直しについての検討
- (4) 効率的な教育行政の運営に向けた、事務局全体の組織・体制の見直し検討
- (5) 社会教育主事・学芸員・司書等の専門的な職員の配置強化、職員の資質向上
- (6) 幼稚園の規模適正化と適正な教職員数の確保

各分野の目標値

ここでは、施策項目について、直近の実績値（令和2年度または令和3年度）と目標値（令和8年度）に区分し、数値で示しました。目標達成に向けて取り組んでまいります。ただし、各施設については、本来ならば直近の実績値を記載するところですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業については、令和元年度の数値を用いております。

第4章第1節 学校教育

確かな学力の向上の推進

No.	目標値を設定する項目	実績値	目標値
1	全国学力・学習状況調査の全国との比較（解答に対する粘り強さ：市/全国）	小(73.5P/80.6P) 中(56.8P/65.8P)	全国平均
2	各エリア連絡会における保幼小の連携した公開保育・授業の実施	0% （令和2年度）	100% （令和8年度）
3	ICT活用に関する取組状況アンケート（沖縄県教育委員会）	未実施	レベル3以上の学校が8割以上 （令和8年度）
4	情報活用能力調査（文部科学省）	未実施	全国平均並み （令和8年度）

豊かな心を育む教育の推進

5	クラスづくりのための質問調査（hiper-QU）による前・後期の尺度比較（要支援群の出現率の低下を検証）	未実施	出現率10%以下 （令和8年度）
---	--	-----	---------------------

健やかな体の育成を図る教育の推進

6	一校一運動実施率	小：87% 中：72% （令和2年度）	小：100% 中：100% （令和8年度）
7	健康づくり副読本活用率	小：81% 中：54% （令和2年度）	小：100% 中：100% （令和8年度）
8	児童生徒の肥満率の減少		県平均並み （令和8年度）

地域と共にある学校づくりの推進

9	コミュニティスクール導入校の割合	0% (令和2年度)	100% (令和8年度)
---	------------------	---------------	-----------------

教職員の資質・能力の向上

10	研修事業等の事後アンケートにおいて、研修意欲の向上に関する質問に肯定的な回答をする教員の割合	未実施	100% (令和8年度)
11	全国学力・学習状況調査 学校質問紙より「校内外の研修成果の積極的な活用について」	小88.2% 中91.3% (令和元年度)	小100% 中100% (令和8年度)

課題を抱える児童生徒の社会自立に向けた支援体制の充実

12	不登校児童生徒のうち、登校復帰または学びの場へ繋がった児童生徒の割合	未実施	60% (令和8年度)
----	------------------------------------	-----	----------------

共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育の推進

13	個別の支援計画作成の割合	未実施	100% (令和8年度)
----	--------------	-----	-----------------

第4章第2節 社会教育

社会教育の推進と生涯学習の振興

1	リーダーバンク制度の活用数の増加(年間)	5回 (令和元年度)	100回 (令和8年度)
---	----------------------	---------------	-----------------

(参考) 市では、47の単位子ども会育成会があります。

市立図書館活用の推進

2	図書館サービスの充実(年間貸出冊数)	205,532冊 (令和元年度)	280,000冊 (令和8年度)
3	公民館を活用した研修会・講座の増加(年間利用者数)	122,792人 (令和元年度)	140,000人 (令和8年度)

(参考) 図書館の蔵書冊数は、約21万冊です。

中央公民館をはじめ、各地域及び地区公民館(8館)において、各種講座を開設しています。

第4章第3節 スポーツ振興

4	体育施設年間利用者数の増加	120,800人 (令和元年度)	200,000人 (令和8年度)
---	---------------	---------------------	---------------------

(参考) 教育委員会所管施設は、令和3年度では総合体育館をはじめ、野球場、陸上競技場、屋内運動場、テニスコートなど体育施設は15箇所ありましたが、組織改編により多くが市長部局に移管され、令和4年度では、城辺陸上競技場、砂川地区体育館、砂川地区武道場、砂川地区屋外運動場の4箇所となりました。上記目標は、市長部局と連携しつつ、15箇所における利用者増を図ることとします。

第4章第4節 文化振興

文化活動の充実強化

5	文化ホール(マティダ市民劇場)入場者数の増加	40,166人 (令和元年度)	42,170人 (令和8年度)
---	------------------------	--------------------	--------------------

(参考) 令和元年度の利用件数は135件です。

文化財の保存と活用

6	綾道・歴史文化ロードコースの策定	10コース (令和3年度)	15コース (令和8年度)
---	------------------	------------------	------------------

(参考) 現在、「砂川・友利」「平良北」「下地・来間」「新里・宮国」「戦争遺跡」「伊良部島」「城辺東・北」「平良南/松原・久貝」「四島・西辺」「下地・野原」の10コースが策定されています。

博物館活動の推進

7	総合博物館の入館者数の増加	19,680人 (令和元年度)	22,000人 (令和8年度)
---	---------------	--------------------	--------------------

(参考) 常設展示のほか特別企画展や子ども博物館を開催しています。

資料編

資料編 1 宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）について（諮問）

宮教総第 624 号

令和3年10月6日

宮古島市教育ビジョン

検討委員会 殿

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）について（諮問）

みだしのことについて、宮古島市総合計画の下、宮古島市教育委員会の事業施策展開に向け、宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）検討委員会設置要綱（平成23年宮古島市教委訓令第7号）に基づき、基本計画についての意見を頂きたく、ご審議のうえ、答申下さるようお願い申し上げます。

資料編2 宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）について（答申）

宮教ビ検委第1号

令和4年2月25日

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子 殿

宮古島市教育ビジョン検討委員会

委員長 平良 善信

第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）について（答申）

令和3年10月6日付、宮教総第624号により、諮問のあったみだしのことについて、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

記

第3次宮古島市教育ビジョンが着実に実行される計画となるよう、教育委員会全体で取り組むとともに、市民への周知を図られるよう要望します。

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市附属機関設置条例（令和元年宮古島市条例第28号）第3条の規定に基づき、宮古島市教育ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、宮古島市教育ビジョンの策定に向けて、次に掲げることを検討する。

- (1) 本市教育の基本方針に関すること。
- (2) 本市教育の振興に関すること。
- (3) 本市の子ども像に関すること。
- (4) その他教育ビジョンに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、宮古島市教育ビジョンの策定までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 委員会に専門の事項を調査・検討させるため、部会を置く。

- 2 部会は、学校教育部会及び社会教育部会とする。
- 3 委員は、いずれかの部会に属するものとする。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、部会に属する委員の中から互選し、副部会長は、部会長が指名する。
- 6 部会長は、部会の会務を総理する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 委員会の庶務を処理するため、教育委員会教育部教育総務課に事務局を置く。

2 事務局員は、教育委員会教育部教育総務課の職員をもって充てる。

(部会の事務局)

第8条 部会の庶務を処理するため、教育委員会事務局内に次の各号に掲げる部会の事務局をそれぞれ当該各号に定める課に置く。

(1) 学校教育部会の事務局 学校教育課

(2) 社会教育部会の事務局 生涯学習振興課

2 事務局員は、それぞれの課の職員をもって充てる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

資料編4 宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）検討委員会名簿

番号	区分	所属	役 職	氏名
1	社会教育部会	宮古島商工会議所	副会頭	根路銘 康文
2		宮古島市子ども会育成連絡協議会	会長	奈良 俊一郎
3		宮古島市スポーツ協会	専務理事	宮國 敏弘
4		宮古島市文化協会	会長	饒平名 和枝
5		宮古地区婦人連合会	副会長	本永 安子
6		宮古島警察署生活安全課	課長	久高 国広
7		宮古島市社会教育委員	副議長	島尻 郁子
8	学校教育部会	宮古島市教育研究所	所長	平良 善信
9		宮古地区県立学校長会	会長	金城 透
10		幼保連携型認定こども園	園長	仲田 友実
11		宮古地区小学校校長会	会長	与那覇 淳
12		宮古地区中学校校長会	会長	宮國 幸夫
13		宮古地区PTA連合会	会長	上地 庸一
14		合同会社 COCONET （発達支援ルーム すたーとる）	代表	砂川 珠美

令和8年度

宮古島の教育

発行年月 令和8年7月

発 行 宮古島市教育委員会

電 話 0980-73-1970
